

静岡県立島田工業高等学校

(全日制)

危機管理マニュアル



(令和 8 年 8 月改訂)



静岡県立島田工業高等学校

〒427-8541 静岡県島田市阿知ヶ谷201番地

TEL(0547)37-4194 FAX(0547)37-1177

<http://www.edu.pref.shizuoka.jp/shimada-th/home.nsf/>

目 次

Ⅰ 事前の危機管理	
1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ	1
2 危機管理の基本方針	2
3 危機管理マニュアルの運用方法	3
4 学校の状況	6
5 施設設備安全点検	8
6 教職員名簿	10
7 教職員の配備体制	12
8 教職員の参集基準	14
9 緊急時の連絡体制	17
10 緊急時持出品・文書等の整理・管理	21
11 備品・備蓄品	22
12 教育活動の実施基準	24
13 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修	27
2 災害時の危機管理	
1 傷病者発生時の基本の対応	40
2 頭頸部外傷発生時の対応	43
3 熱中症の防止対策及び発生時の対応	45
4 てんかんの応急処置	49
5 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応	50
6 不審者侵入事案の対応	57
7 登下校時の不審者事案	59
8 学校への犯罪予告への対応	61
9 交通事故発生時の対応	64
10 情報の収集方法	67
11 火災対策	
（1）火災予防対策	68
（2）火災発生時の対応	68
12 風水害対策	
（1）気象情報の基礎知識	71
（2）気象警報・注意報発表時における教育活動実施基準	75
（3）気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	80
（4）積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	82

13 地震対策	
（１）地震対策の基礎知識	83
（２）地震災害における教育活動の実施基準	84
（３）地震発生時の対応	85
（４）緊急地震速報の基礎知識	89
（５）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	90
14 津波対策	
（１）津波対策の基礎知識	96
（２）津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	98
（３）津波避難における留意事項	99
15 火山災害対策	
（１）火山災害の基礎知識	102
（２）富士山火山災害対策が必要な学校 ※本校は該当しない	103
16 原子力災害対策	
（１）原子力災害対策の基礎知識	106
（２）浜岡地域原子力災害広域避難計画	110
（３）原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	112
17 国民保護対策	
（１）国民保護対策の基礎知識	114
（２）ミサイル発射後に出されるＪアラート警報時の対応	114
18 その他	
（１）大規模停電発生時における学校の対応	117
（２）生徒の引渡し及び待機	117
（３）校外活動における危機未然防止対策	120
（４）学校教育等に関する移動の安全確保のための対策	122
（５）クマ出没時における学校の対応	127
3 事後の危機管理	
1 避難所対応	128
2 教育活動の再開に向けた流れ	132
3 心のケア	135

I 事前の危機管理

I 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

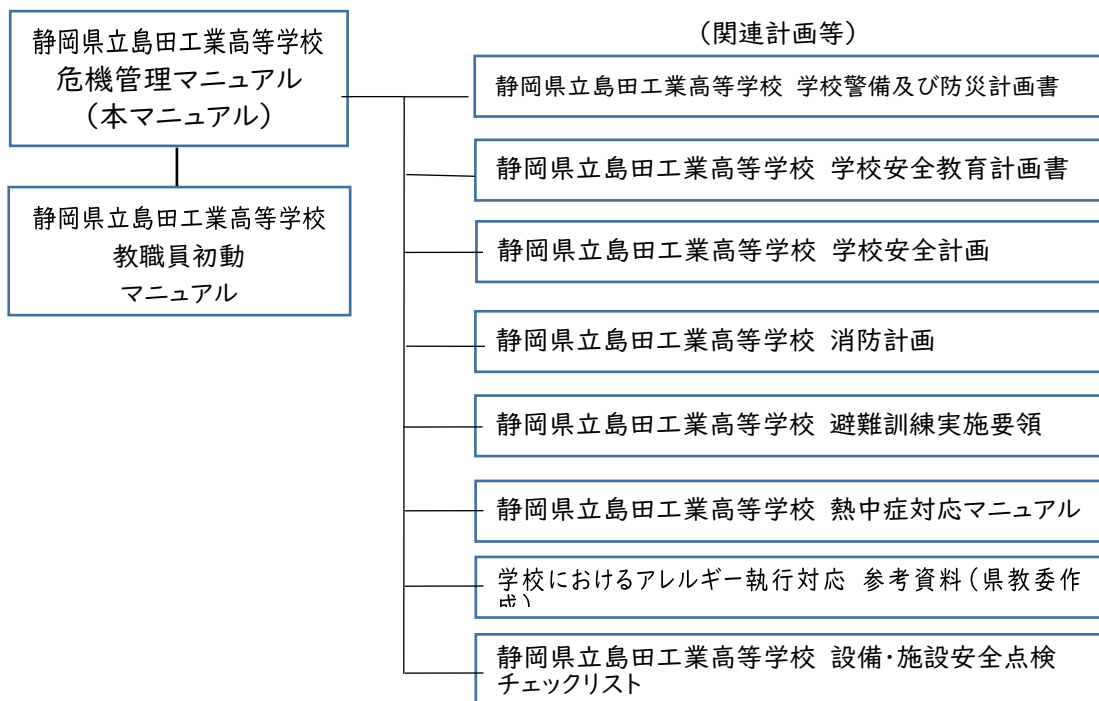
●本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

●関連計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。

◎本校における関連計画・マニュアル等との関係



◎本校における学校安全に関する計画等

策定すべき計画	根拠となる法令	策定（改訂）時期
危険等発生時対処要領（※本マニュアル）	学校保健安全法第29条第1項	令和8年8月
学校警備及び防災計画書	消防法第8条第1項	令和8年4月
学校安全教育計画書及び学校安全計画	学校保健安全法第27条	令和8年4月
消防計画	消防法施行規則第3条	令和8年4月

※避難確保計画については、市町の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に指定された学校が、市町の指示により作成する。

2 危機管理の基本方針

◎危機管理の基本原則

- ☐ 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- ☐ 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体としての組織的な対応を行う。
- ☐ 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- ☐ 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◎危機管理の基本方針

- ☐ 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修を通じて各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- ☐ 学校の施設設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- ☐ 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- ☐ 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑える。
- ☐ 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒や、その保護者等への継続的な支援を行う。

3 危機管理マニュアルの運用方法

◎教職員・関係者等への周知方法

校長は、職員会議や研修等において、全ての教職員（非常勤職員等の本務職員以外を含む）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図らねばならない。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

◎生徒・保護者への周知方法

校長は、生徒・保護者に対し、一斉メール配信やホームページ等により、必要に応じて本マニュアルに定める事項を周知するものとする。

◎防災教育推進のための連絡会議実施内容

地域と連携した防災教育の実施や防災体制の整備等について協議するため、学校・地域（自主防災組織）・市町防災担当課等で構成される「防災教育推進のための連絡会議」を実施する。

実施時期	構成者	協議内容
4月19日	・岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所運営委員 ・島田市役所防災担当者	第1回避難所運営委員会(4月19日) ・新委員への説明会 ・昨年度委員と共に避難所資機材の設営を実践する。 ・女性支援：説明会、日程説明と避難所の確認
5月24日	・岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所運営委員 ・島田市役所防災担当者	第2回避難所運営委員会(5月24日) ・学校安全計画及び学校危機管理マニュアルの確認 ・昨年度委員と共に各班毎に分かれて避難所資機材の設営訓練を実践する。 ・女性支援：避難所運営の問題検討
6月21日	・岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所運営委員 ・島田市役所防災担当者	第3回避難所運営委員会(6月21日) ・今年度委員のみで避難所資機材の設営訓練を実践する。 ・女性支援：避難所運営の問題検討
9月13日	・岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所運営委員 ・島田市役所防災担当者	第4回避難所運営委員会(9月13日) ・今年度委員のみで避難所資機材の設営訓練を実践する。 ・女性支援：避難所運営の問題まとめ
11月29日	・岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所運営委員 ・島田市役所防災担当者	第5回避難所運営委員会(11月29日) ・12月の防災訓練での住民への説明確認 ・地域避難所訓練での避難所設営準備、各班毎の最終確認 ・女性支援：炊き出し訓練準備
12月6日	・岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所運営委員 ・島田市役所防災担当者	第6回避難所運営委員会(12月6日) ・地域総合防災訓練 ・避難所設営と避難住民への施設説明 ・女性支援：炊き出し訓練

◎危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管・配付する。

①印刷製本版

保管場所・配布対象	配付対象
☐ 校長室	1部
☐ 職員室（職員室中央連絡黒板の横）	1部
☐ 事務室（事務長席の後方）	1部
☐ 各教職員	概要版各1部（内規集と一緒に保存）
☐ 非常用持出用品棚（副校長席後ろの棚）	1部

②電子データ版

保管場所
☐ N E Sの「島田工業高校文書共有」DB
☐ C-Learning

【参考】

- ・学校外においても確認できるよう、対応フローや災害時における教職員の役割を抜粋した概要版マニュアルを作成することも、有益である。

（個人情報の扱いに留意すること）

事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

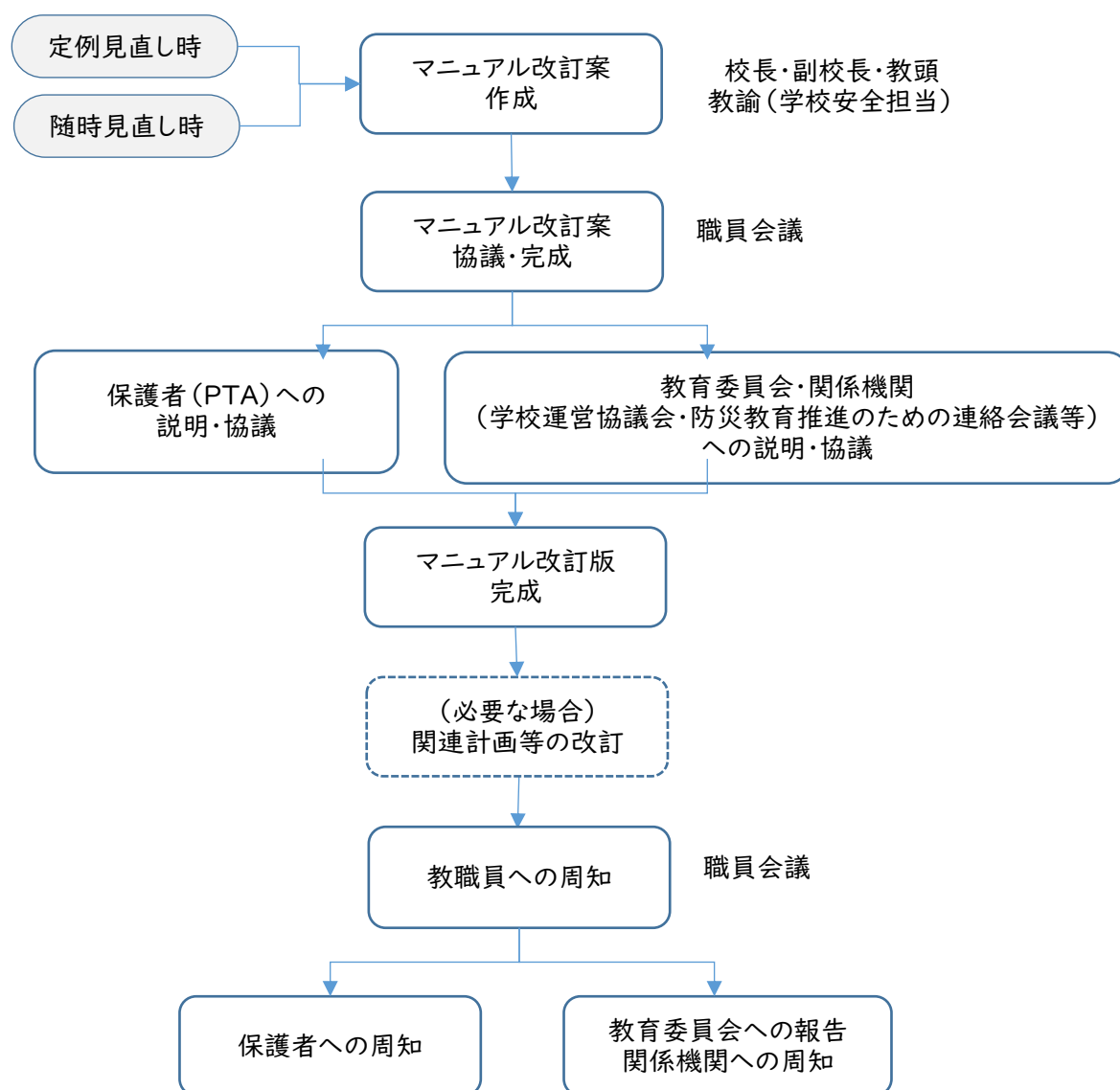
本部体制	設置基準
警戒本部（校長・副校長・教頭・事務長・防災担当・緊急時参集職員※）	*震度5強以上の地震が発生した場合 *上記相当の災害が起こった場合
事故・災害対策本部（全教職員）	*震度6弱以上の地震が発生した場合 *津波警報、大津波警報が発表された場合 *学区内で発生した災害により、大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 *学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 *学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

◎危機管理マニュアルの見直しの時期及び内容

本マニュアルは以下のとおり見直しを行い、継続的にこれを改善することで、学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	随時見直し
☐ 毎年度当初及び人事異動があったとき ☐ 各種訓練・研修会等を実施した後 ☐ 防災教育推進のための連絡会議において関係機関と協議したとき	☐ 島田市の地域防災計画等の改訂があったとき ☐ 各種ハザードマップの改訂があったとき ☐ 教育委員会からの通知に基づく改訂を入手したとき ☐ 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき ☐ 他校等含め、事故等が発生したとき

◎危機管理マニュアルの見直しの手順 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）

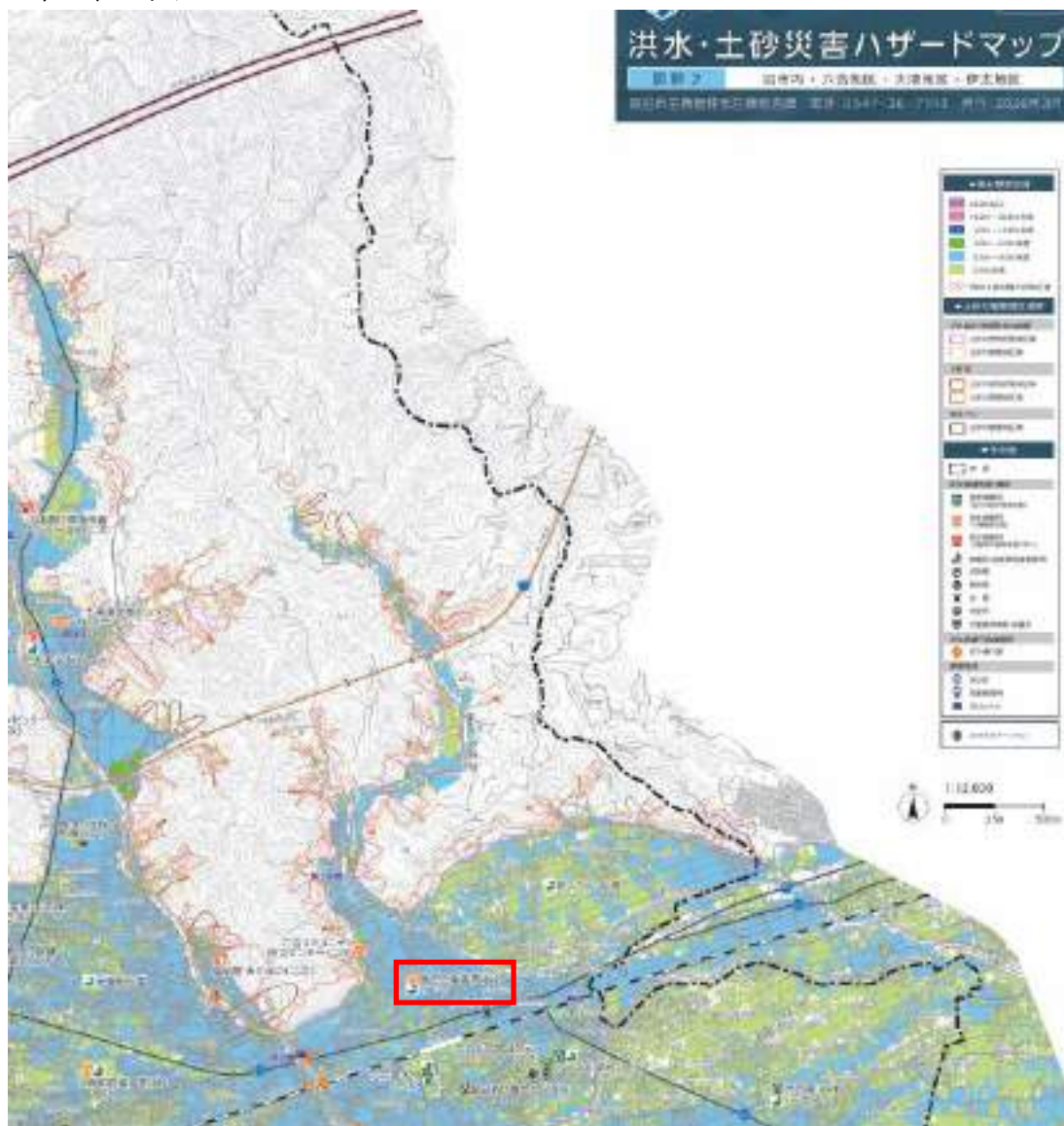


4 学校の状況

◎地域・学校・生徒の現状

区分	項目		内容							
学校所在地 の特徴	住所		静岡県島田市阿知ヶ谷 201 番地							
	海拔		43.2m							
	海岸からの距離		25km							
	近隣の河川		大井川、大津谷川、東光寺谷川							
	周辺の地形		大井川扇状地							
学校の被害 想定	最大震度		震度 6 強							
	津波浸水		なし／洪水被害 1.0～2.0m 未満（2 階以上が使える施設）							
	液状化		なし							
	土砂災害（警戒区域等の指定）		なし							
	洪水浸水（想定区域等の指定）		浸水想定区域 0.5～3.0m 未満（大井川氾濫）							
	原子力発電所との位置関係		24.2km U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone)地域内							
	火山避難対象エリア		なし							
	その他の災害		なし							
生徒の状況	生徒数（人）	区分								
		1 年								
		2 年								
		3 年								
	通学範囲	居住市町								
		東端								
		西端								
		南端（沿岸）								
		北端								
	津波浸水エリア内居住生徒数									
	U P Z ・ P A Z 内居住生徒数									
	火山避難エリア内居住生徒数									
	通学方法（述べ人数）		徒歩	自転車	J R	大井川 鉄道	路線 バス	送迎	その他	
	災害時に支援を要する生徒等									
避難所の 指定	指定避難場所		一次指定あり…体育館・卓球場・錬武館・生活館 等 （岸町及び阿知ヶ谷・東光寺地区）							
	指定避難所		一次指定あり…体育館・卓球場・錬武館・生活館 等							
	福祉避難所		指定なし							

●ハザードマップ



◎災害種別ごとの避難場所

火災	一次避難場所	グラウンド
	二次避難場所	具体的指定はなし。火災の延焼等によりグラウンドが危険となった場合は、状況に応じて安全な場所へ再避難
地震・津波	一次避難場所	グラウンド（津波が予想される場合：校舎 2 階以上への垂直避難）
土砂災害	一次避難場所	原則、学校内の安全な場所（学校敷地は土砂災害警戒区域等ではない）
洪水浸水	一次避難場所	状況に応じて校舎上階等（浸水時：校舎 2 階以上への垂直避難）
原子力災害	一次避難場所	校舎内への屋内退避（被爆を避ける）
	学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合場所	島田工業高等学校
火山噴火	一次避難場所	原則として校舎内等の安全な場所（学校敷地は富士山の避難対象エリア内ではない）（火山灰を避ける）
雷・竜巻	一次避難場所	校舎・体育館等の建物内 窓・外壁から離れ、建物内部の安全な場所へ屋内退避

5 施設設備安全点検

●危険箇所の把握

安全点検等の対象施設・設備等、実施時期、様式、担当は以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合は様式への記入に加え、写真や簡単な図等を追加しておく。

◎施設設備安全点検実施体制

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ※ 毎月点検 ※ 荷物棚等が固定され、落下の恐れがないか要確認 ※ 廊下で固定されていない長机等が動く可能性がないか要確認	各火元責任者	・別表Ⅰ 自主検査チェック表
	家具の耐震性の点検 ※ 年1回実施		
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 ※ 全て每学期実施対象	事務職員 技能員	・口頭による連絡
臨時点検	学校行事前後（校内施設・設備）	各火元責任者	・別表Ⅰ 自主検査チェック表
	災害時（校内施設・設備）		
日常点検	通常の授業日 （授業で使用する施設・設備）	全教職員	・口頭による連絡

【参考】学校保健安全法施行規則で定める3種類の安全点検

種類	具体例	対象	法的根拠
定期点検	☐ 每学期1回以上 ☐ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	<u>学校保健安全法施行規則第28条第1項</u> 每学期1回以上、生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	☐ 毎月1回 ☐ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、給食室、ベランダ、屋上等	
臨時点検	☐ 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 ☐ 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 ☐ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	☐ 必要に応じて設定	<u>同第28条第2項</u> 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	☐ 毎授業日	☐ 生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	<u>同第29条</u> 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【参考】避難経路・避難場所の点検

点検の観点
☐ 分かりやすい案内や表示があるか ☐ 避難経路に障害物がないか ☐ 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか ☐ 生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか ☐ 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか ☐ 実地見分を行っているか ☐ 学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒等や保護者に周知しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

【参考】非構造部材の点検

	教職員の点検項目
天井	☐ 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか
照明器具	☐ 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか
窓ガラス	☐ 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか
	☐ 開閉可能な窓の鍵はかかっているか
外壁（外装材）	☐ 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか
収納棚等	☐ 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

●ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

☐ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。

☐ 潜在的なリスクに気づいた。

ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

報告者	☐ 教職員 ☐ 生徒 ☐ 保護者 ☐ 地域住民 ☐ 関係機関（　　　　　　　　　）	
	報告者名（代理報告者名）	
発生日時	年 月 日（ ）	時 分頃
発生場所		
事象・気付きの内容		
事象・気付きに対する措置		

【参考】

- ・生徒や教職員等からのヒヤリ・ハット事例の収集については、グーグルフォームを利用するなど、ICTを活用し行うと効率的である。また、職員衛生委員会の場合等の活用も考えられる。

●危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。
校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

☐ 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。

☐ 想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

6 教職員名簿

◎教職員名簿（班名は P.13 を参照）

指揮 命令 順位	班名	職名	氏名	応急 対策 要員	勤務時間外に自校に 参集できない場合の 対応		緊急連絡先
					自校以外 の参集先 への参集 基準(※)	自校以外の 参集先	
1	災害対策本部	校長					
2	災害対策本部	副校長					
3	災害対策本部	教頭					
4	災害対策本部/渉外担当	事務長					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	災害対策本部/生徒保護者対応	教諭					
	心のケア/班生・保対応班	教諭					
	災害対策本部/生徒保護者対応	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	心のケア/班生・保対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭(再)					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	災害対策本部/心のケア班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭					
	生徒班・保護者対応班	教諭(再)					
	生徒班・保護者対応班	教諭(臨)					
	災害対策本部/生徒保護者対応	教諭					
	心のケア/班生・保対応班	教諭					
	避難所班	教諭(再)					
	避難所班	教諭					
	心のケア班/避難所班	教諭					
	避難所班	教諭					
	災害対策本部/避難所班	教諭(再)					
	避難所班	教諭					
	避難所班	特別教諭					
	避難所班	実習助手					

	災害対策本部/応急復旧						
	施設管理班/応急復旧						
	施設管理班/応急復旧						
	施設管理班/応急復旧						
	施設管理班/応急復旧						
	施設管理班/応急復旧						
	救護班						
	災害対策本部/救護班						
	救護班						
	救護班						
	救護班						
	救護班						
	救護班						
	救護班						
	施設管理班/安全点検						
	災害対策本部/安全点検						
	施設管理班/安全点検						
	災害対策本部						
	施設管理班/安全点検						
	施設管理班/安全点検						
	心のケア班/安全点検						
	災害対策本部						
	災害対策本部/搬出搬入						
6	災害対策本部						
	施設管理班/搬出搬入						
	施設管理班/搬出搬入						
	施設管理班/搬出搬入						
5	施設管理班/搬出搬入						
7	救護班						
	渉外担当（市町・自治会等）						
	渉外担当（市町・自治会等）						
	渉外担当（市町・自治会等）						
	渉外担当（市町・自治会等）						

※参集基準：大規模災害発生時等における教職員参集先一覧表参照（毎年度当初に県教委から通知）

	A	B	C	D	E
参集先への距離	2 km 未満	6 km 未満	10km 未満		
参集可能時間の目安	徒歩により概ね30分程度で参集可	自転車により概ね30分程度で参集可	原付・自動二輪により概ね30分程度で参集可	左記以外で参集する学校まで概ね1時間程度で参集可	A～D以外

7 教職員の配備体制

◎平常時の危機管理体制

担当等	責任者	担当者
委員長	校長	—
副委員長	副校長	—
学校安全総括担当	生徒指導部担当	生徒指導部職員
安全点検担当	教頭	総務部防災担当、各火元責任者
備品・備蓄管理担当	総務部長	総務部防災担当、総務部職員
情報・通信担当	教務部情報担当	教務部職員
渉外担当（市町・自治会等）	事務部防災担当	事務部職員
安全教育・訓練・教職員研修担当	総務部防災担当	総務部職員

校長及び管理職不在時の対応

- | |
|---|
| ☐ 可能な限り校長と連絡をとり、判断を仰ぐ（緊急時は権限委譲者の判断）
☐ 校長との連絡不通を想定し、「災害対策本部」担当上位から権限移譲の優先順位とする。 |
|---|

◎事故・災害発生時の体制

班 名	担当	業務内容	実施時期（目安）				準備物
			事前	発生時	1日 以内	3日 以内	
災害 対策 本部	校長	□情報収集（気象・災害・交通情報等）		○	○	○	□拡声器・メガホン
	副校長	□校内放送等による指示や連絡		○			□ホイッスル
	教頭	□持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出	○	○			□ラジオ
	事務部長	□災害対策本部の立ち上げ		○			□懐中電灯
	総務部長	□応急対応の決定		○	○	○	□乾電池
	教務部長	□県教委・市災害対策本部・PTAとの連絡	○	○			□点呼表
	生徒指導部長	□報道機関との対応				○	□生徒名簿
	保健部長	<住民対応>					□トランシーバー
	各部長	□避難者受け入れ場所の確保		○			□マスターキー
	各学年主任	□避難者の誘導		○			□バリケード
避難 所 班	M科職員	□市町・自主防災組織と連携した避難所運営支援			○	○	□ロープ
	M3生徒						□テープ
	M2生徒						□校内配置図
	11HR生徒						
生徒 班	各学年主任	□負傷者等の把握と本部への報告		○			□クラス出席簿
	各クラス担任	□安全な避難経路を確認しての誘導		○			□引き渡しカード
	各クラス副担任	□安否不明生徒等の把握と本部への報告		○	○	○	□クラス配置図
		□生徒等及び教職員の救出・救命		○	○	○	□トランシーバー
保護 者 対 応 班	各学年主任	□引渡し場所の指定		○			
	各クラス担任	□保護者の身元確認		○	○	○	
	各クラス副担任	□保護者への引渡し		○	○	○	
		□引渡し後の状況把握 □生徒等の安否情報の提供			○	○	
施設 設 備 管 理 班	C科職員	□非常持出品の搬出 □重要書類の搬出 □鍵の搬出 □応急復旧に必要な機材調達		○			□マスターキー
	事務職員			○			□消火器
	C3生徒			○			□ヘルメット
	C2生徒				○	○	□ラジオ
	15HR生徒						□手袋
							□被害調査票
							□ロープ
							□標識
							□カラーコーン
							□コーンバー
							□コーンベッド
							□校内配置図
A科職員	A3生徒	安全点検		○			□トランシーバー
	A2生徒				○	○	□カメラ
	14HR生徒				○	○	
					○	○	
E科職員	E3生徒	応急復旧			○		
	E2生徒				○		
	12HR生徒					○	
	13HR生徒					○	
救護 班	看護教諭	□負傷者や危険箇所等の確認及び通報 □応急手当備品の確認 □負傷者の保護・応急手当・搬送 □関係医療機関との連携		○	○	○	□医薬品
	J科職員		○	○			□担架
	J3生徒			○	○	○	□簡易テント
	J2生徒			○	○	○	□毛布
心 の ケア 班	保健部	□強いストレス反応のある生徒等への対応					□トランシーバー
	特別支援担当 教育相談担当					○	□健康チェックリスト

8 教職員の参集基準

◎勤務時間外における災害発生時の参集基準

夜間休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に、学校施設の被害状況や教育活動実施の可否等の判断のため、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

状況			応急対策要員	その他の職員
地震	突発地震	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき	所属校へ参集	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき	所属校へ参集	所属校へ参集
	南海トラフ地震臨時情報	「調査中」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		「巨大地震注意」が発表されたとき	校長等の指示により参集	
		「巨大地震警戒」が発表されたとき		
		「調査終了」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
津波	津波注意報が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	津波警報が発表されたとき	避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
	大津波警報が発表されたとき			
風水害	警戒レベル 3 相当 (大雨警報 氾濫警報 土砂災害警報)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	警戒レベル 4 以上 (校区内の地区に避難情報（例：避難指示）発令)	避難安全確保後に校長の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
火山噴火	火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき：（富士山） 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報が発表されたとき：（伊豆東部火山群）	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保 警戒レベル 3 発令時に休校措置をとる学校は情報収集に着手	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	噴火警戒レベル 3	避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
	噴火警戒レベル 4			
	噴火警戒レベル 5（噴火前）			
	噴火警戒レベル 5（噴火後）			

※ 各学校、生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※ 自らの身の安全の確保を優先すること

●安全確保等の優先

参集先は所属校を基本とするが、道路の閉鎖等により所属校へ参集できない場合は、年度当初に設定した県立学校へ参集する。

なお、参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し、無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。特に、津波浸水域にある学校は、津波警報又は津波注意報が解されるまでは参集しない。

◎非常参集時の持ち物（例）

動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。また、数日間勤務に当たることを想定した持ち物を準備しておく

- | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| ☐ 身分証明書 | ☐ 携帯電話、スマートフォン | ☐ 携帯充電器 | ☐ 携帯ラジオ | ☐ 携帯できる食料 | |
| ☐ 飲料水 | ☐ 現金（小銭） | ☐ 笛（ホイッスル） | ☐ 小型のライト | ☐ マスク | ☐ 着替え |
| ☐ メモ・筆記用具 | ☐ モバイルバッテリー | ☐ ヘルメット | ☐ メガホン | | |

●指揮命令系統

事故・災害等発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、教職員名簿の「指揮命令順位」とし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。

なお、事故・災害等発生時に校長不在の場合には、代理者から事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。

◎勤務時間外に参集した場合等の対応

- | |
|--|
| ☐ 災害対策本部の開設 |
| ☐ 地震や被害に関する情報収集 |
| ☐ 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告 |
| ☐ 生徒・教職員の安否確認 |
| ☐ 施設の安全点検 |
| ☐ 学校周辺交通状況の確認 |
| ☐ 電気、水道等のライフラインの確認 |
| ☐ 授業等実施の判断 → 生徒・保護者・教職員への連絡 |
| ☐ 避難者対応の支援（学校が避難所となった場合） |

◎津波浸水域に位置する学校の津波浸水域外の学校への参集

- | |
|---|
| ☐ 教職員の参集を実施する場合は、浸水域に位置する学校への参集を避け、近隣の浸水域外への学校（災害時協力校）に参集し、災害対策本部等を設置する。 |
| ☐ 事前に近隣校へ参集する場合の基準を定めておく。 |
| ☐ 近隣校での災害時連携を定めておく。 |

※ 津波以外の災害においても、参集する学校が災害により参集が不可となる場合を想定し、積極的に近隣の学校と連携し、参集先を変更しても良い。

◎災害時協力校

参集先		住所	電話番号
静岡県立島田商業高等学校応接室		静岡県島田市祇園町 8707	Tel : 0547-37-4167 Fax : 0547-35-2341
参集基準	① 学校所在地区で震度 5 弱以上の地震が発生し、沿岸地域に津波注意報・警報が発表されたとき ② 本県以外で南海トラフ地震による津波が発生したとき（伊豆地区では、相模トラフ地震による津波発生も含む） ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		
実施業務	☐ 災害対策本部の開設 ☐ 地震や被害に関する情報収集 ☐ 生徒・教職員の安否確認 ☐ 施設の安全点検 ☐ 学校周辺交通状況の確認		
協力校との災害時連携	☐ 島田商業高等学校応接室を災害対策本部として利用 ☐ 災害対策本部に、電話 1 回線、インターネット使用環境の PC 1 台提供 ☐ 災害対策本部に、ホワイトボード、マーカー、マグネット、筆記用具、A3 用紙提供 ☐ 島田商業高等学校事務室の所定場所に、本校職員連絡先一覧と本校危機管理マニュアル、本校正門及び玄関開錠キーを常備 ☐ 島田商業高等学校管理職と協力して、県教育委員会、島田市危機管理課への対応を行う。 ☐ 島田商業高等学校職員と協力して、周辺避難所への生徒避難の状況確認を行う。		

9 緊急時の連絡体制

① 応急対策要員連絡網

② 職員連絡網

③ 関係機関連絡先

関係機関（例）		電話	F A X	備考（メールアドレス等）
県教育委員会	教育施設課	054-221-3128 054-221-3126	054-221-3362	kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp
	高校教育課	054-221-3114 054-221-3110	054-251-8685	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
	特別支援教育課	054-221-2090 054-221-2942	054-221-3558	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
	健康体育課	054-221-2740 054-221-3677	054-273-6456	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp <u>○災害時の被害報告先</u> 県立高校・中学校 kyoui_koukou_saigai@pref.shizuoka.lg.jp 県立特別支援学校 kyoui_shien_saigai@pref.shizuoka.lg.jp
近隣校	島田高校	0547-37-2188	0547-25-1744	
	島田商業高校	0547-37-4167	0547-25-2341	
	藤枝特別支援学校	054-636-1891	054-636-3241	
行政	危機管理課	0547-36-7320	Fax 0547-35-6000	
	都市基盤部水道課	0547-34-1590		水道
業者	中部保安協会藤枝営業所	054-641-6178		電気
	東海ガス	0547-36-3131		ガス
警察・消防	島田警察署	0547-37-0110		
	六合交番	0547-37-2009		
	島田消防署	0547-37-0119		
	消防署六合出張所	0547-33-0119		
医療機関	藤井病院	0547-35-2188	内科・循環器	水 PM・土 PM・日・祝日休診
	島田市立総合医療センター	0547-35-2111	総合病院	土・日・祝日休診
	あさやま眼科	0547-38-7221	眼科	土 PM・木・日・祝日休診
	なお歯科医院	0547-34-1500	歯科	水・日・祝日休診
	牧野耳鼻科	0547-37-5814	耳鼻科	土 PM・木・日・祝日休診
	志太榛原救急医療センター	054-644-0099	内科・小児科	月～木 19:30～22:00 診療 金～日 14:00～17:30 診療
P T A	P T A 会長			
	阿知ヶ谷・岸町地区避難所運営本部長			
	学校防災スマホ			

◎保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、一斉メール配信又は緊急連絡先を用いる。ただし、災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を活用する。

なお、緊急時の連絡手段について、年度当初に保護者に伝達する。

◎教職員の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は電話連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）を活用する。

10 緊急時持出品・文書等の整理・管理

- ・避難する際の緊急時持出品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう持ち出し品袋にまとめ、以下に示した場所に備える（個人情報を含むため、管理を厳重にすること）。
- ・保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。
- ・自然災害等（津波・浸水・土砂災害）のリスクを抱える学校は、保管場所について留意すること

◎緊急時持出品

区分	内容
避難に用いる物品 副校長後ろ棚	☐ 危機管理マニュアル ☐ 懐中電灯、ヘッドランプ ☐ ヘルメット ☐ 携帯型ラジオ ☐ ハンドマイク、ホイッスル ☐ 電池 等
応急手当に用いる物品 保健室	☐ 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾 等）
名簿・各種連絡先 危機管理マニュアルと 同じファイル	☐ 生徒緊急連絡用名簿 ☐ 引渡しカード ☐ 関係機関の緊急連絡先一覧 等
各種図面 事務室	☐ 各種防災設備の配置図 ☐ 校内地図、図面（電気配線図など） 等
各種様 危機管理マニュアルと 同じファイル	☐ 行方不明者記入様式（生徒・教職員） ☐ 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 等
重要書類 職員室内教務鉄庫	☐ 指導要録、公印、通帳 等

●緊急時持出品の担当者順位

順位①	順位②	順位③
副校長	教頭	事務長

◎各学級緊急時持出品

- ・各学級には、以下の物品を入れた「緊急時持出袋」を配置する。
- ・毎年度初めに各学級担任は内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

区 分	内 容
学級用緊急時持出袋	☐ 危機管理マニュアル ☐ クラス名簿 ☐ 懐中電灯、ヘッドランプ、ヘルメット ☐ ハンドマイク、ホイッスル ☐ 電池 ☐ 携帯型ラジオ

11 備品・備蓄品

・自然災害等（津波・浸水・土砂災害）のリスクを抱える学校は、保管場所について留意すること

◎備品一覧

本校における事故・災害時に備えた備品については、以下に示す。

◎備蓄品一覧

校長は、担当教職員に指示して、毎年１回(８月)に備品・備蓄品の消費期限の確認・補充、動作確認等の管理を確実に実施する。

【参考】必要な物資

区分	品名等		
頭部を保護するもの	☐ 防災頭巾	☐ ヘルメット	
停電時に役立つもの	☐ ハンドマイク ☐ 電池式ランタン ☐ 発電機	☐ ホイッスル ☐ ヘッドライト ☐ 投光器	☐ 懐中電灯・ヘッドランプ ☐ 携帯充電器・モバイルバッテリー ☐ ガソリン・灯油
救助に役立つもの	☐ バール	☐ ジャッキ	
情報収集に役立つもの	☐ スマートフォン ☐ 衛星携帯電話	☐ ラジオ ☐ トランシーバー	☐ 乾電池 ☐ カメラ
生活に役立つもの	☐ 飲料水 ☐ 毛布・寝袋 ☐ ビニールシート ☐ 使い捨てカイロ ☐ 衛生用品 ☐ 古新聞 ☐ ビニール袋	☐ 食料 ☐ テント ☐ バケツ ☐ 電子ライター ☐ 紙コップ ☐ 水 ☐ ラップ	☐ 卓上コンロ ☐ 簡易トイレ ☐ 暖房器具 ☐ タオル ☐ 紙皿 ☐ 段ボール
救護に役立つもの	☐ A E D ☐ 懐中電灯 ☐ マスク	☐ 医薬品類 ☐ ガーゼ・包帯 ☐ アルコール	☐ 携帯救急セット ☐ 副木 ☐ 担架

12 教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準

状況			教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業	
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業	

※各学校、生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
大津波警報	

※各学校、生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 氾濫 土砂災害	通常授業	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
警報	暴風	授業中止	☐ 午前6時の時点で島田市または居住市町に警報が発表されている場合は、午前11時まで自宅で待機 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されている場合は、安全を確認した上で、午後の授業に間に合うように登校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
	大雨 氾濫 土砂災害	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校
	その他 気象警報	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

※各学校、生徒の実状（通学範囲等）及び周辺の状況（立地状況、公共交通機関の状況等）を踏まえ、
生徒の安全を最優先にした柔軟な対応を行う。

※気象庁や市町から発表される情報（警戒レベル）を考慮する。

◎原子力災害発生時の教育活動実施基準

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
P A Z 内学校	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
U P Z 内学校	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
U P Z 外学校	☐ 通常授業 ☐ P A Z または U P Z 内から通学する生徒は下校または引渡し	☐ 通常授業 ☐ P A Z 内から通学する生徒は引渡し ☐ U P Z 内から通学する生徒は下校または引渡し	☐ 通常授業 ☐ P A Z または U P Z 内から通学する生徒は引渡し

◎噴火警報レベルに応じた教育活動実施基準

	レベル	教育活動実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	レベル 5	<登校前・登校時> ☐ 休校	☐ 下校又は引渡し
	レベル 4	<在校時> ☐ 休校措置	
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	レベル 3	<登校前・登校時> ☐ 原則として休校 <在校時> ☐ 原則として速やかに休校措置	☐ 下校又は引渡し
	レベル 2	☐ 通常授業	☐ 通常どおり
噴火予報	レベル 1	☐ 通常授業	☐ 通常どおり

※各学校、生徒の実状及び周辺の状況（避難対象エリア）を踏まえた検討が必要

※静岡県における火山噴火は、富士山及び伊豆東部火山群が想定されている。

※「富士山火山避難基本計画」にて、第 1～6 次避難対象エリアの学校は、富士山噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた段階で、原則として速やかに休校等の措置を行うことになっている。

◎特別警報発表時の教育活動実施基準（平成 27 年 2 月 24 日付教総健第 558 号）

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒及び教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針)		
・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

13 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修

◎本校における避難計画・防災訓練計画

実施日	内容
4月7日	地区別集合訓練：地区の担当職員・生徒の確認と地区長・副地区長の選出
4月8日	交通安全協会の指導員を招いた交通安全教室を実施
12月6日	静岡県総合防災訓練や地域防災訓練への生徒の参加
12月18日	火災避難訓練：火災時の避難経路による避難訓練を実施
1月21日	心肺蘇生法（AED）の講習会を実施

◎学校安全教育計画

実施日	内容
11月17日	土砂災害や水害について、静岡県土木施工管理技士会による講座を実施

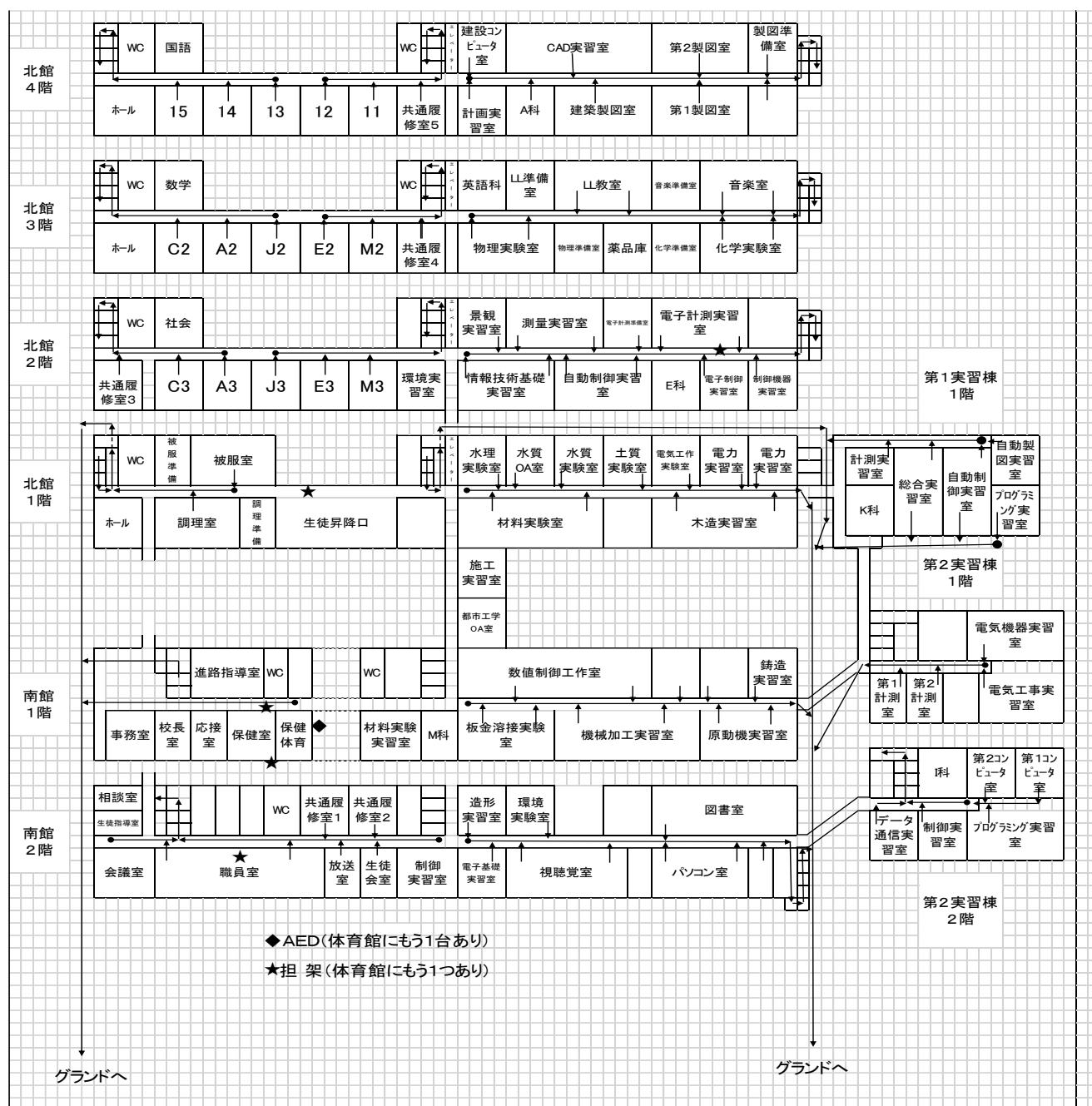
●教職員研修

学校安全を推進し、生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識や技能を身につけることが不可欠です。そのため、研修・訓練等を計画的に実施する必要があります。

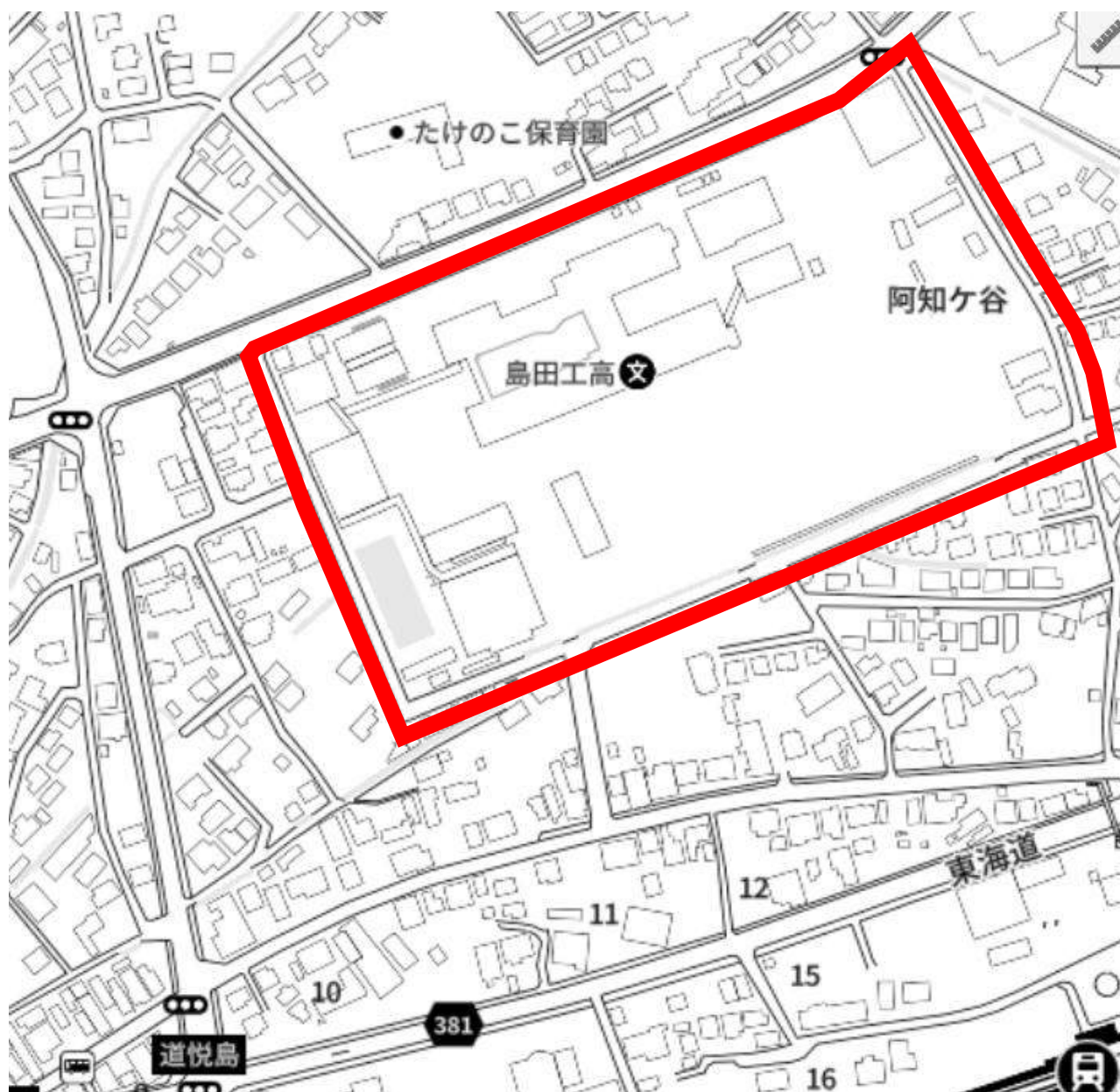
◎教職員研修計画

実施日	内容
4月28日	危機管理マニュアル読み合わせ（災害リスクの把握、災害時の避難経路の確認等）
4月28日	エピペンの使用方法訓練
12月6日	地域防災訓練への参加
12月18日	避難訓練の実施
1月21日	AEDの使用方法訓練

◎避難経路図（各種災害を想定した学校構内の避難経路図を掲載）



◎学校周辺地図（学校外の避難先や避難方法・経路を記載）



◎避難誘導方法（避難場所までの順路、避難方法を記載）

火災	一次避難場所	グラウンド
	二次避難場所	具体的指定はなし。火災の延焼等によりグラウンドが危険となった場合は、状況に応じて安全な場所へ再避難
地震・津波	一次避難場所	グラウンド（津波が予想される場合：校舎 2 階以上への垂直避難）
土砂災害	一次避難場所	原則、学校内の安全な場所（学校敷地は土砂災害警戒区域等ではない）
洪水浸水	一次避難場所	状況に応じて校舎上階等（浸水時：校舎 2 階以上への垂直避難）
原子力災害	一次避難場所	校舎内への屋内退避（被爆を避ける）
	学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合場所	島田工業高等学校
火山噴火	一次避難場所	原則として校舎内等の安全な場所（学校敷地は富士山の避難対象エリア内ではない）（火山灰を避ける）
雷・竜巻	一次避難場所	校舎・体育館等の建物内 窓・外壁から離れ、建物内部の安全な場所へ屋内退避

・避難する際は、徒歩にて避難する。

◎洪水浸水想定区域の学校における災害発生時の活動方針

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	氾濫注意情報 大井川氾濫注意情報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 大井川氾濫警戒情報	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難指示 大井川氾濫危険警戒情報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、生徒班、保護者対応班、施設管理班

◎洪水浸水想定区域内の学校における自衛水防の組織と任務分担

	役割分担	任務内容
統括管理者	校長	自衛水防隊の各係員に対し、指揮・命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	班長：教務部情報担当 班員：教務部（情報担当）	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	班長：各学年主任 班員：各学年部	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

◎洪水時の活動方針

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	洪水注意情報 栃山川水系東光寺谷川氾濫注意情報 大津谷川氾濫注意情報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 栃山川水系東光寺谷川氾濫警戒情報 大津谷川氾濫警戒情報	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難勧告・避難指示 栃山川水系東光寺谷川氾濫危険情報 大津谷川氾濫危険情報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、生徒班、保護者対応班、施設管理班

施設設備安全点検

◎避難経路・避難場所の点検

- ☐ 分かりやすい案内や表示があるか。
- ☐ 避難経路に障害物がないか。
- ☐ 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
- ☐ 生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
- ☐ 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
- ☐ 実地見分を行っているか。
- ☐ 学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒等や保護者に周知しているか。

◎非構造部材の点検

天井	☐ 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	☐ 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	☐ 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外壁（外装材）	☐ 開閉可能な窓の鍵はかかっているか。 ☐ 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
収納棚等	☐ 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

【参考：施設及び設備の安全点検に関する法的根拠等】

種類	内容	対象	法的根拠
定期点検	☐ 毎学期１回以上 ☐ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施 ☐ 毎月１回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施 ※荷物棚等が固定され、落下の恐れがないか要確認 ※廊下で固定されていない長机等が動いてくる可能性がないか要確認	☐ 生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等 ☐ 生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、階段、昇降口、屋上、便所、手洗い場、ベランダ、給食室等	（学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項） 毎学期 1 回以上、生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
臨時点検	☐ 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 ☐ 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 ☐ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	☐ 必要に応じて設定	（同第 28 条第 2 項） 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	☐ 毎授業日ごと	☐ 生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	（同第 29 条） 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

◎ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

- ☐ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
☐ 潜在的なリスクに気づいた。

ヒヤリ・ハット、気付き報告様式（例）	
報告者	☐ 教職員 ☐ 生徒 ☐ 保護者 ☐ 地域住民 ☐ 関係機関（ ）
	報告者名（代理報告者名）
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
事象・気付きの内容	
事象・気付きに対する措置	

◎危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。
校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

- ☐ 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。
- ☐ 想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

◎事故報告書の提出

事件事故が発生した場合は、生徒事故報告書を県教育委員会に提出する。また「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」を参考に適切に事故対応すること。（NES「教育委員会要綱・要領」DB参照）

外部からの通報・問い合わせ等への対応

① 保護者及び外部からの通報への対応

保護者よりの通報・苦情

- ① 生徒を指導する上でトラブルがあったときは、教頭に報告し、保護者に連絡をする。
- ② 担任は学年主任に相談をする。
- ③ その他の場合、副校長、教頭に相談する。
- ④ 常日頃、記録をつけておく習慣をつける。

外部からの苦情・通報

- ① 電話、手紙、FAX、メール等、外部よりの通報は副校長、教頭に連絡をする。
- ② 詳細が不明の場合は当事者に事情を聞く。
- ③ 必要により教育委員会に連絡をする。
- ④ 必要により副校長は対応策を指示する。
- ⑤ 職員全体に注意する場合もある。

② 報道機関への対応

対応の基本姿勢

- ① 事実（情報）の正確な公開
☐ 個人情報、人権に配慮する。
☐ やむなく情報を公開するのではなく、学校の主体的な判断のもとに対応する。

② 誠意ある対応

- ☐ 学校と報道機関との関係が協力的なものとなるように誠意をもってあたる。
☐ マスコミ取材の心得、態度を明確にする。

鉄則9か条

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 嘘、知ったかぶりは厳禁 | 6 オフレコを活用 |
| 2 言えないことは「言えない！」と主張 | 7 素直な陳謝 |
| 3 相づちには細心の注意 | 8 締め切り時間への配慮 |
| 4 逃げない。待たせない。 | 9 どの報道機関にも公平に情報提供 |
| 5 資料は先手配付 | |

③ 対応のポイント：窓口の一本化（副校長）

- ① 報道機関への依頼
☐ 校内への立ち入り ☐ 取材場所、時間 ☐ 生徒や職員への取材
- ② 社名、記者名、連絡先
- ③ 取材意図の確認
☐ 予想問答作成 ☐ 事実関係の正確な把握ができているか
- ④ 明確な回答
☐ 不明なこと把握していないことはその旨明確に伝える
- ⑤ 県教委への連絡
☐ 県教委への支援要請
- ⑥ 記者会見の設定
☐ 取材要請が多いときは県教委と連携を取る ☐ 応接室を会場とする
☐ 会見内容記録（教頭）、テレコ録音（教務部長）
☐ 撮影場所、立ち入り禁止場所の指示（生徒指導部長）
☐ 駐車場誘導（総務部長）、来客電話の応答（事務長）

調査・検証・報告・再発防止等

④ 静岡県教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに静岡県教育委員会へ報告する。

報告対象事案	＊死亡事故の発生 ＊治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ＊その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	静岡県教育委員会 健康体育課 危機管理・安全班 e-mail : kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp Tel. 054-221-3667 Fax. 054-273-6456

⑤ 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	＊基本調査の全体統括・指揮
副校長	＊基本調査の取りまとめ
教頭	＊教職員に対する聴き取り
教務部長	＊基本調査の取りまとめ補佐 ＊教職員に対する聴き取り（記録担当） ＊事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当）

学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	* 事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（生徒が最も話しやすい教職員等が担当）
--------------------	---

調査担当(校長・教頭・教務主任)は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※ P.35 参考様式「事件事故発生後聞き取り調査票」

- 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、静岡県教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。
- なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑥ 事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑦ 情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、静岡県教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、5年間保存する。

※ P.36 提出様式2「事件事故発生状況記録表」

静岡県教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

⑧ 評価・検証と再発防止対策の推進

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	* 生徒の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	* 生徒・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	* 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 生徒への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

事件事故発生後聞き取り調査票

1 被害生徒について

※ 既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかも知れない事件・事故等知っていることについて記載してください。

2 事故の瞬間及びその前後の状況について

※ 自分が居た場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、（他の職員の対応等の）見たこと、聞いたことを、覚えている限り、全て記載してください。

時系列	居た場所	したこと	見たこと	聞いたこと

記入日 年 月 日
記入者

事件事故発生状況記録表

事故発生日：____年____月____日（____）
被災児童生徒名：____年____組____氏名

記録者（職名：____氏名：____）

月・日	時刻	主な状況	学校・教職員の対応	その他の特記事項

【記録に当たっての配慮事項】

- ・ 時系列で正確な内容を記録すること。（事実と推察は区別する。不明なものには「？」を記入）
- ・ 箇条書きで簡潔に明記し、重要箇所にはアンダーラインをすること。
- ・ 「主な状況」には、事故発生前の状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、病院での診療状況等を記録すること。
- ・ 「学校・教職員の対応」には、「主な状況」に対する教職員のとった対応、管理職の指示等を記録すること。（対応者の氏名も記載）
- ・ 「その他の特記事項」には情報源や事実の推察などの区分等を記録すること。

別記様式（第六条関係）（令元公安規3・令2公安規13・一部改正）

行方不明者届出書

※	警察署	※受理番号	
※取扱者	階級	課（係） 氏名	⑤
※受理年月日時	年 月 日	午前・後 時 分	
行方不明者	住 所	連絡先（	）
	職 業	勤務先 学校名（	）
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日・ 性別	年 月 日（ 歳）	男・女
上記の行方不明者について届出をします。 年 月 日 警察署長 殿 届出人 住居 職業 氏名 続柄 （行方不明者との関係） （電話 ）			

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

添付資料

近隣医療機関一覧

診療科目	名称・所在地	電話番号	診療受付時間	休診日
内科 循環器科	○藤井医院 島田市岸町 667	35-4949	8:30~12:00 14:30~18:00	水・土曜日午後 日曜・祝日
外科 整形外科	加藤整形外科クリニック 島田市三ツ合 2686-2	35-1565	8:30~12:00 14:00~17:30	水・土曜日午後 日曜・祝日
	安藤整形外科医院 島田市旭 2-2-38	33-7500	8:30~11:00 14:00~16:00	土午後 木曜・日曜・祝日
	神川整形外科医院 島田市本通 1-4689-1	37-5236	8:30~11:30 15:00~17:30	火・土曜日午後 日曜・祝日
	六合整形外科 島田市道悦 2-25-3	33-1130	8:30~12:00 15:00~18:30	水・土曜日午後 日曜・祝日
眼科	○あきやま眼科 島田市阪本 1601-11	38-7221	8:00~11:30 15:30~18:30	土曜日午後 木曜・日曜・祝日
	かなやま眼科医院 島田市道悦 4-22-37	37-7767	8:30~12:00 14:30~17:30	水・土曜日午後 日曜・祝日
歯科	○なお歯科医院 島田市岸町 212-1	34-1500	8:15~12:30 14:45~18:20	土曜 8:15 ~ 16:45 木曜・日曜・祝日
歯科 口腔外科	中野歯科医院 島田市幸町 17-13	37-2404	9:00~12:00 14:00~18:00	日曜・祝日
耳鼻科	○牧野耳鼻科医院 島田市向島町 4535-2	37-5814	8:00~12:00 15:00~18:00	土曜午後 木曜・日曜・祝日
皮膚科	あらなみクリニック 島田市中溝町 1294-1	34-5522 (アレルギー科あり)	9:00~12:00 15:00~18:00	土曜午後 木・日曜・祝日
	伊藤医院 島田市大川町 12-2	35-6693 (肛門・性病科あり)	8:30~11:30 14:30~18:00	木曜・土曜午後 日曜・祝日
総合病院	島田市立総合医療センター 島田市野田 1200-5	35-2111	診療科により 異なる	土・日・祝日 (救急診療体制あり)
	藤枝市立総合病院 藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	診療科により 異なる	土・日・祝日 (救急診療体制あり)
	藤枝平成記念病院 藤枝市水上 123-1 (脳神外・脊髄・内・外・整外・眼・ 皮膚・歯・泌尿器・放射線科)	054-643-1230	8:30~12:00 14:00~17:30	土曜日午後 日・祝日 (一次救急体制あり)

○は学校医

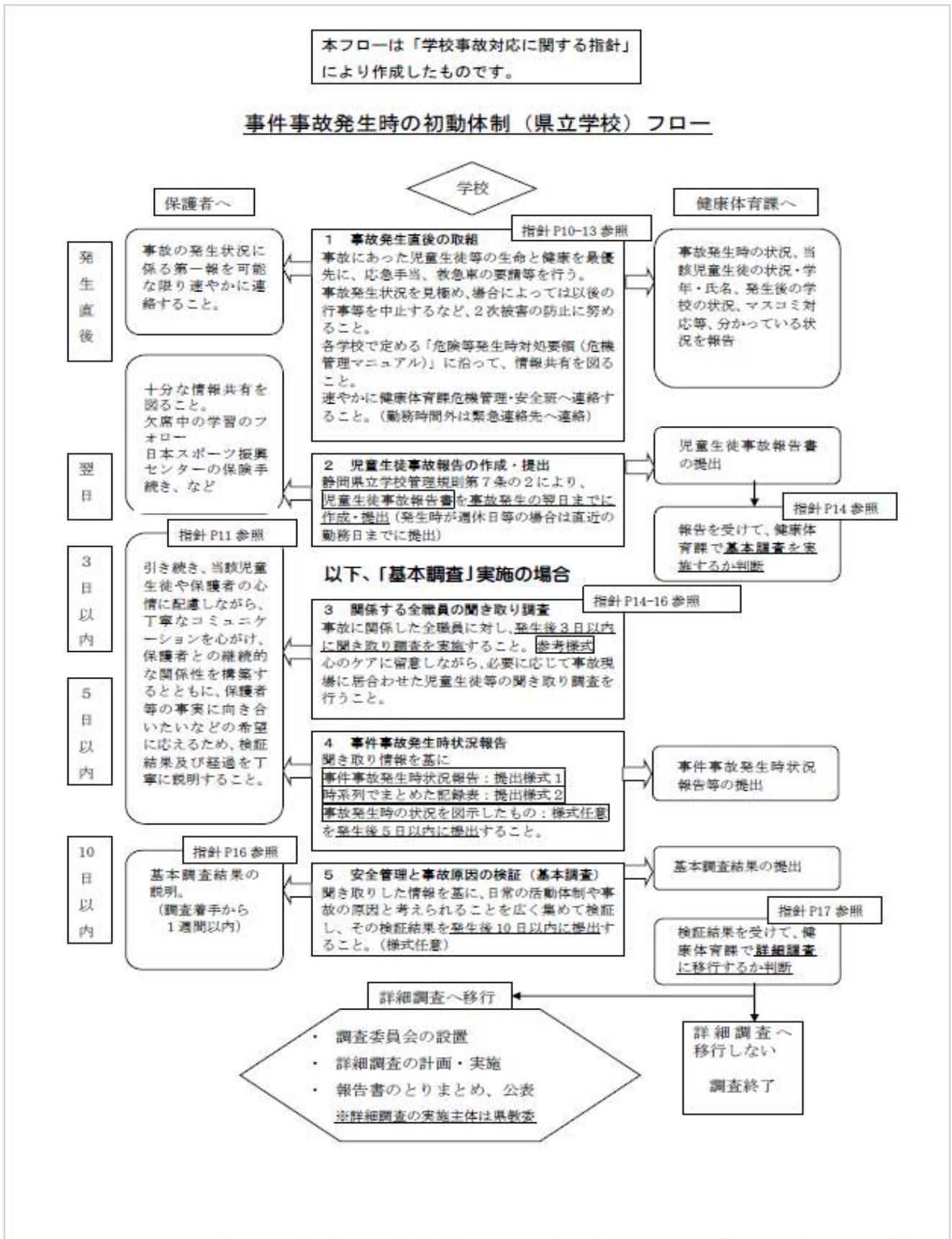
救急医療機関問い合わせ先

静岡県救急医療情報センター	静岡県中部地区	0800-222-1199
志太榛原地域救急医療センター 藤枝市瀬戸新屋 362-1	内科・小児科 19:30~22:00 (月~木) 19:30~7:00 (金~日)	054-644-0099
つくば中毒110番	農薬・劇薬等中毒事故の相談	029-852-9999

救急時はまず電話をして診療可能か確認

●事故報告書の提出

事件事故が発生した場合は、生徒事故報告書を県教育委員会に提出する。また「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」を参考に適切に事故対応すること。（NES「教育委員会要綱・要領」DB参照）



2

災害時の危機管理

I 傷病者発生時の基本の対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－解説編（文部科学省）

◆ 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請等を行うことが重要です。

このための基本の対応については、次ページの例に示すように、1枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望めます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項（例）】

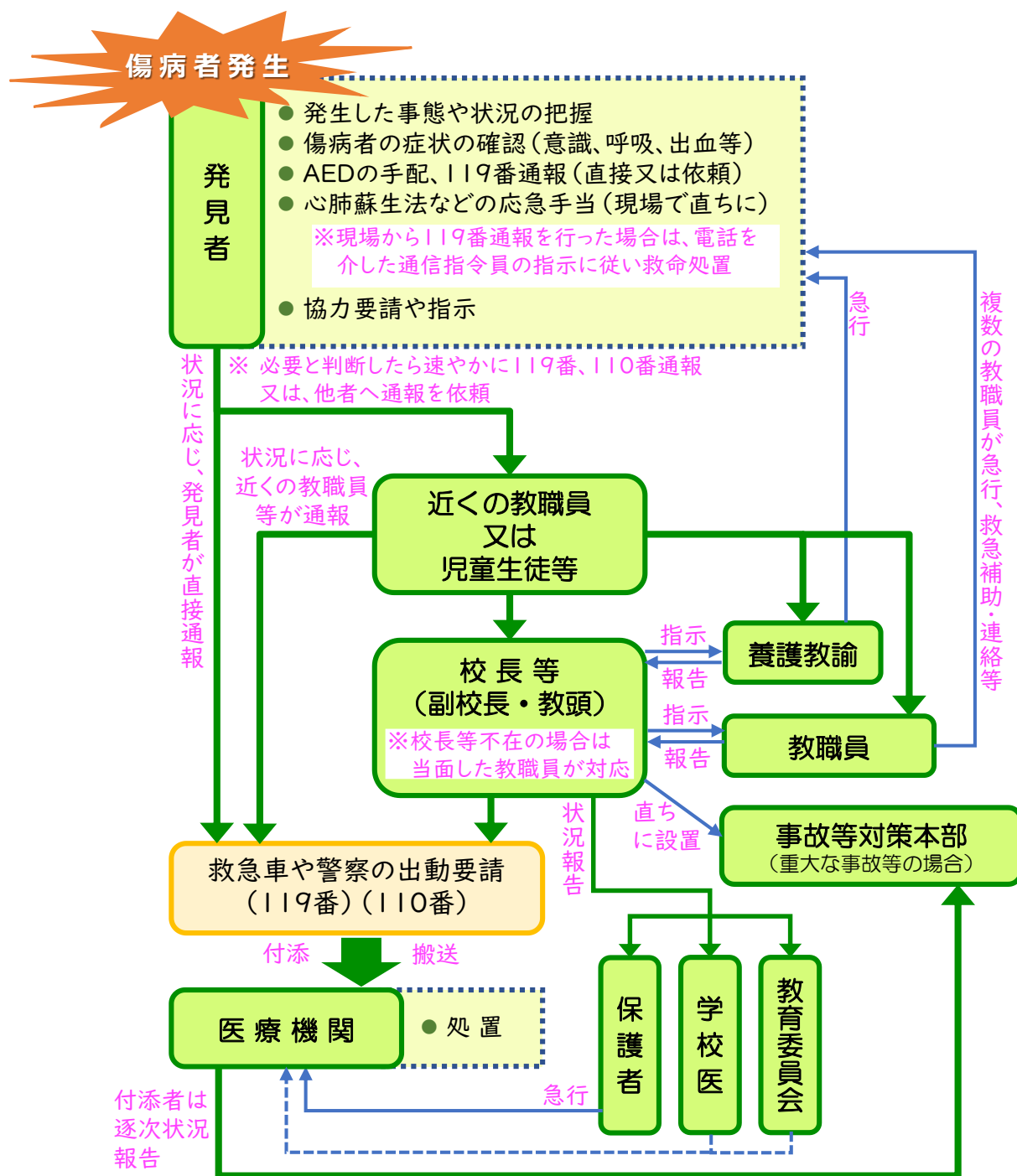
- ☐ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請、指示等）
- ☐ 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- ☐ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の生徒等の管理、救急隊誘導、記録等の役割分担）
- ☐ 119番、110番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- ☐ 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡）
- ☐ 学校設置者への第一報（※）
- ☐ 学校医への連絡

※学校事故対応に関する指針（毎年度当初に県教委から通知）に基づき報告すること。

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておく有効です。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成



一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応をとること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること ※
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

※死戦期呼吸とは、しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸で「普段どおりの呼吸」ではない

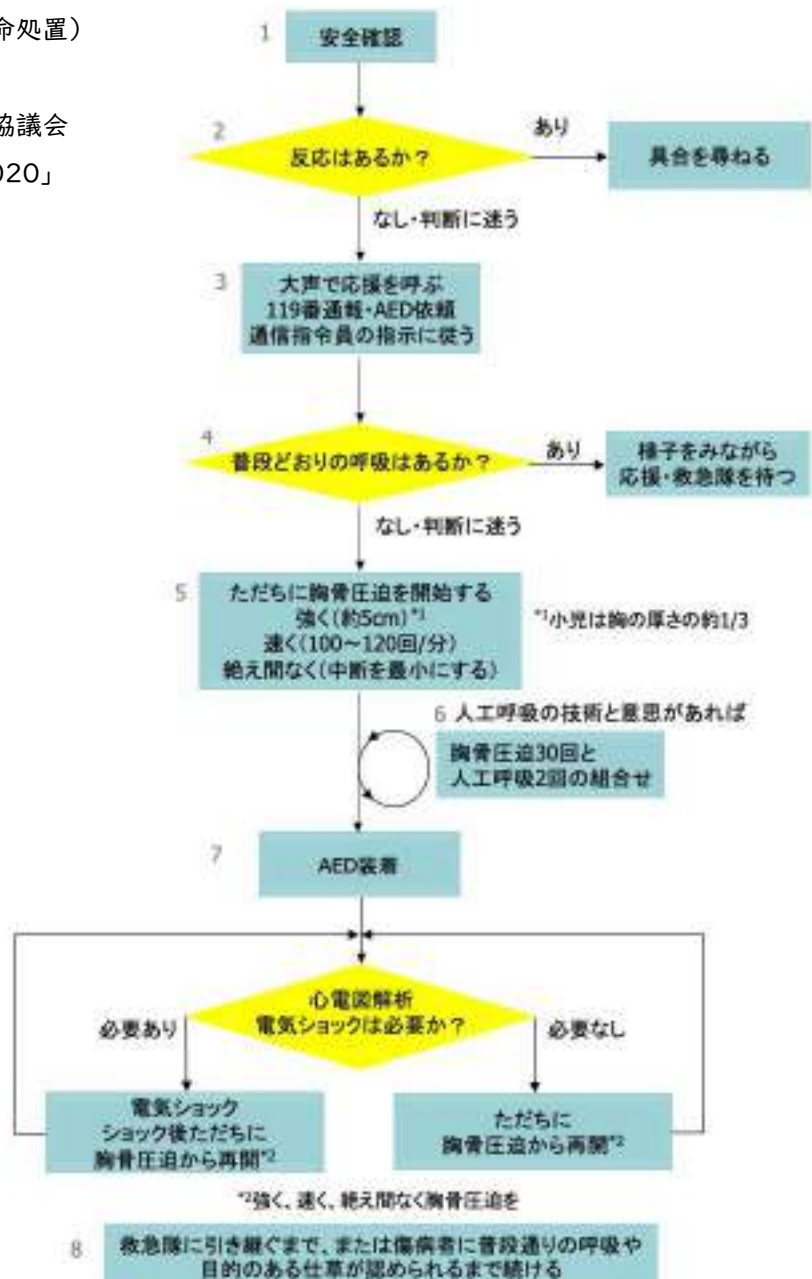
市民におけるBLS（一次救命処置）

アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会

「JRC蘇生ガイドライン 2020」

注) 本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト (<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>) を確認してください。



※AEDを使用する際は、ケーブル等を利用して肌の露出を防ぐなど、周囲の視線からプライバシーを守るための配慮が必要となる。そのため、AEDの設置場所にケーブル等を常設することが望ましい。

2 頭頸部外傷発生時の対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインー解説編（文部科学省）

◆ 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒等で頭部を打撲した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことに留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておく、より適切な対応が可能となるでしょう。

頭頸部外傷を受けた（疑いのある）生徒等に対する注意事項

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- ☐ 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。※1
- ☐ 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。※2
- ☐ 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。※3
- ☐ 練習、試合への復帰は慎重に。※4

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。

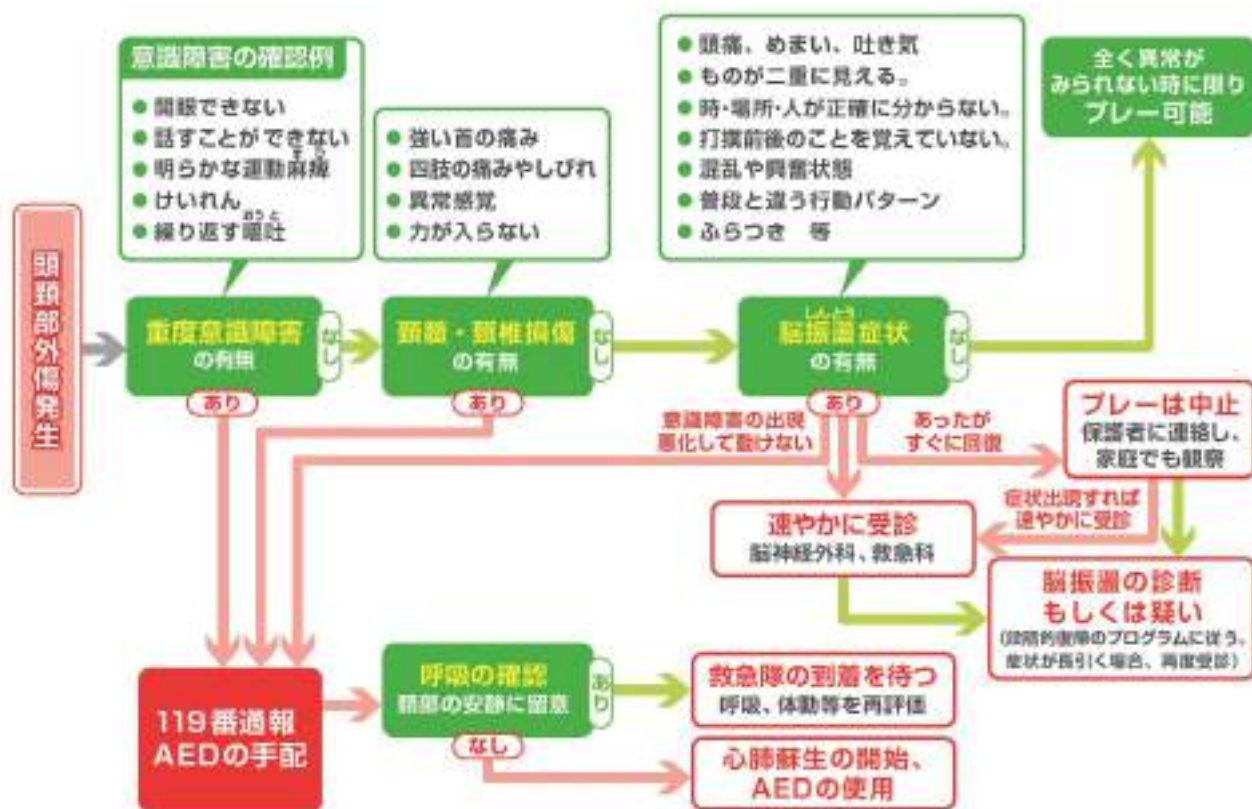


※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)のプロトコルに沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから

24時間経過（ステップ1）したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和２年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和２年１２月）



※119番通報すべきか迷う場合は、「救急安心電話相談窓口（＃7119）」で専門の相談員によるアドバイスを受けることができます。（24時間体制）ダイヤル回線、IP電話、県境の一部地域（熱海市泉、裾野市茶畑の一部）は「054-204-7119」を利用。

※おおむね15歳未満の方は、「静岡子ども救急電話相談（＃8000）」を利用する。

3 熱中症の防止対策及び発生時の対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－サンプル編（文部科学省）

◆ 熱中症の予防措置

（１）暑さ指数を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 ^(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。	
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人 ^(注4) は運動を軽減又は中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は、定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。	

（注1）公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 ＊乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

＊熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

（注2）日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」（2013）より。

（注3）28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。

（注4）暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

（1）環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

（2）公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(2) 熱中症防止の留意点

校長は各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	☐ 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ☐ 急激な暑さ、高い湿度：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	☐ 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ☐ 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ☐ 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ☐ 衣服の状況等：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	☐ 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくい、実際には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。さらに、プールサイドは屋根がなく高温になるため、熱中症のリスクが高いことにも注意する。 ☐ 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ☐ 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより熱中症の未然防止に努める。

☐ 暑い日には帽子を着用する、薄着になる、運動するときにはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。 ☐ 暑い日の運動前は、自らの体調が確認できるような表を用意する等、生徒の体調管理に努めること。 ☐ 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合には、躊躇なく申し出ること。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインー解説編（一部改変）

◆ 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。その際、以下のような情報も併記しておく、より迅速・的確な対応が可能となります。

☐ 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤、氷のう等）の保管場所 ☐ 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請、連絡等担当、救急搬送付添者等） ☐ 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

熱中症の応急処置フロー

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



熱中症は、症例によっては急速に進行し重症化するため、救急搬送先の医療機関で迅速に検査・治療を開始することが望まれます。救急搬送の付添者は、発症までの経過や発症時の状況等を伝える必要がありますので、次表等を参考にした「発症時状況伝達様式」を定め、これを用いて医療機関に情報提供するとよいでしょう。

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」を一部改変

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）
- ・何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・活動内容（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子はかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

②不具合になったときの状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有

④その他

- ・身長・体重（ ）cm（ ）kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】
病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有
種類（ ）

4 てんかんの応急措置

てんかんは、決められた時間に決められた量の内服を守っていれば、発作が起こることはまずありません。心配なのは、「飲み忘れ」です。

もし、てんかん発作に出会ったら、次の処置をしてください。

① 冷静になる。騒ぎ立てたりしない

発作は突然起こります。そして必ず自然に終わります。その間とても長く感じるかもしれませんが、「発作」そのものが致命になることは滅多にありません。

② 対処法

- (1) 危険な場所（道路、階段、火、水、高所、機械類など）から遠ざける
- (2) 周囲の危険物を除く
- (3) 呼吸がしやすいように衣類を緩める
- (4) 回復体位（気道確保、嘔吐物による危険の回避）にする

③ 観察のポイント

- (1) 発作が起きた時間・状況
- (2) 意識障害の有無
- (3) けいれんがあった・・・身体どこから始まったか
眼球や頭の向き
四肢の状態
左右で差があったかどうか
- (4) けいれんがない・・・いつ、だれが、なぜ異変に気づいたか？
行動の異常の有無
- (5) 発作の継続時間
- (6) 身体の変化・・・顔色、唇の色、唾液が出たか、嘔吐物があったか
- (7) 発作後の様子・・・眠ったか、手足にマヒが残ったか、ぼんやりしているか
- (8) けがの有無・・・頭部打撲はしていないか

④ 発作中にやってはいけないこと

- (1) 身体をゆする
- (2) 抱きしめる
- (3) たたく
- (4) 大声をかける
- (5) 口に物をくわえさせる
- (6) 発作後、意識がはっきりしていないのに、水や薬を飲ませる



5 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－サンプル編（一部改変）（文部科学省）

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

（１）アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

◎対応委員

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長・教頭	校長の補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務部長	教頭・副校長の補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	保健部長	教務主任・主幹教諭・養護教諭等の補佐
	関係学級担任・学年主任	安全な運営、保護者連携、事故防止

（２）食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	＊校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、県及び市町教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 ＊食物アレルギー対応委員会を設置する。 ＊個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 ＊関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	＊食物アレルギーを有する生徒等の実態や個別の取組プランを情報共有する。 ＊緊急措置方法等について共通理解を図る。 ＊学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒等のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	＊食物アレルギーを有する生徒等の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 ＊個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ＊他の生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	＊食物アレルギーを有する生徒等の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 ＊個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 ＊食物アレルギーを有する生徒等の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ＊主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

(3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会等の機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒等の把握	(A)就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B)アレルギー疾患の生徒等に対する取組について、相談を受け付ける旨の保護者通知を配付する。	11月～3・4月
2. 対象となる生徒等の保護者への管理指導表の配付	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。	11月～3・4月
↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、副校長、教頭、学級担任(学年主任)、養護教諭等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭が中心となり、取組実践に向けた準備を行う。 ① 個々の生徒等の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象生徒等の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など	1月～3月・4月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の生徒等の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配付等	配慮・管理を継続する生徒等の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配付する。	2月～3月

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p.14を基に作成

(4) 配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす生徒等がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際に、それらの食物アレルギーを有する生徒等に対する配慮が必要になる。
修学旅行	担当の旅行業者と連携を取り、食事の際は別メニューを用意するなどの配慮を行う。なお、自由食の際には食事に注意するように指導する。

(5) 当事者以外の生徒等に対する説明

アレルギー疾患の生徒等への取組を進めるに当たっては、他の生徒等からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の生徒等に対してどのような説明をするかは、他の生徒等の発達段階などを総合的に判断し、当事者である生徒等及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

養護教諭不在時の保健室利用

保健部

- 1 基本的には保健部職員で対応します。
- 2 保健部で対応できない場合には、**担任**→**副担任**→**学年**という順でお願いします。
- 3 不在時の保健室は原則的に施錠したままとし、利用時に職員が鍵を開け、処置が済んだらまた鍵をかけてください。(鍵は事務室にあります。机上の記録用紙に記入してください。)
- 4 生徒だけを保健室に残す(例えば、休養などで)ことは避け、必ず職員も在室してください。
在室できない時は、早退か教室に戻す等の対応をしてください。
- 5 処置あるいは休養で保健室を利用後は、記録簿への記入をお願いします。また、後日養護教諭までその旨を御連絡ください。
- 6 職員室の養護教諭の机上に、救急箱がありますので御利用ください。内服薬は入っていません。

《病院・開業医への移送》

事前に医療機関に連絡をしてから受診してください。緊急を要しない場合は、保護者に来てもらい受診を勧めてください。緊急で教職員が生徒を連れて行く場合は、保護者の了解をとってください。後日トラブルの原因になることもあります。

往きはタクシーを使用し、料金は立て替え領収書をもらってください。保護者が医療機関に来て、診察・治療が済みましたら、生徒を引き渡してください。引率の職員は公共交通機関を使い旅費の請求をしてください。(領収書を復命書に添付)

救急車を要請するような場合を除き、開業医の診療受付時間内は、近隣の開業医を受診します。

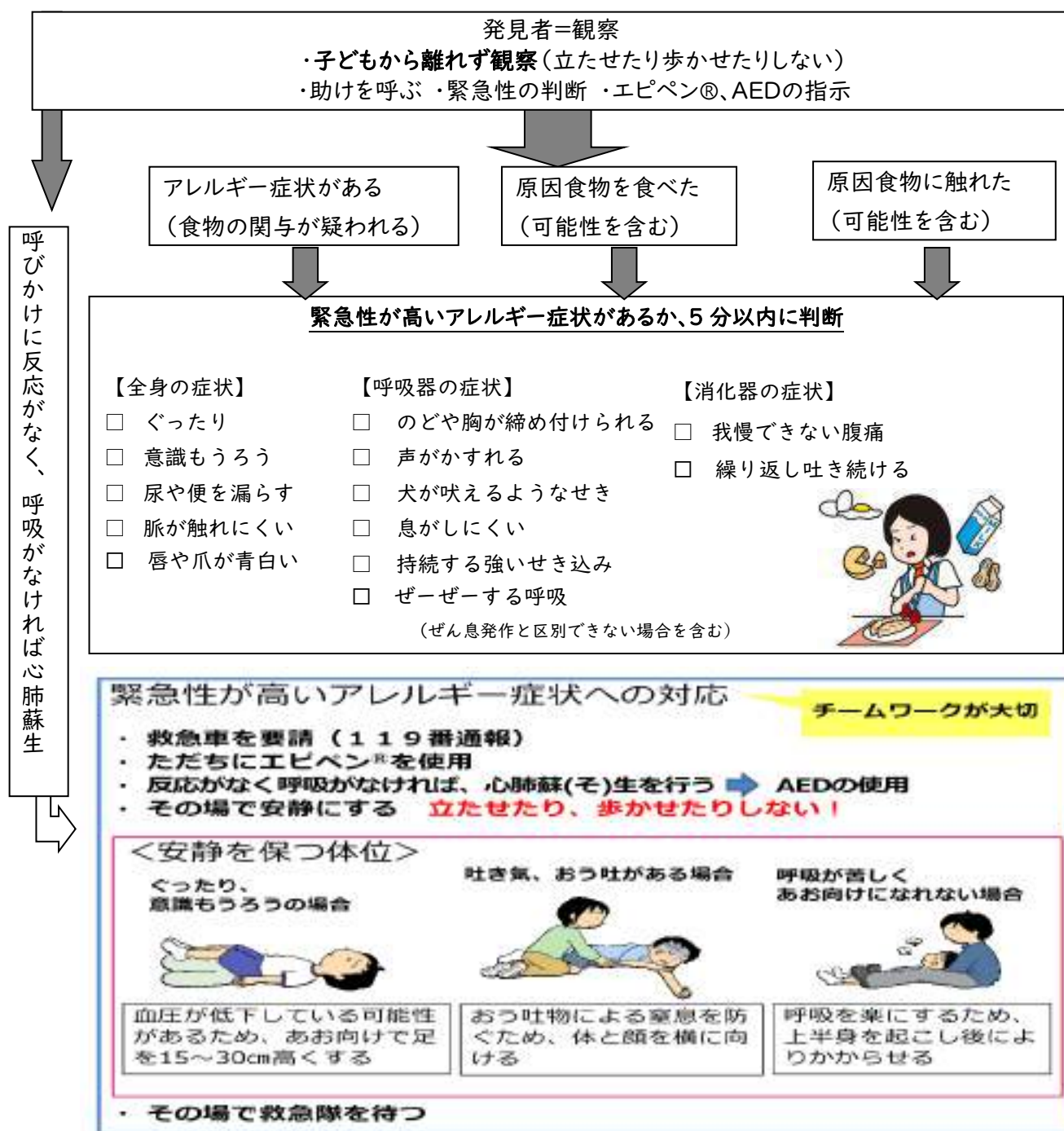
また、午後5時から午後7時の受診は地域の当番医で受診ができます。

夜間(午後7時30分～午後10時)の急病は志太榛原地域救急医療センター(054-644-0099)で受診が可能です。

◆ 食物アレルギー発生時の対応

学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

● アナフィラキシー発症時の対応の流れ

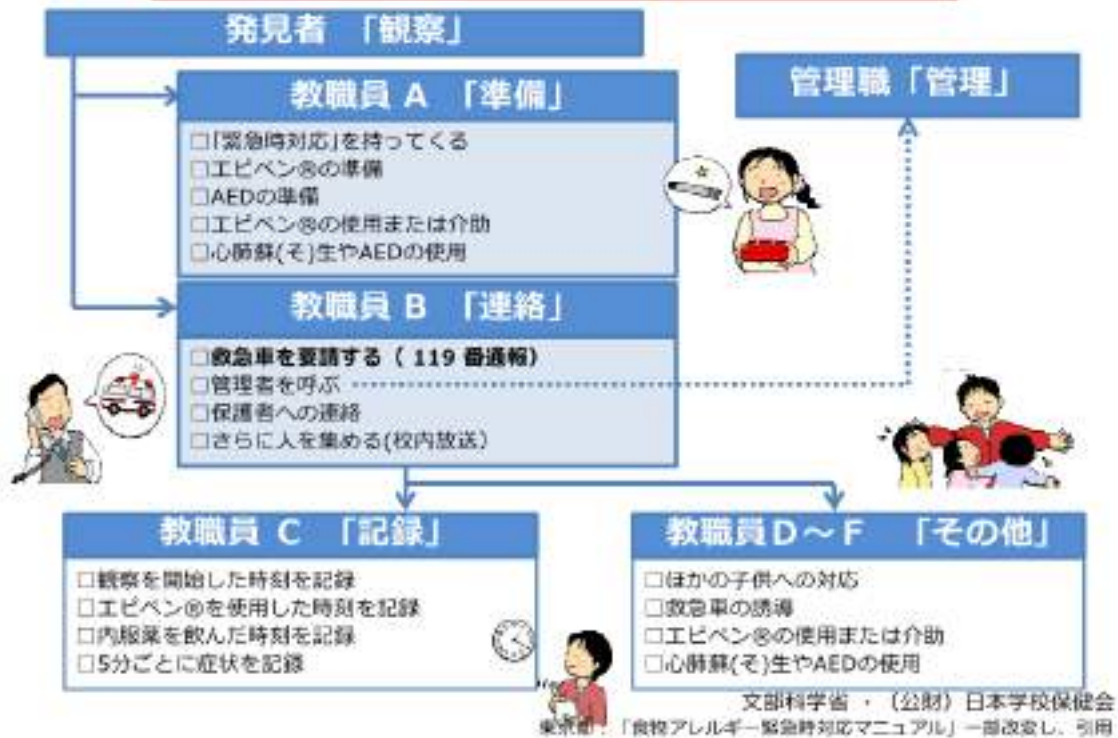


文部科学省・（公財）日本学校保健会

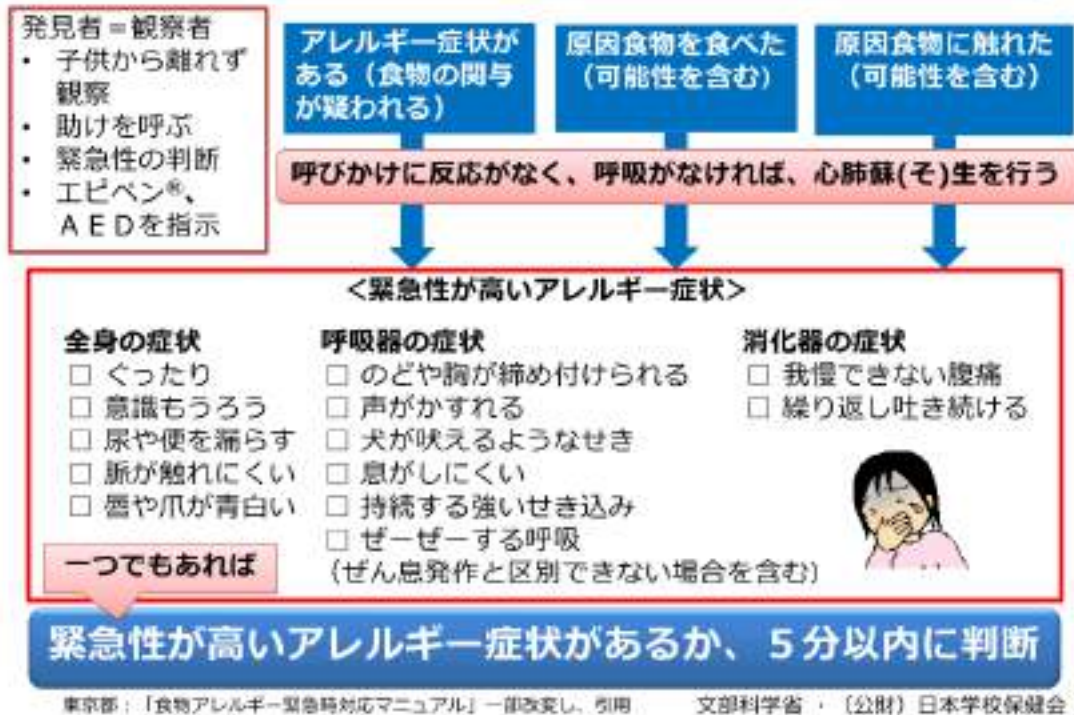
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改定し、引用

チームワークが大切（役割分担）			
準備	連絡	記録	その他
☐ 緊急時の対応マニュアルの準備 ☐ エピペン®の準備 ☐ エピペン®の使用又は解除 ☐ AEDの準備	☐ 救急車の要請 ☐ 管理職を呼ぶ ☐ 保護者への連絡	☐ 観察の開始時間 ☐ エピペン®を使用した時間 ☐ 5分ごとの症状 ☐ 内服薬を飲んだ時間	☐ ほかの子どもへの対応 ☐ 救急車の誘導
【文部科学省（公財）日本学校保健会「緊急時の対応」から引用・参照】			

学校内での役割分担



緊急時の対応



【文部科学省(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」】

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ
「グー」で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、そのまま五秒数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五秒数える！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手で触れたり、押したりしないでください。

文部科学省・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

【文部科学省（公財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」】

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何も入っていないことを確認しましょう。

注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用 文部科学省・（公財）日本学校保健会

【文部科学省（公財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」】

※エピペンの使用については、エピペントレーナー等を用いた研修を実施することが望ましい。

6 不審者侵入事案の対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインー解説編（一部改変）（文部科学省）

◆ 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門（正門だけでなく北門、通用門、搬入門も含む）、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という３段階観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりがちですので、注意しましょう。

この３段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せてまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

段階	具体的な方策
① 正門・北門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定、フェンス等の設置 等
② 校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③ 校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理、防犯カメラの設置 等

※危機管理マニュアルは、不審者侵入時の対応についても記載されているものであるため、マニュアルそのものの管理に留意することも重要である。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインーサンプル編（一部改変）（文部科学省）

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

◎校門及び校舎入口の管理（例）

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 8時05分～35分	☐ 生徒は正門又は北門、西門から登校し、南棟と北棟の校舎の間の西側から生徒昇降口へ向かう。 ☐ 生徒は遅刻した場合、必ず職員室で手続をしてから登校する。	☐ 正門又は北門から入り、事務室横の正面玄関から出入りする。

授業中	☐ 生徒・教職員ともに正門又は北門を使って出入りする。	
下校時間 *曜日により時間帯は異なる	☐ 施錠担当教職員が、放送後校舎の出入口を施錠する。	
下校時間後	☐ 生徒は北棟1階東側出口より、職員は正面玄関より出入りする。	

◎来校者の管理

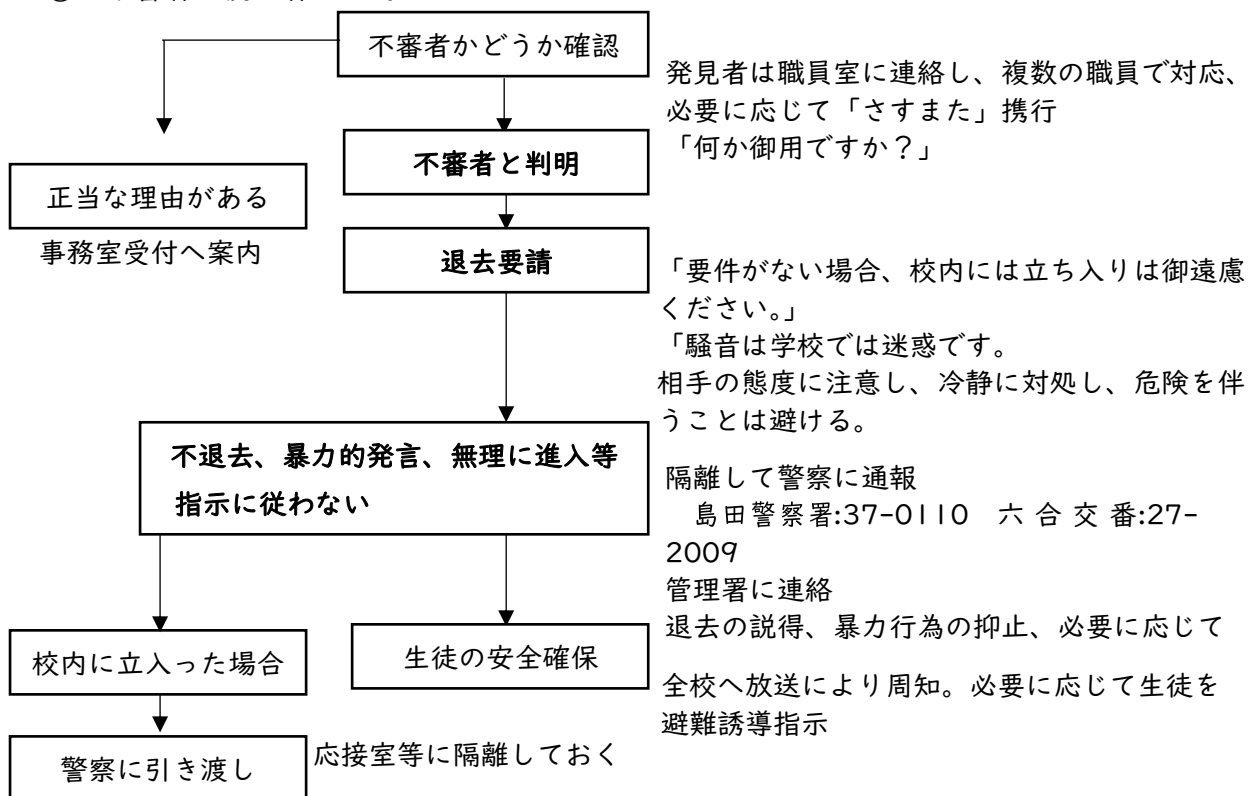
校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ☐ 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- ☐ 事務室受付にて、来校者受付票に記入を求める。
- ☐ 一般来校者には来校者章を1人1つ配付し、首からぶら下げるように求める。
- ☐ 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には来校者章を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

① 巡視

校内の巡視	☐ 別に定める「登校指導当番表」に基づき、担当教職員が校舎入口で巡視を行う。 ☐ 通常授業日は、放課後、当日の管理当番が「管理当番日誌」を用いて巡視を行う。
校外の巡視	☐ 校舎の周辺を、PTA・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。

② 不審者・侵入者への対応



◆ 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

また、特に不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

不審者対応の留意事項
☐ 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。 ☐ 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。 ☐ 相手を刺激せず、落ち着かせるような声掛けを行う。 ☐ 生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。 ☐ 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。 ☐ 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。 ☐ 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。 ☐ 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。 ☐ 防御は不審者の取り押さえを目的とせず、生徒等に近付けずに警察の到着を待つ。 ☐ 複数による侵入の対応についても想定する。

7 登下校時の不審者事案

◆ 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられたりした場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。

不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事態が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っているかなど、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中なのかなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への爆破予告など脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めておきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

（１）第一報による対応の判断

校長は、登下校中の生徒等への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※ 緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合

- * 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- * 登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした。
- * 不審者が登下校中の生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- * 登下校中の生徒が金品を奪われた。
- * 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- * その他、学校近隣において生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

（２）ケース別の生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、島田市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた生徒への連絡を行う。

ケース	発生時間帯	生徒	教職員
通学路上で生徒が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「こども110番の家」や事業所等（以下「最寄り避難先」とする）のうち、最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し	● 被災生徒の居場所へ急行（学級担任） ● （未通報の場合）110番通報等 ● 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	学校待機→保護者引渡し	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し	● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校（又は保護者送迎）	● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	集団下校	
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難 学校に残る生徒は集団下校	● 必要に応じて通学路の巡回

(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

◎各関係機関等との連絡・協力依頼

	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
静岡県教育委員会	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請 ＊近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼
警察（島田警察署）	＊地域パトロール等の要請 ＊（未通報の場合）110番通報
保護者	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ＊引渡し等への対応依頼 ＊登下校中の見守り依頼
地域ボランティア	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ＊登下校中の見守り、通学路パトロールの要請

8 学校への犯罪予告への対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－解説編（一部改変）（文部科学省）

◆ 学校への犯罪予告等への対応

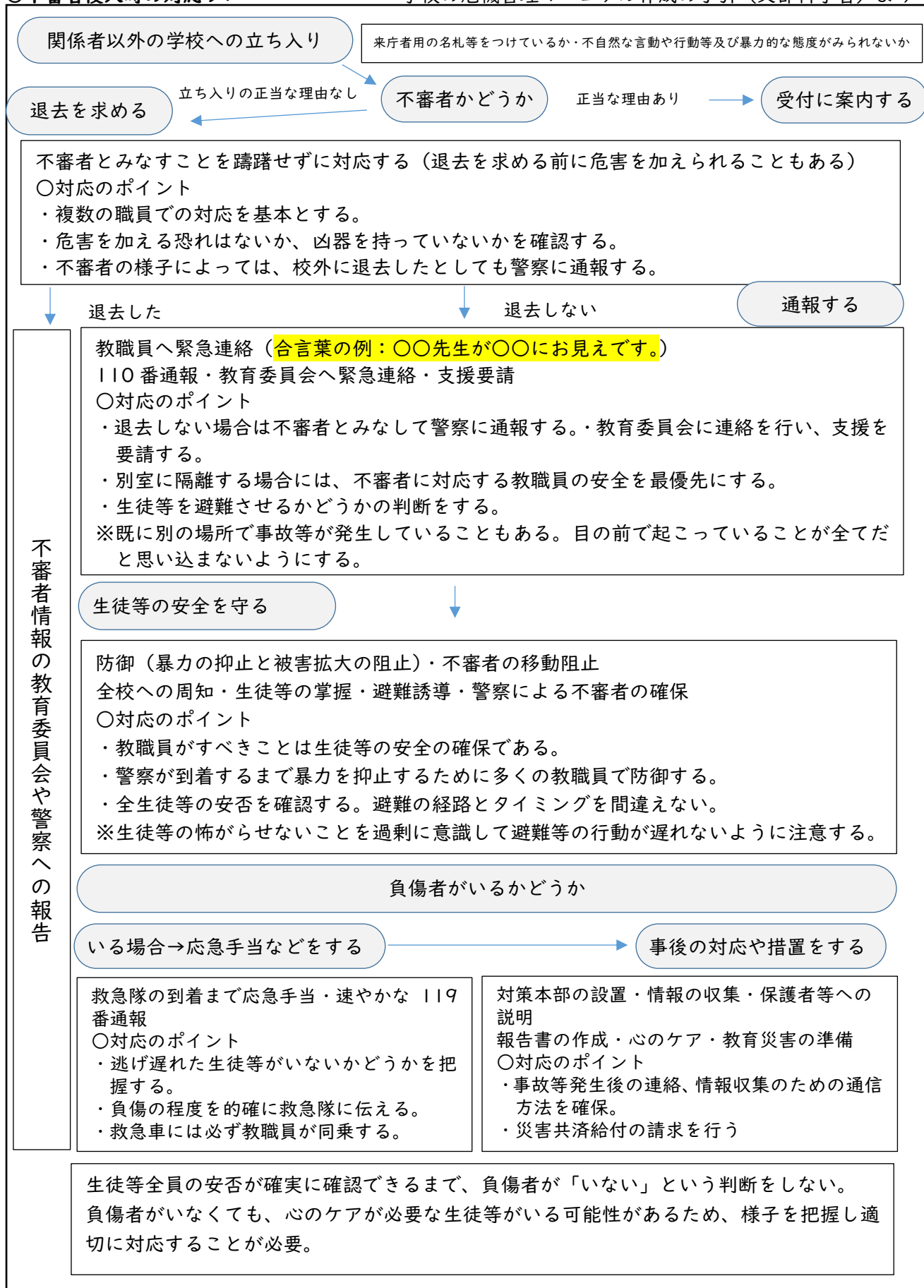
学校に対して爆破予告等の犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。犯罪予告等は電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があった場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理してまとめておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。生徒等を遠ざけるなど、その場で取りうる安全確保策も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて生徒等・教職員へ指示する事項等を、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の搜索、不審物対応等は教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ定めておきましょう。

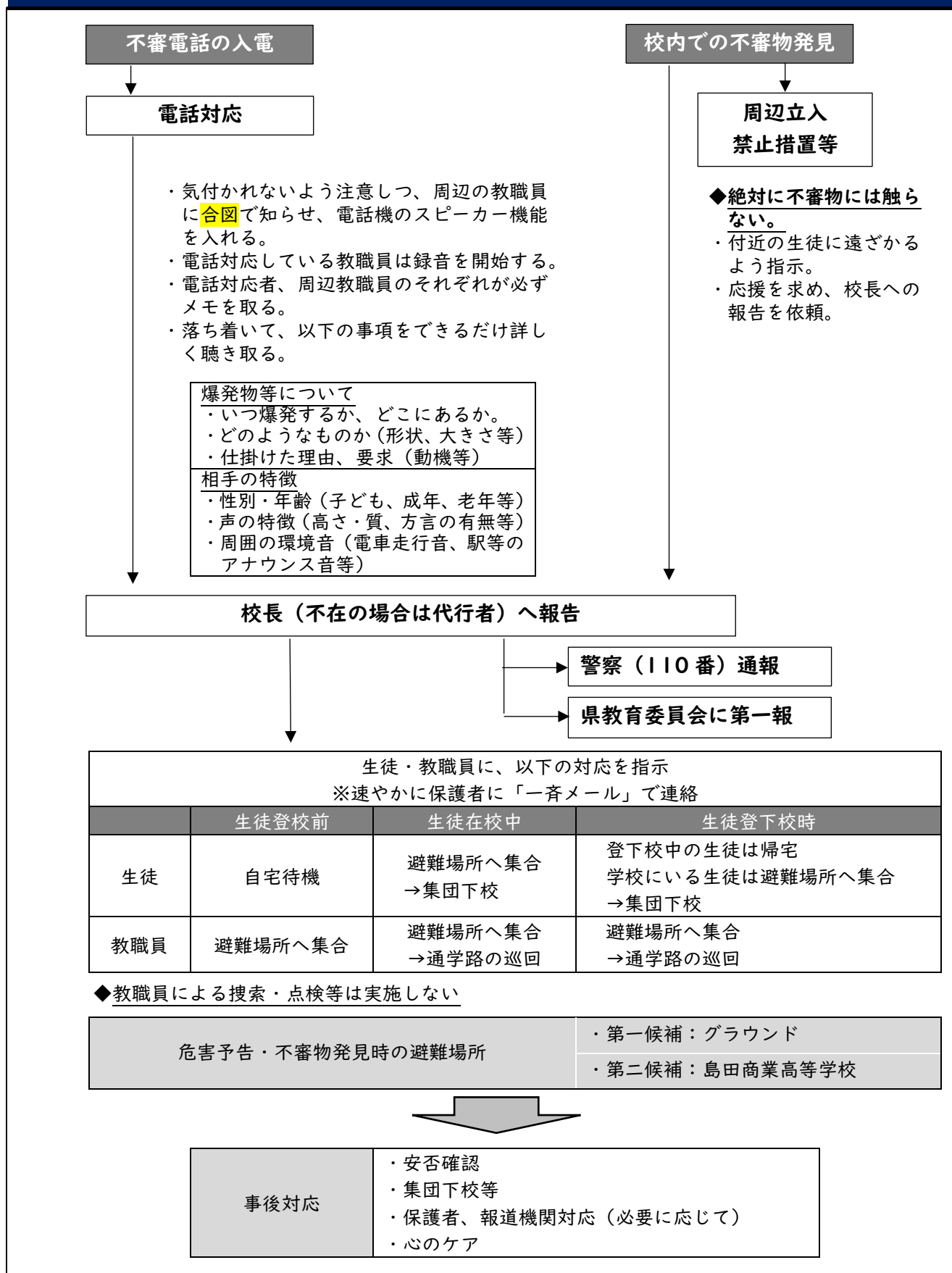
犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくとい良いでしょう。

◎不審者侵入時の対応フロー

学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）より



◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



9 交通事故発生時の対応

登下校中等で交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっては、被害に遭った生徒等と行動を共にしていた生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあるかもしれません。

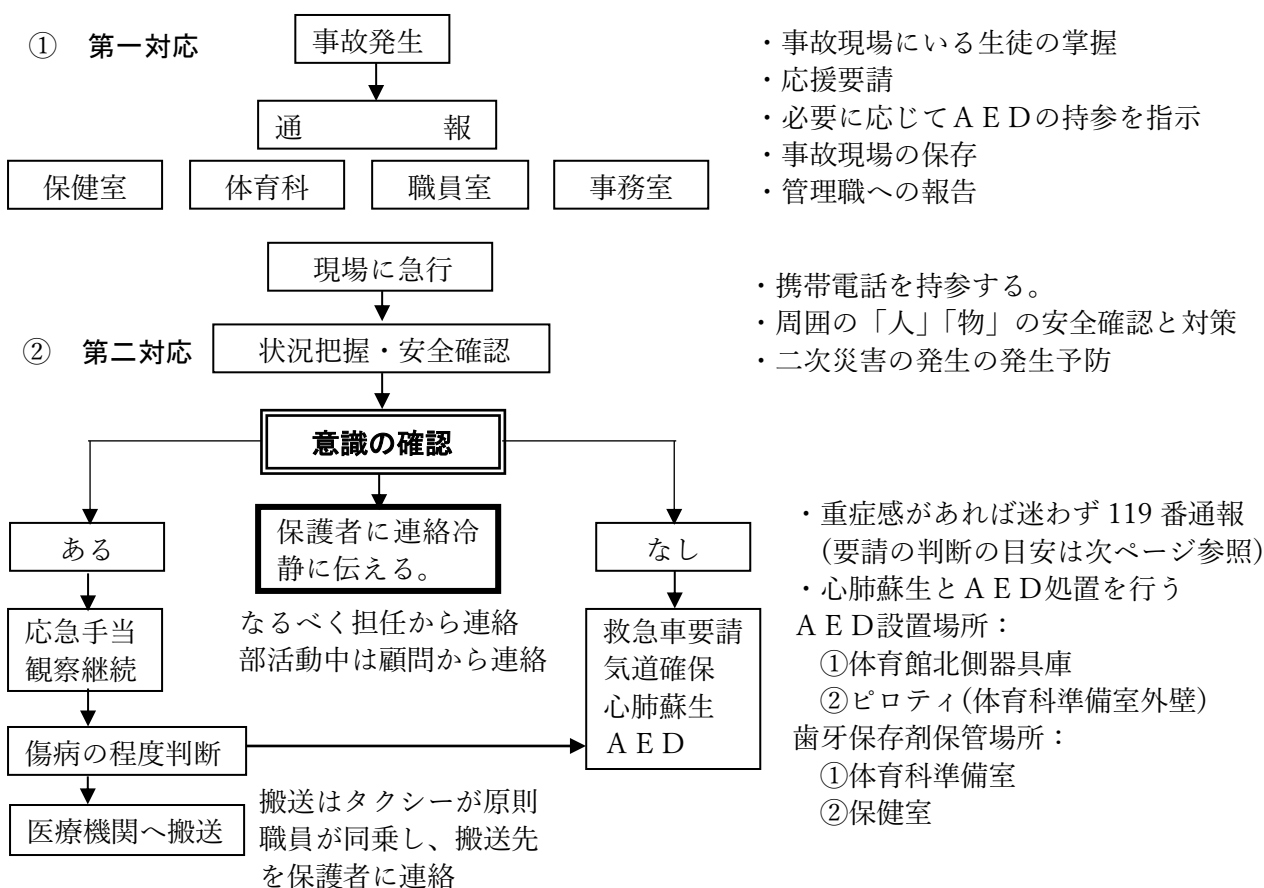
このため、交通事故発生の第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行したりします。現場周辺に他の生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場には複数の教職員が向かうことが望めます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよう、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう。

自転車や自動二輪車での通学が認められている学校の場合は、生徒等が交通事故の被害者ではなく加害者になってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者として生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、生徒等が自らの力で適切な対応が取れないこともありますので、事故後に生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合には、支援・指導を行うことが必要です。

また、交通安全教室等の機会を利用して、事故発生に取るべき対応や責任について、事前に指導することも必要です。

生徒事故発生時の対応



救急車の要請

① 救急車の要請基準

下記の症状があるものは迷わず救急車を要請する

- ☐ 意識障害・意識消失の持続するもの
- ☐ 高所からの転落
- ☐ 強い衝撃が加わった外傷（特に頭・顔面・胸・腹・腰部）
- ☐ ショック症状（アナキティラキシー症状を含む）の持続するもの
- ☐ 原因不明のけいれんが持続するもの
- ☐ 激痛が持続するもの
- ☐ 多量の出血を伴うもの
- ☐ 広範囲の火傷のもの
- ☐ 服毒が疑われるもの
- ☐ 重度の熱中症
- ☐ その他必要が生じたもの

② 連絡先

救急車要請	119	静岡市消防局島田消防署	0547-37-0119
-------	-----	-------------	--------------

③ 救急車の呼び方

冷静に下記の点を電話で伝える。

- ☐ 要件：「救急車をお願いします。」
- ☐ 発信者：「島田工業高校です。住所は島田市阿知ヶ谷 201 番地、電話は 37-4194 です。」
- ☐ 事故者数：「事故車は〇人です。」
- ☐ 事故者名：「氏名、性別、年齢 です。」
- ☐ 事故発生時の状態：

④ 救急搬送への対応

- ☐ 救急車には担任又は副担任が同乗。（部活動の場合、顧問又は副顧問）
- ☐ 同乗職員は携帯電話を所持し、搬送先が確定し次第学校に連絡
- ☐ 学校から保護者に搬送先を連絡し、病院に向かうよう依頼
- ☐ 病院での処置が終わったら学校に状況を報告して、学校への戻り方の指示を受ける

病院への搬送

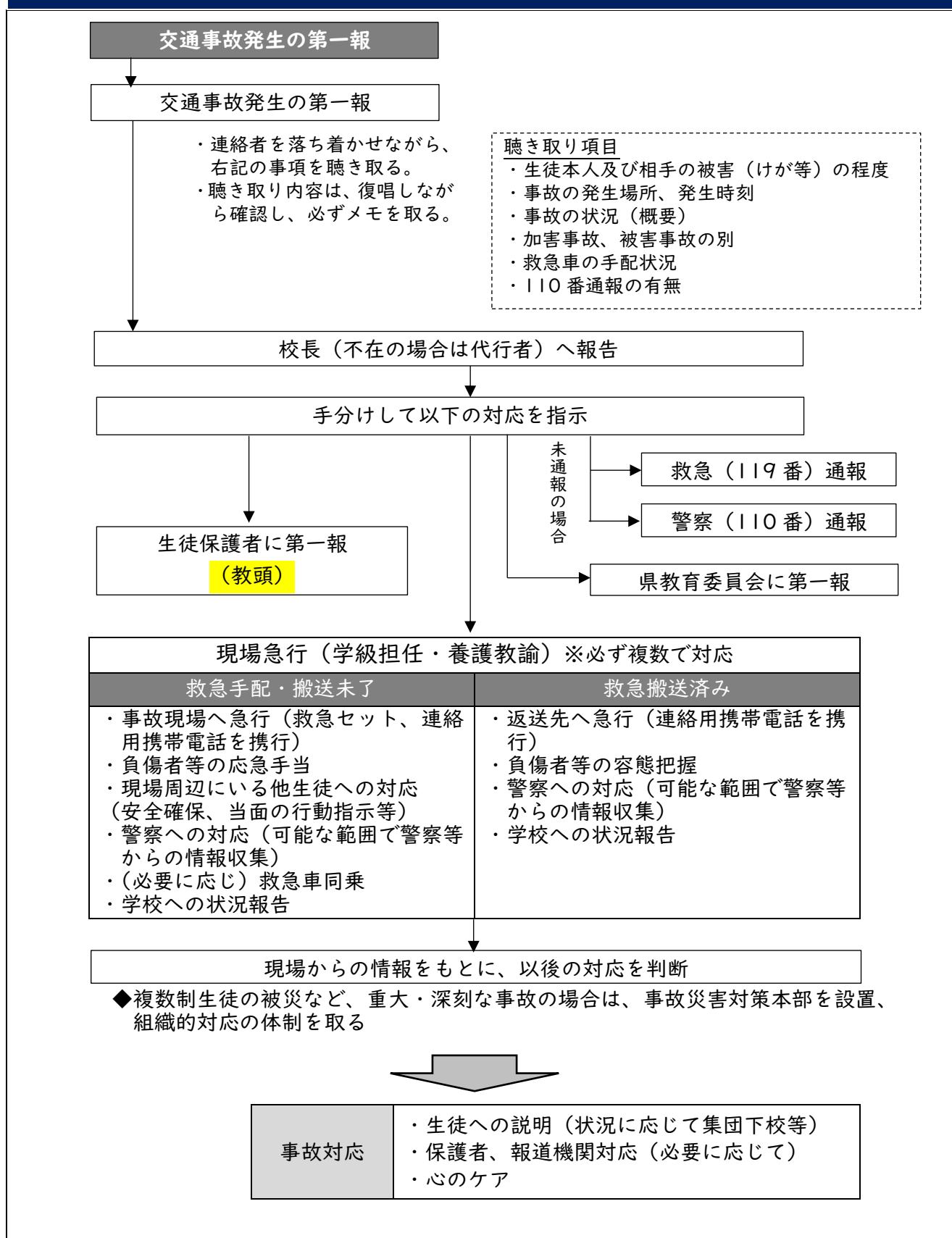
① 病院の搬送方法

病院に電話を入れて搬送する旨を伝え、基本に職員が同乗してタクシーで搬送する。ただし、緊急性が認められる場合、管理職の許可を得て自家用車を使用する場合がある。

② 救急医療機関 ※その他の近隣の医療機関は別紙「近隣医療機関一覧」参照

機 関	電 話	時 間	備 考
島田市立総合医療センター	0547-35-2111	7:45～11:00(月～金)	
島田市休日急患診療所	0547-35-1799	8:30～11:30 13:00～16:30	
志太・榛原地域医療センター	054-644-0099	19:30～22:00(月～日) 19:30～ 7:00(金～日)	内科・小児科
島田市消防本部	0547-37-0119		救急医療機関 の問い合わせ先
静岡県救急医療情報センター	0800-222-1199		
精神科救急情報ダイヤル	054-253-9905		
目の 100 番	03-5765-8181		

◆ 交通事故発生時の対応フロー



10 情報の収集方法

災害関連情報 (NHK)	台風情報 (気象庁)	警報・注意報 (気象庁)	土砂災害危険度分布 (気象庁)
			
洪水危険度分布 (気象庁)	浸水害危険度分布 (気象庁)	雨量情報 (静岡県土木防災情報)	キキクル (気象庁)
			
静岡県GIS (静岡県)	重ねるハザードマップ (国土地理院)	運行状況 (JR東海)	静岡県総合防災アプリ (静岡県)
			
富士山ハザードマップ	雷ナウキャスト		
			

11	火災対策
----	------

(1) 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、以下のような事項が挙げられる。

- ・ 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- ・ 建物等の自主検査
- ・ 教職員等の遵守すべき事項（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 消防用設備等の法定点検の実施
- ・ 火災等の災害に対する自衛消防活動
- ・ 教育訓練
- ・ 消防機関への報告・連絡

危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とする（重複記載の必要はない）。

消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について、以下のとおり具体的な内容を記載する。

- ・（別途、消防計画を定めている場合）火災予防対策について、消防計画を参照
- ・（別途、消防計画を定めていない場合）火災予防のために必要な事項
- ・ 防火管理者の役割分担
- ・ 建物、消防用設備等の検査
- ・ 教職員の役割（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 火災発生時の自衛消防活動の体制（通信連絡担当、消火担当、避難誘導担当）
- ・ 防火及び火災発生時に備えた教育訓練
- ・ 消防機関との連携

消防計画を別途作成している場合は、本マニュアルと共に保管すること

(2) 火災発生時の対応

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取るようになるため、予め避難訓練や消火訓練等を通じて身に付けておく。

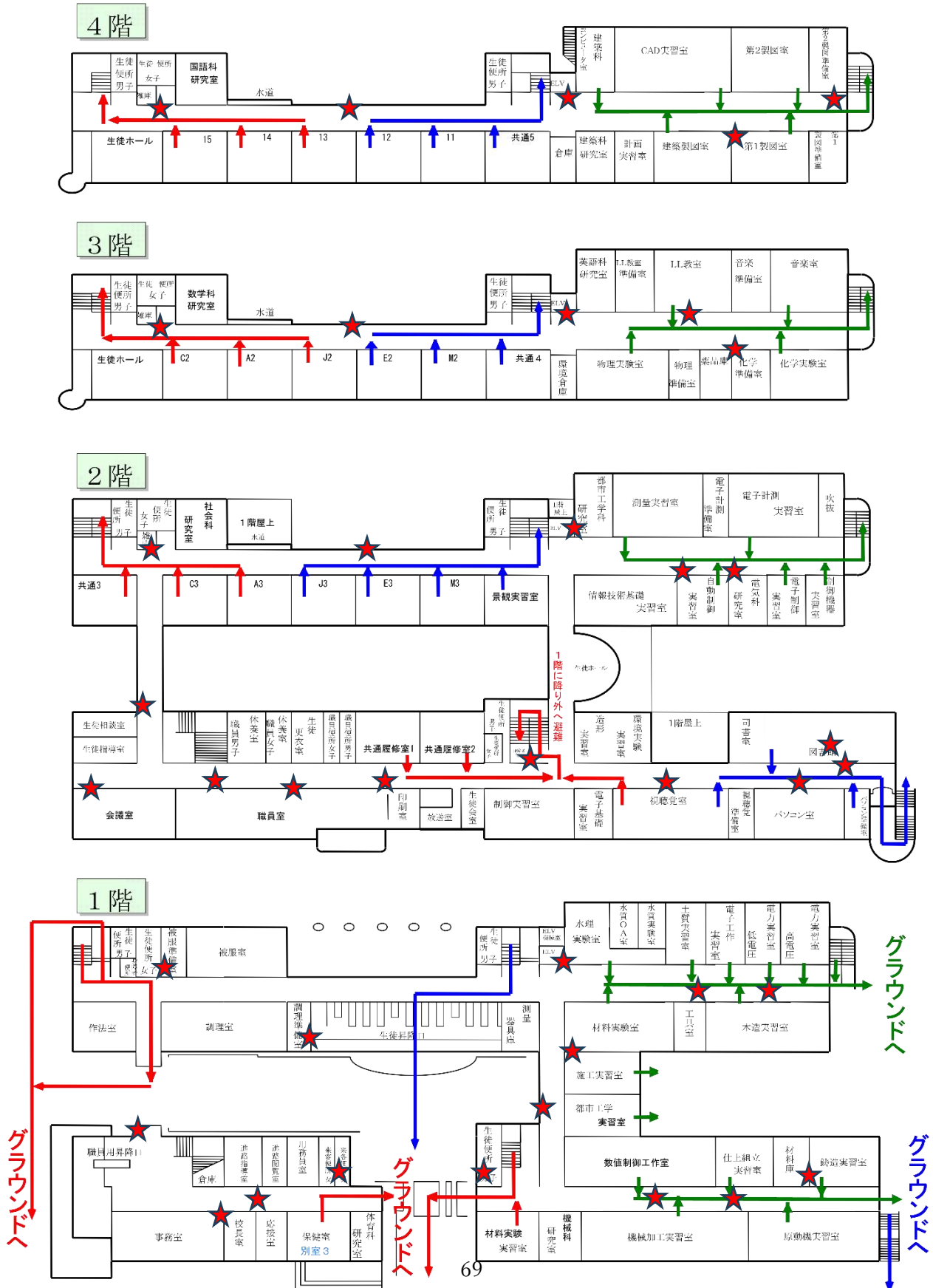
特に、火災発生時の初期段階に取るべき対応については、以下の内容を簡潔・具体的なフロー図の形で整理し、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用する。

- ・ 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
- ・ 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
- ・ 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
- ・ 消防への通報
- ・ 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
- ・ 避難誘導、避難行動（授業中・休憩時間中等、発生タイミングに応じて取るべき行動）
- ・ 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
- ・ 緊急時持出品
- ・ 担当者
- ・ 避難場所

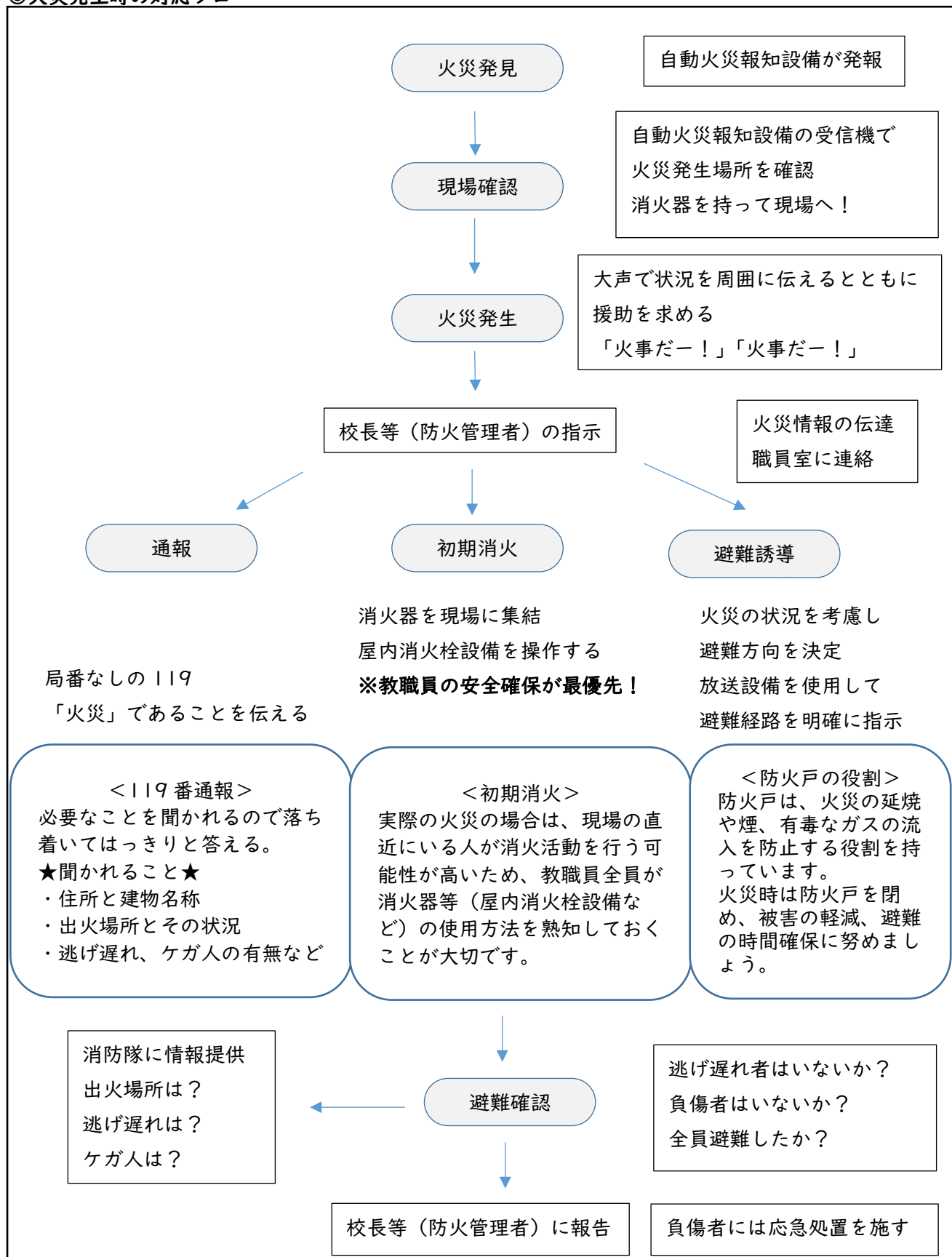
●火災発生時の避難場所

一次避難場所	グラウンド
--------	-------

●火災発生時の避難経路図 ★：消火器



◎火災発生時の対応フロー



※盛岡地区広域消防組合消防本部作成資料を参考に県教育委員会健康体育課編集

12	風水害対策
----	-------

(1) 気象情報の基礎知識

●気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区分	種類
特別警報	大雨／暴風／氾濫／土砂災害／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警報	大雨／氾濫／土砂災害／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注 意 報	大雨／氾濫／土砂災害／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／ なだれ／低温／霜／着氷／着雪

●その他重要な気象に関する情報（第2章6「情報の収集方法」参照）

情報	内容
気象解説情報 (台風第○号)	台風が発生したときや台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は既に影響を及ぼしているときに発表
気象防災速報 (記録的 短時間大雨)	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ^{ミリ} 以上）を観測したり、解析したりしたときに発表
気象防災速報 (竜巻注意/ 竜巻目撃)	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表
気象防災速報 (線状降水帯発生)	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という用語により解説する情報

●波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
☐ 高い波によって重大な災害が生じる可能性がある と予想された場合に発表 ☐ 「波浪」とは風によって生じる波 ☐ 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸 に近づかなければ比較的安全） ☐ 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じる ため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場 合は警戒が必要	☐ 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重 大な災害が生じる可能性がある と予想された場合に発表 ☐ 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する 現象 ☐ 水位が想定以上に高くなると、防潮堤を乗り越え て大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な 場合もある）

「命を守るために知ってほしい特別警報」(気象庁)

警報の発表基準をはるかに超える大雨等により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、気象に関する特別警報を発表します。

● 気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁HPで公表しています。

● 大津波警報や噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上、長周期地震動階級4）を特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて
伝えられます。情報収集に努めてください。



雨の強さと降り方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)
(平成20年3月一部改正) (平成20年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が よく聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 	
20~30	強い雨	ゴシヤ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		座っている人の半面く らいが雨にぬれつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロブレーキン グ現象) 
50~80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーパーと降り 続く)	傘は全く役に立たな くなる。 		水しぶきであたり一 面が白っぽくなり、視 界が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。				

風の強さと吹き方

(平成12年8月作成)(平成14年7月一部改正)
(平成18年4月一部改正)(平成25年3月一部改正)
(平成28年6月一部改正)

平均風速 (m/s) およその換算	風の強さ (予報用記)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建築物	およその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がきかない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の状況しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樹木(とい)が揺れ始める。	20
15~20 ~約70km/h	強い風		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。場所での作業はきわめて危険。	電線が揺り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きい。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。窓戸やシャッターが揺れる。	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	物がつかまっていまいと立ってられない。飛来物によって危険するものがある。	樹木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が壊れる。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が飛散、転倒する。ビニールハウス、カーポート(屋根材)が正体地に倒れる。	30
25~30 ~約110km/h							
30~35 ~約120km/h	猛烈な風	公共用車				固定の十分な強度を有するものが壊れる。養生の十分な仮設足場が倒壊する。	40
35~40 ~約140km/h			屋外での行動は極めて危険。		走行中のトラックが転倒する。	外装材が風雨に当たって飛散し、下地材が露出するものがある。	
40~ 約140km/h~				多くの樹木が倒れる。電柱や電線が倒れるものがある。ブロック壁が倒壊するものがある。		住家で倒壊するものがある。数層構造物で倒壊するものがある。	

(2) 気象警報・注意報発表時における教育活動実施基準

◎平常時の対策

- ☐ 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- ☐ 気象情報の収集（第2章6「情報の収集方法」参照）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 初動体制の確立
- ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- ☐ 避難先、避難経路等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

◎気象警報・注意報発表時の教育活動の実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 氾濫 土砂災害	通常 授業	☐ 安全を確認した上で登下校 （確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機）
	暴風	授業 中止	☐ 午前6時の時点で島田市又は居住市町に警報が発表されている場合は午前11時まで自宅で待機 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されている場合は、安全を確認した上で、午後の授業に間に合うように登校 （確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機）
警報	大雨 氾濫 土砂災害	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校
	その他 気象警報	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 （確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機） ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

※各学校、生徒の実情（通学範囲等）及び周辺の状況（立地状況、公共交通機関の状況等）を踏まえ、
生徒の安全を最優先にした柔軟な対応を行う。

※気象庁や市町から発表される情報（警戒レベル）を考慮する。

【参考】特別警報発表時における対応（平成27年2月24日付教総健第558号）

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒及び教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針)		
・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

●浸水の恐れがある場合の避難場所（浸水が想定される学校）

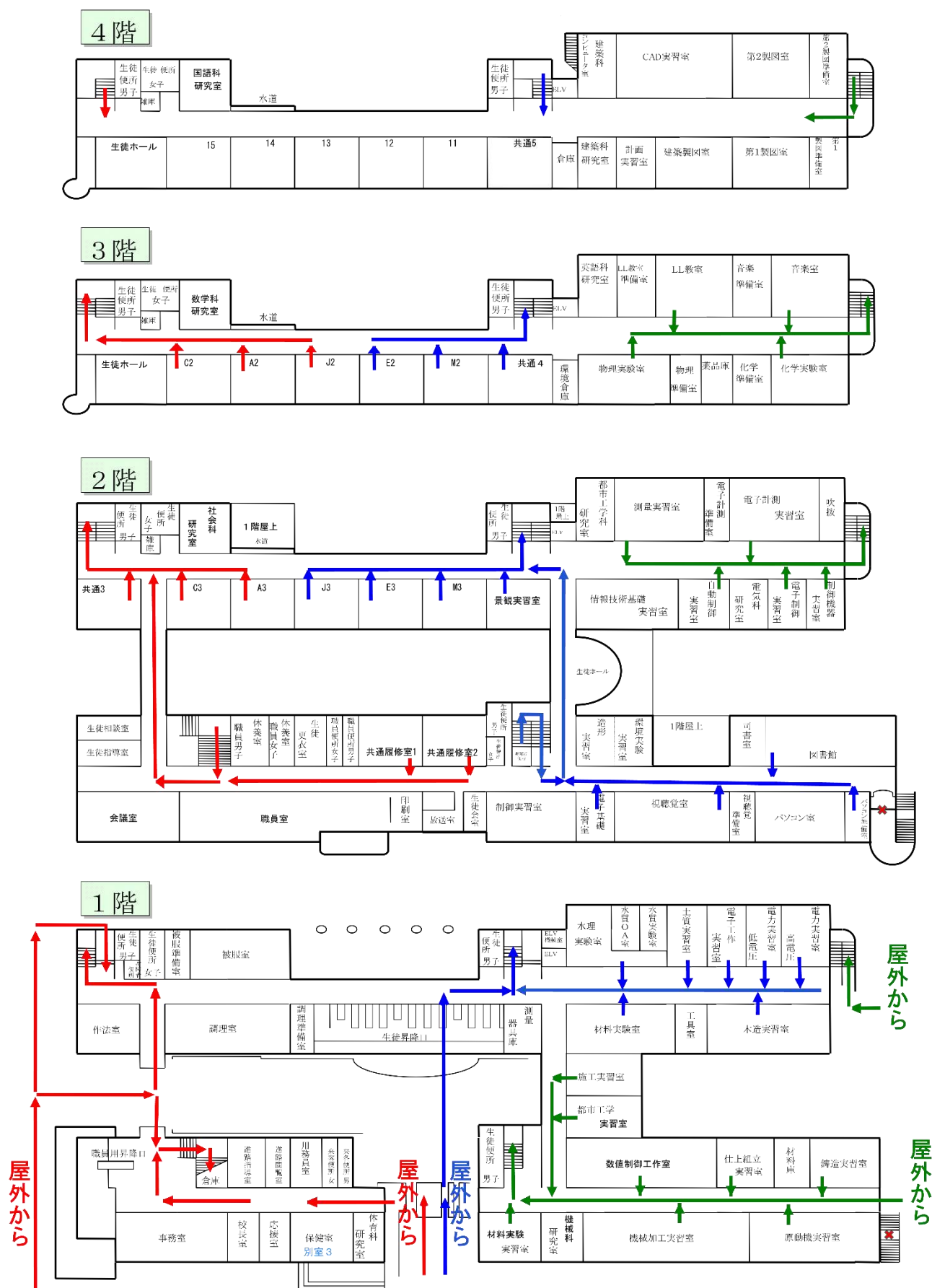
※本校は洪水被害 1.0～2.0m 未満

一次避難場所	校舎 2 階以上への垂直避難
--------	----------------

●土砂災害の恐れがある場合の避難場所（土砂災害が想定される山・崖等が近隣にある学校）

※本校は該当しない

●浸水発生時の避難経路図（校舎 2 階以上への垂直避難）



台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

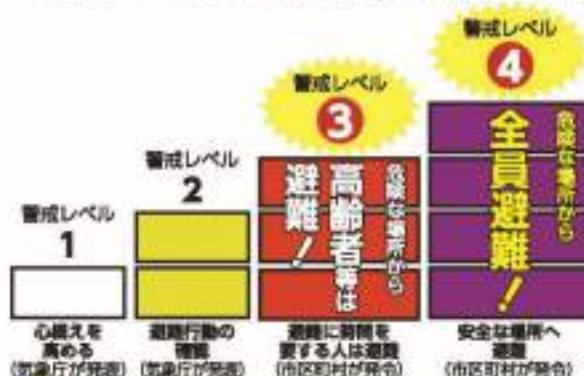
緊急時に確認

避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ① **避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。**
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ① **危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難^{※1}）です。**
※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に問わず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

- ① **警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。**

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

- ① **警戒レベル4は避難指示に一本化されました。**

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災害対策改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災害対策改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

- ① **警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。**

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人にも必要に応じ、危険の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり自主的に避難するタイミングです。

- ① **豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。**

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

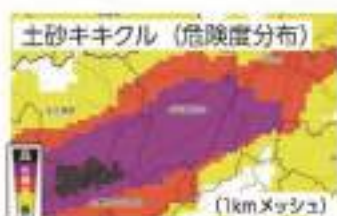
国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

■ キキクル（危険度分布）で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

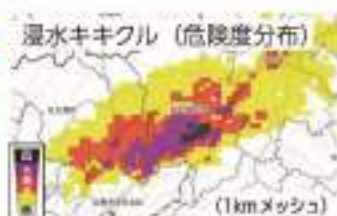
気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル（危険度分布）」を確認してください。紫の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

キキクル 検索



崖・溪流の近くは危険



低地は危険



河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で 必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)			
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		土砂災害警戒情報(※)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)	
<警戒レベル4までに必ず避難！>							
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を要する	大雨・洪水注意情報	2	氾濫注意情報	—	
1	気象状況悪化 の恐れあり	災害へのおそれがある	早期注意情報	1	—	—	

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

（参考）内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年度）」

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

(3) 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

◎生徒在校時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始 ☐ 周辺校や関係機関との情報共有	☐ 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	
☐ 教職員及び生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 ☐ 教育委員会への報告（※）	☐ 災害対策本部 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部
3 下校対応	
☐ 通学路、交通機関等の状況を把握（自転車下校の可否の判断） （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留め置き、引渡し等の措置の検討、実施 自転車下校の禁止 （必要に応じて） 保護者への連絡	☐ 施設管理班 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班

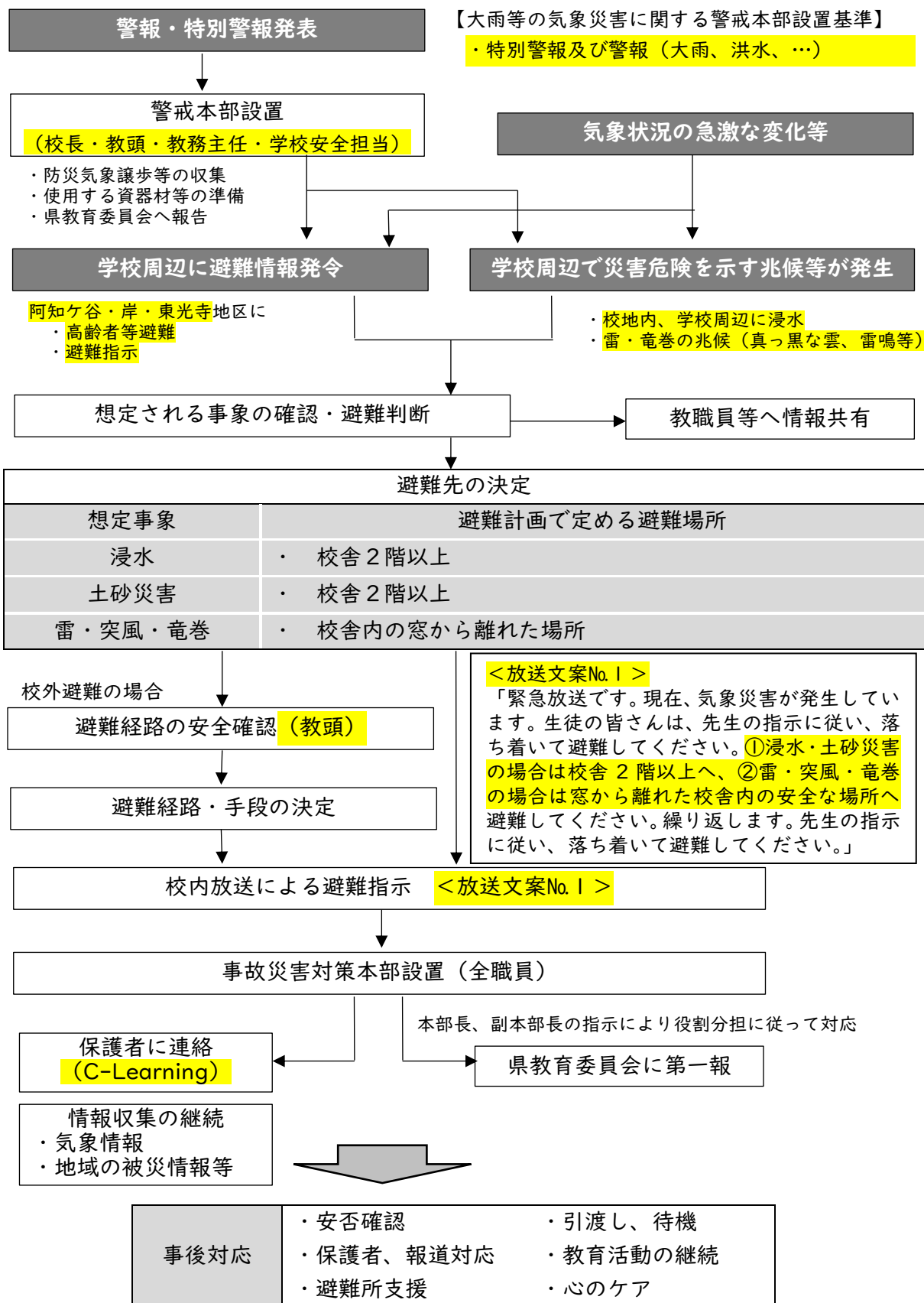
◎生徒不在時の対応※参集した応急対策要員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 必要な教職員の参集（管理職 等） ☐ 周辺校や関係機関との情報共有 ☐ 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
☐ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 ☐ 必要に応じて生徒、保護者等に連絡 ☐ 教育委員会への報告（※）

※教育委員会大規模災害等に関する情報伝達実施要領（毎年度当初に県教委から通知）による。

(参考) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－サンプル編 (文部科学省)

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー (授業中)



(4) 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

「教職員のための危機対応BOOK」(静岡県教育委員会)

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知

黒い雲の接近



雷の音



冷たい風



竜巻・雷・局地的大雨の兆候

2. 身を守る指示

雷・局地的大雨



水辺から離れなさい



雨が降る前から避難



建物や自動車の中に避難しなさい



木や電柱から離れなさい



木の下で雨宿りは危険



雷鳴が遠くてもすぐに避難

竜巻



頑丈な建物の中に避難しなさい



窓や壁から離れなさい



物陰で身を伏せなさい



窓を閉めカーテンを引きなさい



車庫や物置への避難は危険

屋外



避難



屋内

13	地震対策
----	------

(1) 地震対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区 分		レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
		発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い		死者数：約16,000人 （うち津波：約9,000人）	死者数：約105,000人 （うち津波：約96,000人）
		東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7）	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）
相模トラフ沿い		死者数：約3,000人 （うち津波：約2,900人）	死者数：約6,000人 （うち津波：約5,700人）
		大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7程度）
ライフラインの機能支障・復旧想定	電 力	・発災直後は県内需要の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続（応急復旧には1週間程度が必要）	
	電 話	・固定電話は発災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま（応急復旧に1～2週間程度必要） ・スマートフォン、携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態（応急復旧に1～2週間程度が必要） ・上記以外に発災直後から通話量の急激な輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態	
	上 水 道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続（応急復旧には4～6週間程度が必要）	
	下 水 道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生（応急復旧に2～5週間程度必要）	
	都市ガス	・発災直後の県内停止率が7～8割程度（応急復旧に4～6週間程度必要）	
	L P ガス	・発災直後に3～4割程度の需要家庭で機能支障が発生（点検後早期の復旧が可能）	

●地震・津波対策アクションプログラム2023

県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り減らすため、2013年「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」、2023年に「アクションプログラム2023」を策定した。

基本理念（10年後の目指す姿）	減災目標
犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現	令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。

(2) 地震災害における教育活動の実施基準

◎地震発生時の教育活動実施基準

状況		教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照 <登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止（1週間程度の休校）
		上記以外の学校	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業

※各学校、生徒の実状及び周辺状況を踏まえた検討が必要

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

(3) 地震発生時の対応

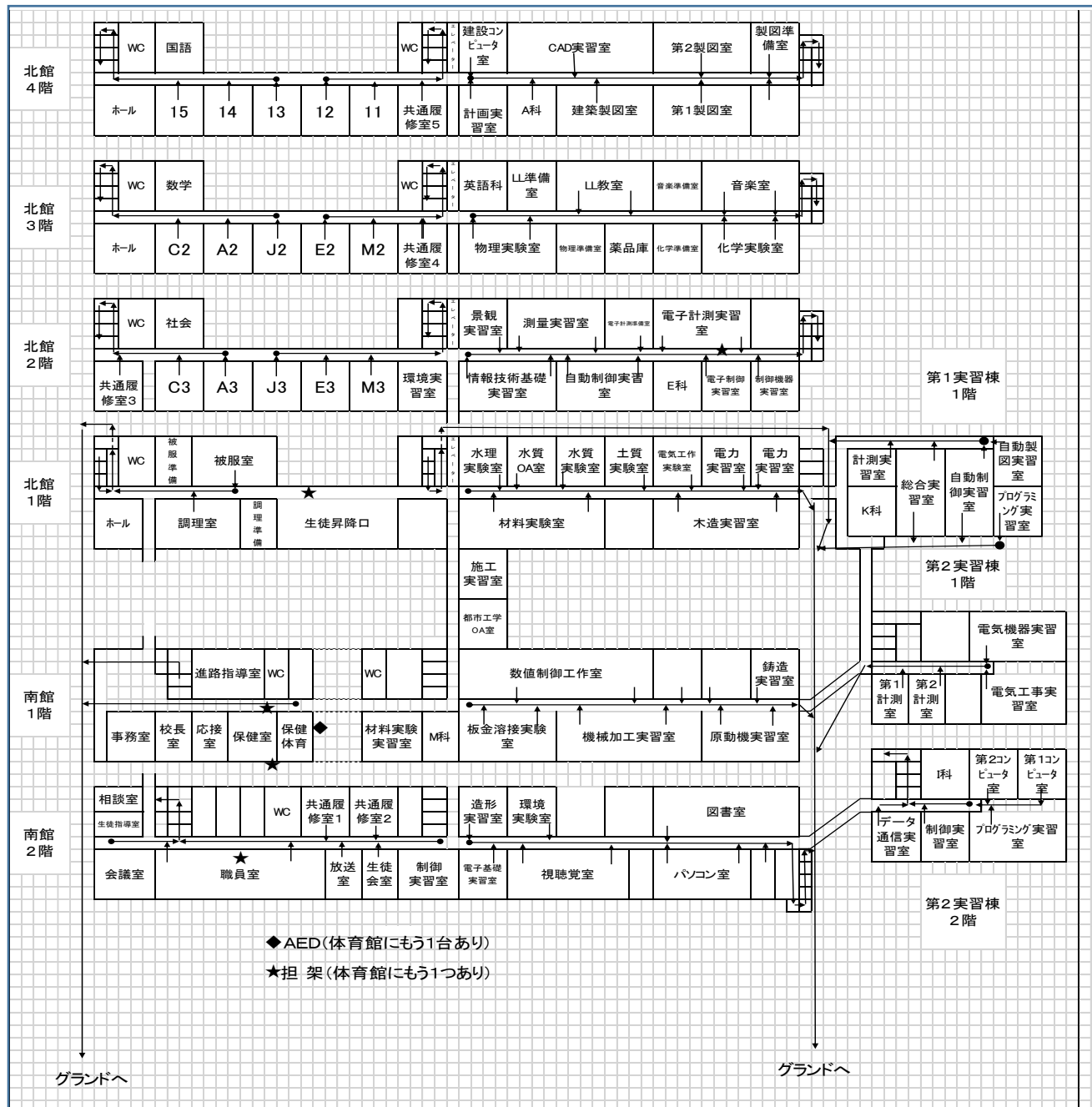
◎大規模地震発生時の対応

	対応例												
発災直後の安全確保	<登校前・登校時> ☐ 休校する場合は一斉メール等で保護者に連絡する。 <在校時> ☐ 生徒に対し、カバンやバッグ、衣類等で、頭部を保護するよう、冷静で明確な指示を出す。 <table border="1"><tr><td colspan="3">「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる</td></tr><tr><td rowspan="4">頭を守る</td><td>教室</td><td>机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない</td></tr><tr><td>廊下・階段</td><td>ガラスに注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>体育館</td><td>落下物に注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>グラウンド</td><td>校舎から離れ中央で伏せる</td></tr></table> ☐ 火気の消火（電源を切り、ガスの元栓を閉める） ☐ 出入口を確保する。	「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる			頭を守る	教室	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない	廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる	体育館	落下物に注意して中央で伏せる	グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる
	「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる												
	頭を守る	教室	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない										
		廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる										
体育館		落下物に注意して中央で伏せる											
グラウンド		校舎から離れ中央で伏せる											
避難誘導	☐ 生徒の状況を把握する。 ☐ 生徒に対し、明確な指示を出す。 <table border="1"><tr><td>「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある</td></tr></table> ☐ 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。 ☐ 普通教室以外の場所にいる生徒の所在に配慮する。 ☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。 ☐ 階段移動時は必ず手すりを持つこと。 ☐ 生徒の不安の緩和に努める。 ☐ 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。 ☐ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼、欠席者、負傷者等）。 ☐ 2次災害等の危険が予想された場合は、ただちに安全な場所に避難する。	「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある											
	「押さない」「走らない（※）」「しゃべらない」「戻らない」 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※ 津波避難の場合は走ることもある												
	☐ 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。												
	事後対応	☐ 市町等から出される避難情報に留意し、通学路等の安全を確認したうえで、保護者への引渡しや下校の可否を判断する。 ☐ 状況に応じて、学校に留め置くことも検討する。											

●地震発生時の避難場所

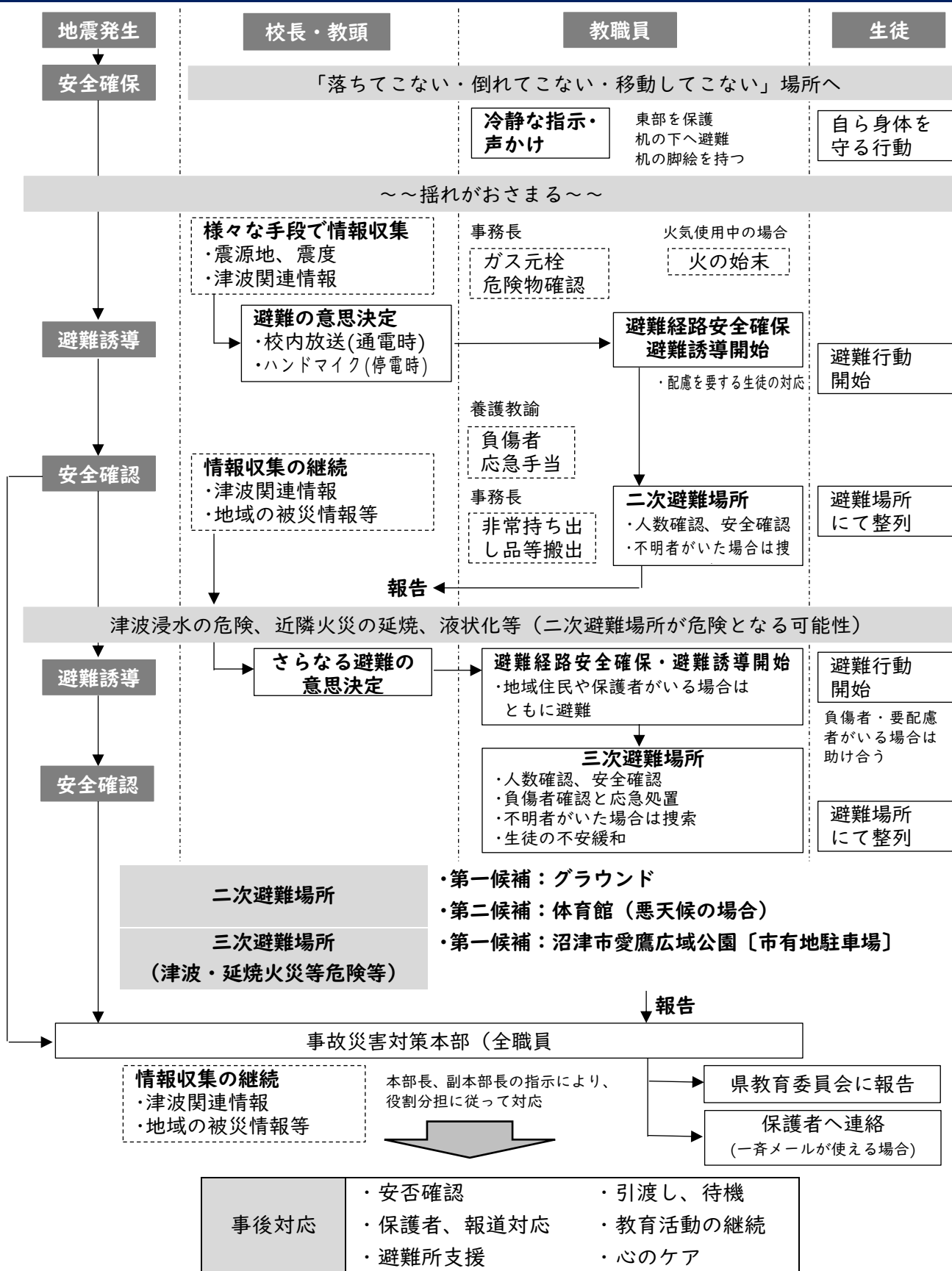
一次避難場所	グラウンド
--------	-------

◎地震発生時の避難経路図



(参考) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編 (文部科学省)

◆ 地震発生直後の対応フロー (授業中)



◎登下校時又は校外活動中における生徒への指導

指導項目	実施者
☐ 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 ☐ バス・電車等では、運転手・駅員の指示に従うこと。 ☐ 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 ☐ デマや不正確な情報に惑わされず行動すること。	☐ 防災教育担当者等

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）



●応急危険度判定士の判定

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で利用することができる。避難所として開放できる区域と、学校の管理あるいは教育活動の再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、要配慮者の状況等に応じ、柔軟に対応することが必要である。

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（Ⅰa、Ⅰb、Ⅱ、Ⅲ）を公表しており、県及び一部の市町では、建物玄関等の見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いⅠaの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できるとされているが、場合によっては亀裂が入ったり、照明や看板等の落下物の危険は残ったりするため、目視による安全確認を行い、必要場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。また、Ⅰb以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

※静岡県が所有する公共建築物の耐震性能については、以下の静岡県HPから確認すること
 （ <https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040807/1030090.html> ）

(5) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

●南海トラフ地震臨時情報について

- ・近年、地震発生時期や規模、位置等の確度の高い予測が困難との考えが示されたことから、東海地震の発生を前提とした予知情報や警戒宣言の発表がなくなり、令和元年5月31日から新たに「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始された。
- ・南海トラフでは、想定震源域の東側と西側で時間差で大規模地震が発生した事例があることから、想定震源域内で大規模地震や地殻変動等、異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、後発地震に備えるよう国や県・市町等から住民への呼びかけが行われる。

●南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	調査中	南海トラフの想定震源域等で異常な現象（想定震源域又はその周辺でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生、又は南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なる「スロースリップ」が発生した可能性がある場合）が観測された場合
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なる「スロースリップ」が発生したと評価した場合 等
	調査終了	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）	

●「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の防災対応

情報名	防災対応
巨大地震警戒	日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震の発生後の避難では間に合わない地域（事前避難対象地域）の住民は、1 週間の事前避難を行う。
巨大地震注意	日頃からの地震への備えを再確認する。
調査終了	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

●「事前避難対象地域」に立地する県立学校（令和８年２月時点）

島田市は、住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域 いずれにも属さない。

※事前避難対象地域については、以下の静岡県ＨＰから、最新の指定状況を確認すること

（ <https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html> ）

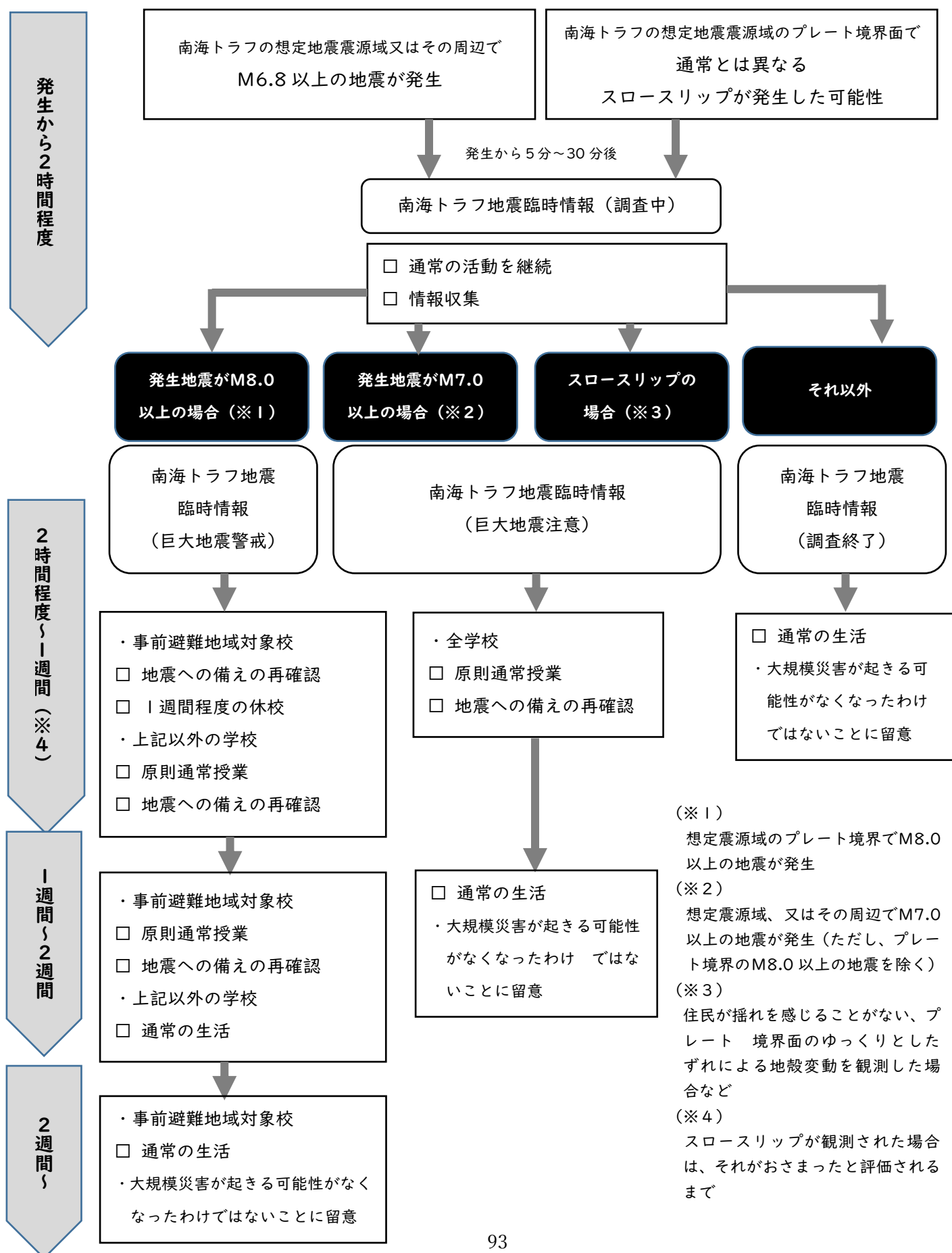
◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発令時の教育活動実施基準

状況			教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業	
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記URL参照	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校	☐ 原則通常授業
	調査終了	☐ 原則通常授業		

※事前避難対象地域については、以下の静岡県ＨＰから確認すること

（ <https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html> ）

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



◎「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 応急対策要員による情報収集 ☐ 校内放送等による連絡	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域）

実施項目	実施者
☐ 授業中止（１～２週間程度の休校）の決定、保護者への休校の連絡 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 地震への備えの再確認 （集団下校する場合） ☐ 集団下校班の編成 ☐ 集団下校路の確認 ☐ 保護者への休校及び集団下校の連絡 （引渡しをする場合） ☐ 保護者への休校及び引渡し場所の連絡 ☐ 保護者引渡し時の身元確認 ☐ 保護者引渡し後の状況把握	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員 ☐ 生徒班 ☐ 生徒班 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域以外）

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 保護者への学校対応の連絡 （大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意）	☐ 災害対策本部

【参考】地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法又は確認者
地震災害への対応	☐ 参集基準・教育活動実施基準 ☐ 各班の人員・役割 ☐ 緊急連絡先 ☐ 安否確認方法 ☐ 引渡し方法 ☐ 保護者への連絡（内容・方法・タイミング）	☐ マニュアル等で教職員の 共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	☐ 頭部を保護するもの ☐ 避難行動に役立つもの ☐ 生活に役立つもの ☐ 救護に役立つもの	☐ 施設管理班による安全点検
生徒の安全	☐ 避難経路・避難場所 ☐ 登下校路の安全確認 ☐ 照明器具・窓ガラス等の非構造部材 ☐ 収納棚等の転倒防止対策	☐ 各班で確認

(1) 津波対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定では1mの高さの津波の到達時間は早いところでは2分とされており、地震発生から30分ほどで各地に大きな津波が到達したとされる東日本大震災よりも早い時間で大きな津波が襲来する可能性があることから、静岡県地理情報システム（GIS）や市町ハザードマップ等を活用し、学校及び学校周辺の津波被害（浸水深・到達時間等）を把握する。

「地震防災ガイドブック」（静岡県危機管理部）

静岡県で予想される津波

〔静岡県第4次地震被害想定津波浸水（レベル2津波の最大浸水域重ね合わせ図） 平成25年6月27日発表〕

津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報があります。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。

※詳細の情報は静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）で確認できます。



●静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波）において浸水域内に立地する県立学校（令和8年2月時点）

高等学校	松崎高等学校／清水南高等学校／焼津水産高等学校／相良高等学校／榛原高等学校／ 浜松南高等学校／浜松江之島高等学校／新居高等学校
特別支援学校	浜松特別支援学校／藤枝特別支援学校焼津分校／伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校／ 伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校

※県教育委員会健康体育課調べ

●津波警報・津波注意報

地震により沿岸で津波の発生が予想される場合には、地震発生後約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される。その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

(気象庁資料)

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動				
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	巨大地震の場合の表現	数値での発表 (発表基準)		
大津波警報	巨大	10m超 (10m<高さ)	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！  津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。  10mを超える津波により木造家屋が流失
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	高い	3m (1m<高さ≤3m)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 写真：豊後町提供(2003年) 
津波注意報	(表記しない)	1m (20cm<高さ≤1m)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	海の中では人は強い流れに巻き込まれる。 避難いかだが流失し小型船舶が転覆する。 

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

(2) 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
大津波警報	

※各学校、生徒の実状及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

◎津波警報・注意報発表時の学校の対応

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	☐ 教育活動継続 (沿岸部の活動は中止)	☐ 災害対策本部
津波警報	☐ 上層階、屋上又は周辺高台等への避難指示 ☐ 生徒・教職員の安否確認 ☐ 津波に関する情報収集（テレビ・ラジオ等） ☐ 学校周辺状況の目視 ☐ 関係機関への連絡調整 ☐ 学区内（通学路）の状況把握 ☐ 近隣学校との情報交換 ☐ 保護者への連絡 ☐ 学校が避難場所（津波避難ビル等）に指定されている場合、避難者の誘導 等	☐ 全職員 ☐ 災害対策本部 ☐ 生徒班 ☐ 施設管理班 ☐ 保護者対応班 ☐ 施設管理班 ☐ 保護者対応班
大津波警報		

(3) 津波避難における留意事項

●津波避難における留意事項

避難開始 【ただちに】	☐ 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 ☐ 教職員不在時は、生徒だけでも避難を開始する。 ☐ 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。
避難中 【続ける】 【あきらめない】	☐ 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 ☐ 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し、避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	☐ 津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 ☐ 生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 ☐ 生徒の心身の状態を把握する。

●津波避難後の下校（引渡し）における留意事項

津波避難後の下校（引渡し）の判断基準について、次の留意事項を予め定めておく。

判断者	避難状態の解除を誰が行うのか（判断者の代理者は誰か）
判断基準	☐ 大津波・津波警報は解除されているか ☐ 保護者等との連絡手段の確保ができているか ☐ 学校周辺の浸水状況の確認 ☐ 利用できる交通機関はあるか ☐ 保護者の自家用車での来校は可能か ☐ 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか ※引渡し後においても、生徒及び保護者の安全が確保されるまでは下校させない
引渡し (帰宅)方法	☐ 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる ☐ 津波浸水域を迂回した安全なルートを考える

「津波から命を守るために」(気象庁)



「より高いところ」を目指して逃げる

津波は低い場所を襲います

海や川からはなれ、高いところへ逃げましょう



津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が出ている間は避難を続ける

はじめの波より後に来る波が大きいことがあります



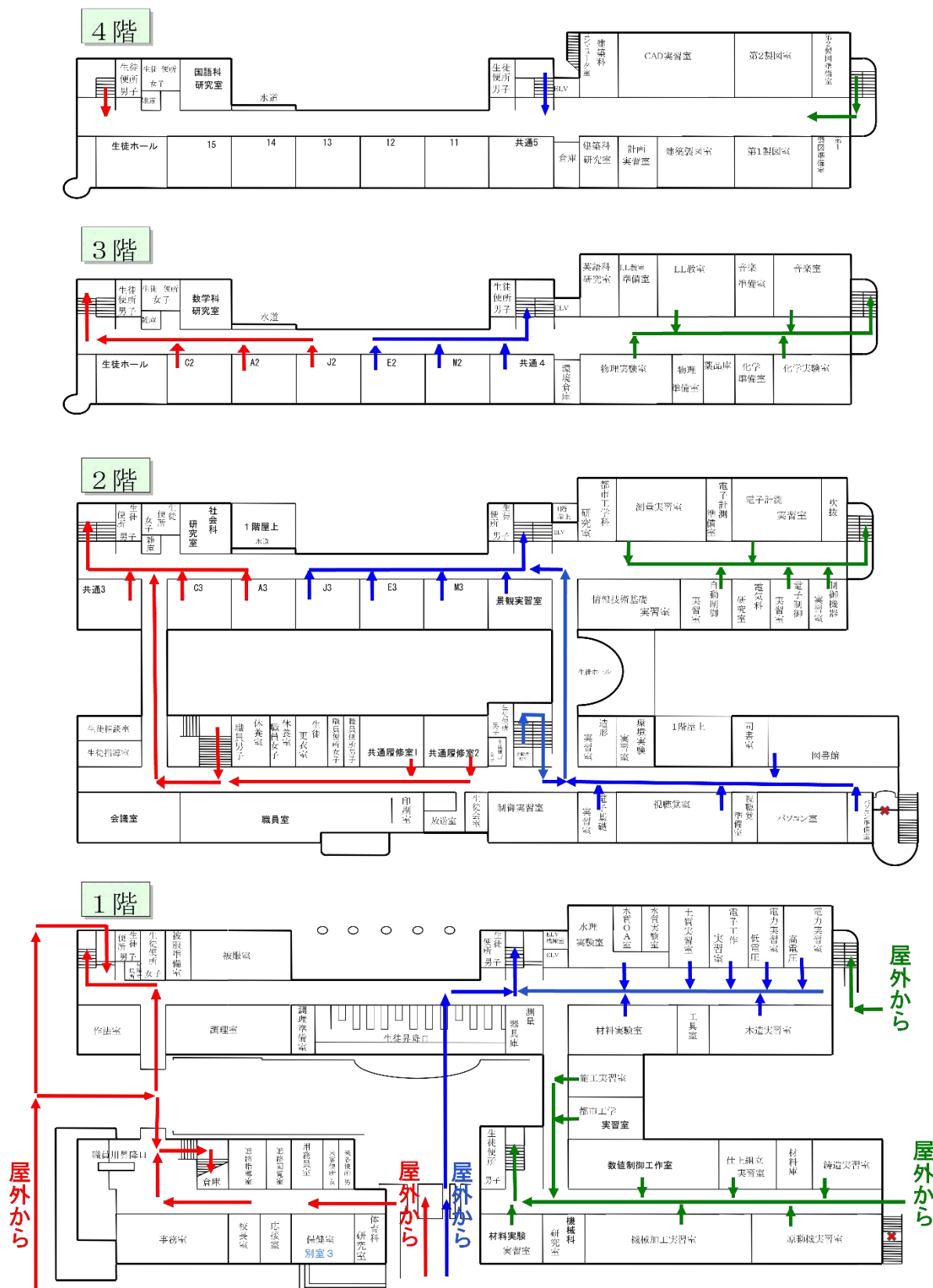
ゆれを感じていなくても、津波警報を見たり聞いたりしたら急いで逃げる

ゆれが小さくても大きな津波が起こることもあります

●津波発生時の避難場所

一次避難場所	校舎 2 階以上への垂直避難
--------	----------------

●津波発生時の避難経路図（校舎 2 階以上への垂直避難）



(1) 火山災害の基礎知識

●静岡県内における活火山

県内には、富士山と伊豆東部火山群の2つの火山群が存在し、近隣では箱根山も活火山である。また火山の噴火物は火山ごとに異なるが、火山活動に起因する現象を、「流下物」と「降下物」に分類した。

区分	現象名	内容
流下物	火砕流	火山灰や火山弾等が、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一体となって時速数十k mから百数十k mの速度で斜面を流下する現象 火砕流よりさらに気体の割合が多いものを火砕サージという
	溶岩流	マグマが火口から噴出し、高温の溶岩として地表を流れる現象
	融雪型火山泥流	積雪期に火砕流などの熱によって斜面の雪が一気に溶けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを流下する現象(時速60k mを超えることもある)
	降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰などが、山の斜面に堆積した後に起きる土石流
降下物	降灰	火山灰が降下、堆積する現象 木造家屋では約30cm堆積すると倒壊のおそれあり
	噴石	大きな噴石は火口から数k m先まで飛散することがある 小さな噴石は風に流され、火口から10k m程度の場所に落下のおそれあり

「噴火警報と噴火警戒レベル」(気象庁)

噴火警報が対象としている主な火山現象

大きな噴石 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っています。

火砕流 高温の火砕物(火山灰、軽石等)と高温のガスが一体となって猛スピードで山腹を駆け下る現象です。温度数百度、最大時速100km以上にも達し、その通過域では焼失・破壊など壊滅的な被害が生じます。

融雪型火山泥流 噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が融け、大量の水と土砂が一体となって高速で流れ下る現象です。時速60kmを超えることもあり、積雪の状況によっては谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

噴火警報では、主にこれらの現象に対する「警戒が必要な範囲」を発表します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等が必要です。

大きな噴石

湯間山

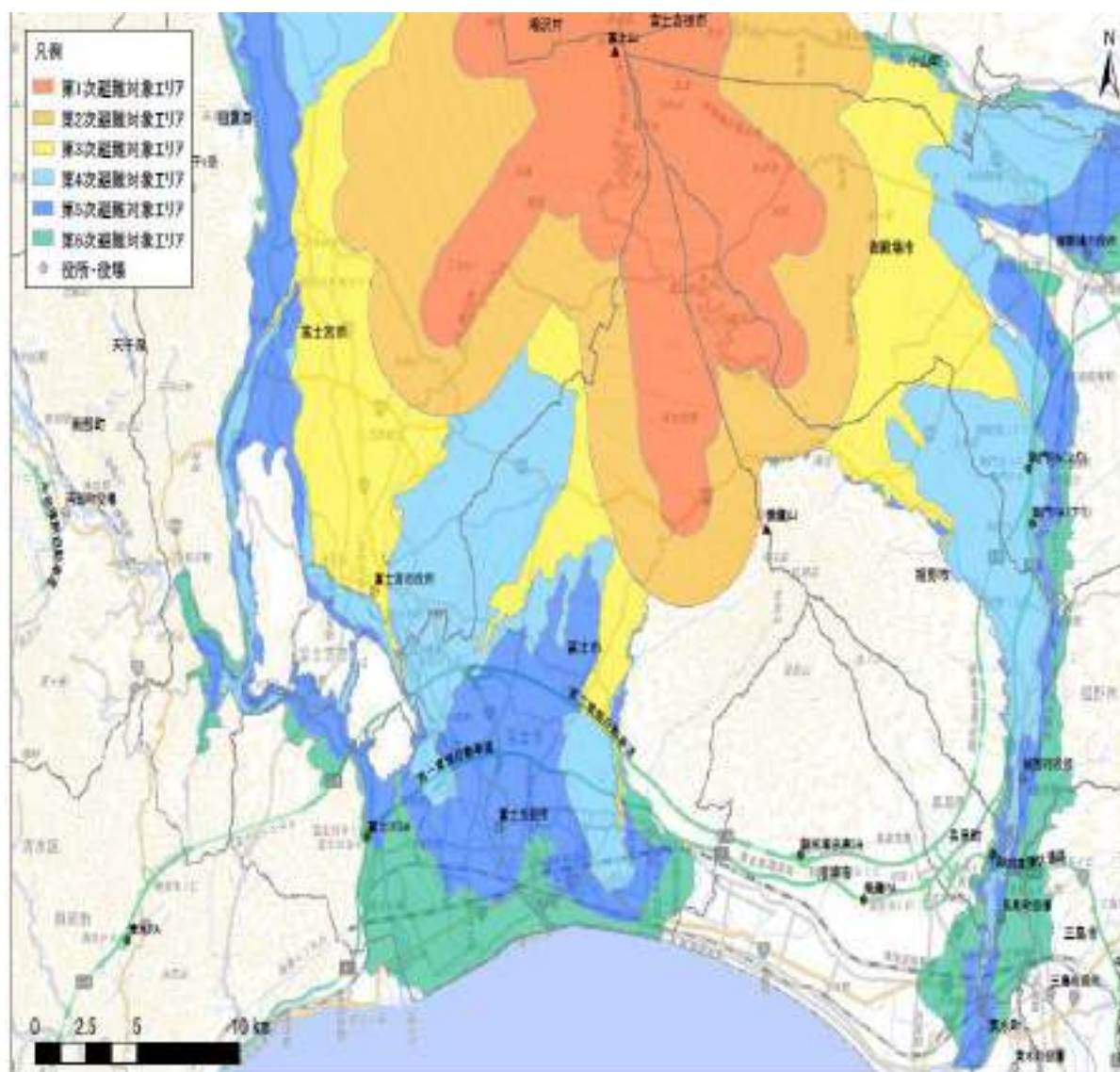
火砕流

雲仙岳

(2) 富士山火山災害対策が必要な学校

●避難対象エリア ※本校は該当しない

富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）





平成19年12月1日運用開始
令和5年3月29日改定

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	●噴火が発生。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日噴火開始;翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その他の噴火事例 貞観噴火(864-866年): 北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 宝永(1707年)噴火の事例 12月15日朝~16日午前(噴火開始前日~直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 宝永(1707年)噴火の事例 噴火開始数日前~:地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(推定)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで体に感じる地震が多発、噴動がほぼ毎日あった ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{※1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3~5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。 火山活動は静穏。	状況に応じて登山者は下山。 住民は通常の生活。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等 ^{※2} を発表してお知らせする) ●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)。

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>

●富士山火山避難基本計画の策定

令和5年3月29日に富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山避難基本計画」が策定された。各学校に今後求められる内容については、以下のとおり。

・避難確保計画の作成

富士山噴火に係る第1～4次避難対象エリア内に位置する学校のうち、本計画に基づき各市町が策定する「地域防災計画」において避難促進施設に指定された場合、避難確保計画を作成し、市町に提出することが求められる。（第5～6次避難対象エリア内の学校においても、市町から策定を求められる場合もあるので、留意すること）

・休校措置の実施

第1～6次避難対象エリア内の学校においては、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

（但し、第5～6次避難対象エリア内の学校が溶岩流到達の可能性や降灰の影響等を加味し、休校措置の対応を判断することを妨げるものではない）

・生徒の引渡し

休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引渡しや帰宅等の具体的な方法を検討する。

※富士山火山避難基本計画については、以下の静岡県HPから、最新の状況を確認すること

特に第3編第3章「学校・生徒関連施設の避難対策について」を参照すること

（ <https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/kazanfunka/fujisankazan/1053271.html> ）

(1) 原子力災害対策の基礎知識

「原子力防災のしおり 平成30年10月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。

原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって地下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防 護 措 置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。

安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

QRコードでも
アクセス可能



屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- ☐ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- ☐ 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- ☐ 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- ☐ 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- ☐ 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策 等)を生徒に説明する。
- ☐ 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

(2) 浜岡地域原子力災害広域避難計画

●避難元市町ごとの避難先（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

	PA Z	UP Z	避難先 1 原子力災害が単独で発生した場合等	避難先 2 大規模地震との複合災害等で、 避難先 1 に避難できない場合
御前崎市	○		静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）※
牧之原市	△		山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）※
		△	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
島田市		△	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都（特別区、市町村（島しょ部を除く））
藤枝市		△	神奈川県（全 33 市町村） 静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	埼玉県（全 63 市町村）
焼津市		○		
吉田町		○	静岡県内（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
菊川市		○	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
掛川市		○	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
袋井市		○	三重県（全 29 市町）	福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）
磐田市		△	岐阜県（全 42 市町）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
森町		△	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

○：市町全域が P A Z 又は U P Z 対象範囲

△：市内の一部が P A Z 又は U P Z 対象範囲

(※) 長野県の地域

地域	市町名
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
北アルプス	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上田	上田市、東御市、長和町、青木村

●対象となる学校の考え方

市町名	学校の対応
御前崎市	市内の全ての学校がP A Z内に該当
牧之原市	市内の一部の学校がP A Z内に該当 それ以外の学校はU P Z内に該当
掛川市・菊川市・吉田町・袋井市・焼津市・磐田市・島田市・藤枝市・森町	U P Z内に該当 (下線の市町に所在する学校については、同一市町内にU P Z内と外の地区が含まれるため、市町防災担当部局に自校が求められる対応について確認すること)

●P A Z内の公立学校 (令和8年2月時点)

所在地	幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援
御前崎市	さくら／北こども／はまおか	御前崎／白羽／第一／浜岡東／浜岡北	浜岡	池新田	掛川特支御前崎分校
牧之原市	地頭方相良	地頭方相良	相良御前崎	相良	
計	5校	7校	3校	2校	1校

◎学校等の避難フロー (P A Z・U P Z共通)



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする(バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。)

(『浜岡地域原子力災害広域避難計画 令和7年8月修正』(静岡県危機管理部) 参照)

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

●PAZ又はUPZ圏内から通学している生徒への対応

事前の準備	☐ 原子力発電所のある地域から通学している生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について、保護者と共通理解を図るとともに、連絡が取れる体制を整えておく。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	☐ 災害発生状況を把握し、当該生徒に正確な情報を伝える。 ☐ 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 ☐ 下校又は保護者への引渡しができない場合は学校待機させ、教職員とともに行動する。

○各市町の広域避難確保計画を確認しておくとうい

○防災教育推進のための連絡会議等の場で、原子力災害時の対応について、市町に事前に確認しておくとうい

○学校の所在地がPAZ・UPZ地区外の場合でも同地区から通学している生徒の有無を確認しておくとうい

◎UPZ内の学校における対応

UPZ内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しがなされるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校がただちに取るべき対応	☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は引渡し ☐ 上記対応を教育委員会に連絡	☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 屋内退避準備 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は屋内での引渡し ☐ 上記対応を教育委員会に連絡	☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 屋内退避 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 屋内での引渡し ☐ 上記対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない生徒への対応	☐ 学校等に留め置き	☐ 学校等の屋内に留め置き	☐ 学校等の屋内に留め置き

●学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合場所（PAZ・UPZ内の学校）

一次集合場所	島田工業高等学校
学校所在地における広域避難時の市町指定一次集合場所	島田工業高校 → 避難退域時検査場所（藤枝 PA・静岡 SA・清水 PA のいずれか） → 沼津市（愛鷹広域公園〔市有地駐車場〕）

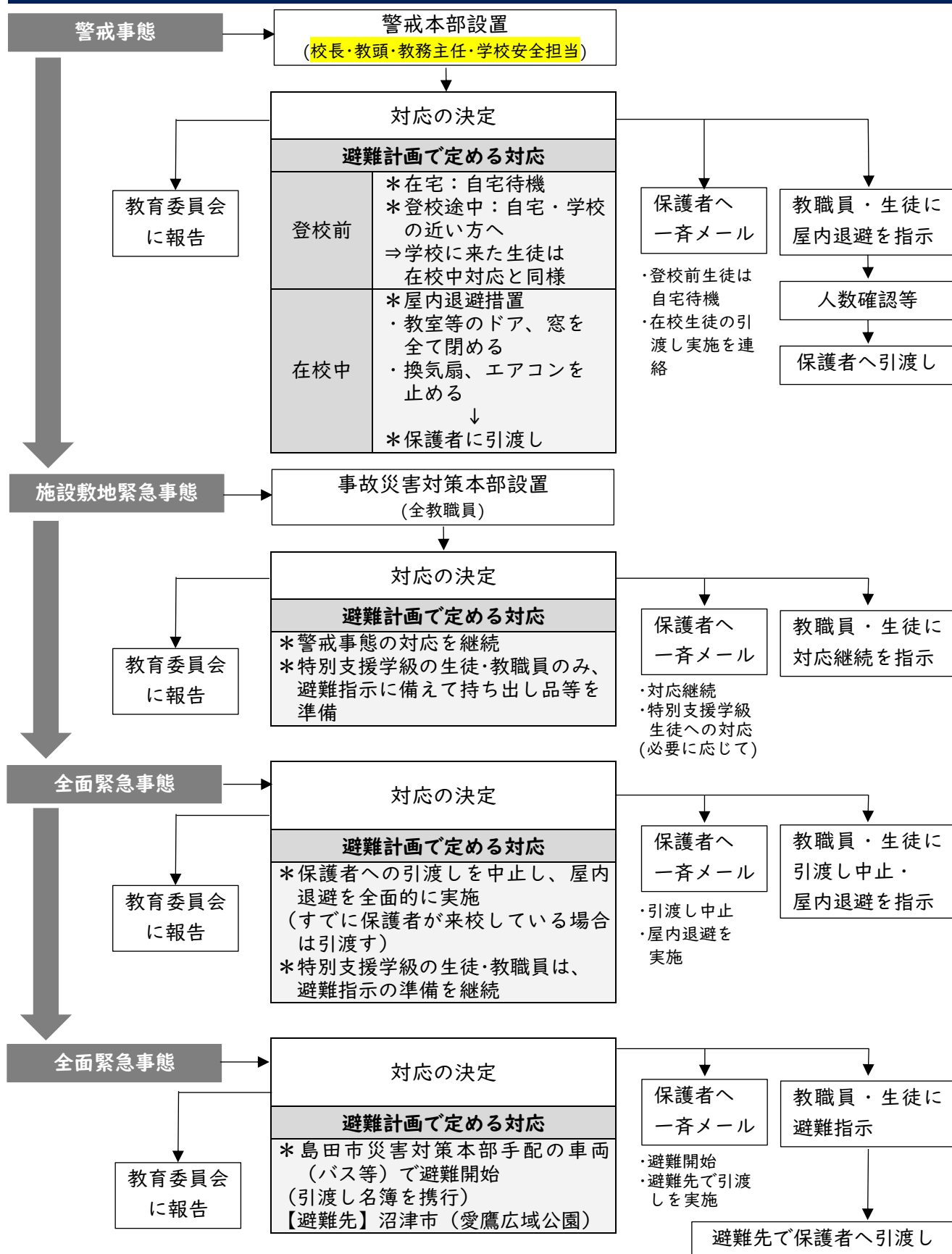
◎本校（UPZ内の学校）の下校・引渡しのルール（まとめ）

上段：警戒事態 中段：施設敷地緊急事態 下段：全面緊急事態

		生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	UPZ内	【下校または引渡し】		
		【引渡し】	【下校または引渡し】	
		【引渡し】		

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

◆ 原子力災害対応フロー (UPZ内の場合)



(1) 国民保護対策の基礎知識

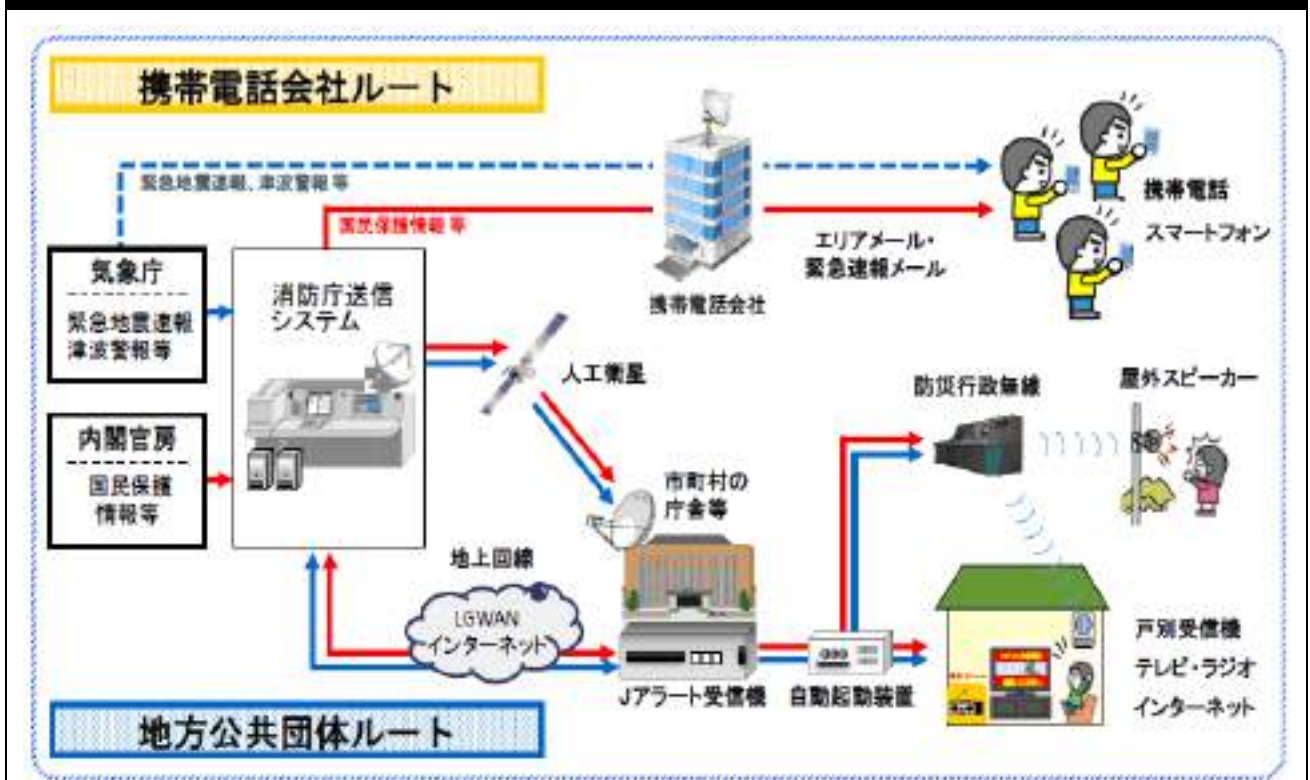
●国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命身体及び財産を保護する。

●全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報をスマートフォン等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

「Jアラート」（総務省消防庁）



(2) ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応

◎具体的対応

1 事前の対応

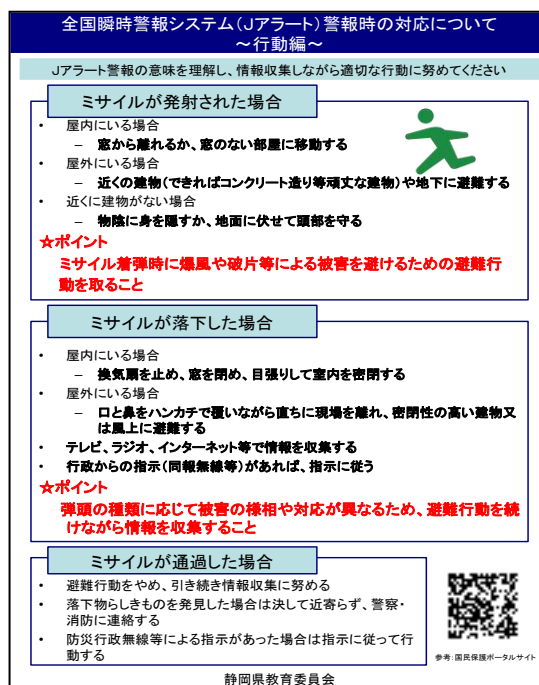
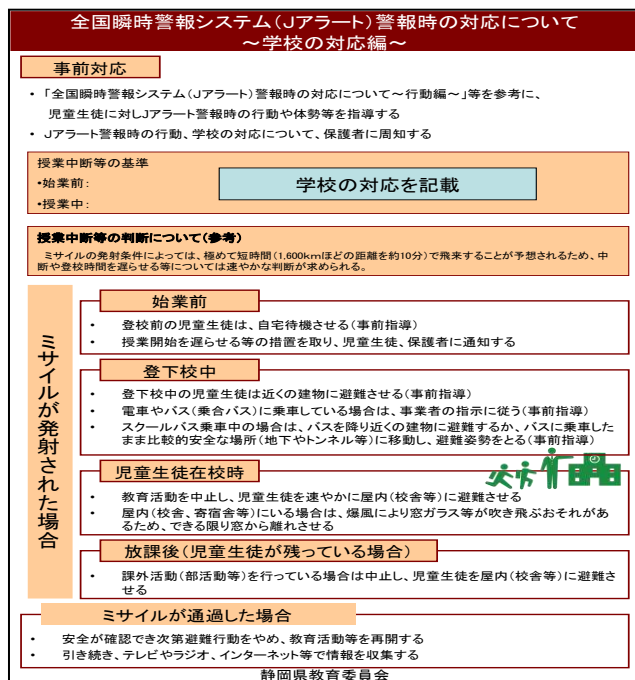
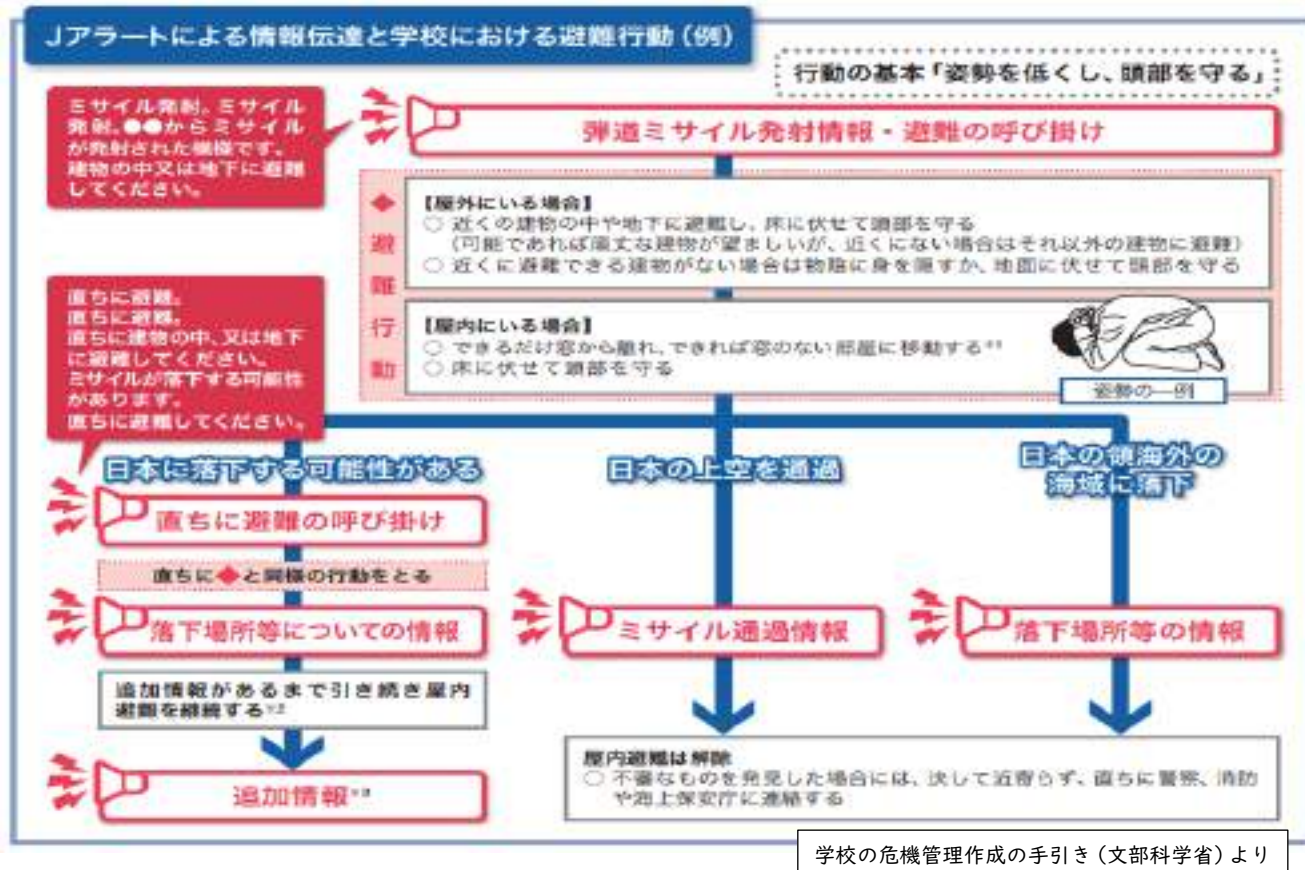
- ☐ マニュアルの見直し・整備（教育活動の中止基準の明確化 等）
例）Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休講とする
- ☐ 学校環境の安全点検及び整理整頓
- ☐ 生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解
- ☐ 避難訓練の実施

2 事後の対応

Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時

始業前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機を指示 ☐ 休校、短縮授業の措置を取る場合は、その旨連絡するとともに教育委員会に報告 ☐ 避難行動 ・出勤前の場合は自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 ☐ テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
在校中	☐ 授業を中止し、生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる ☐ テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
放課後	☐ 校内に生徒がいる場合は、屋内避難 ☐ 部活動等を行っている場合は中止 ☐ テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 ☐ 避難行動をやめ、出勤 ☐ 引き続き、情報収集
在校中	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 ☐ 引き続き、情報収集
放課後	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示 ☐ 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達 ☐ 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	☐ 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 ☐ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内又は風上へ避難 ☐ 引き続き、情報収集 ☐ 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ



18	その他
----	-----

(1) 大規模停電発生時における学校の対応

●事前の対応

☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等） ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄 ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知 ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）

◎大規模停電発生時における教育活動の実施基準

状況	基準
☐ 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない。 ☐ トイレ等の生活用水が確保できない。 ☐ 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある。 ☐ 公共交通機関の運休	☐ 原則として休校

◎大規模停電発生時の対応

実施項目	実施者
☐ 施設の安全点検 ☐ 通学路等の安全確保の確認 ☐ トイレ等の生活用水の確認 ☐ 授業実施等の判断 ☐ 生徒・保護者・教職員への連絡 ☐ 非常電源の確保	☐ 応急対策要員

(2) 生徒の引渡し及び待機

◎引渡しのルール

状況	基準
学校を含む 地域の震度	震度4以下 ☐ 状況に応じて下校（地区ごと集団下校等）。 ☐ 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度5弱以上 ☐ 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 ☐ 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

●引渡しにおける留意事項

☐ 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。 ☐ 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 ☐ 生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。 ☐ 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは、保護者とともに学校に留置くなどの対応も必要である。 ☐ 引渡しカード（緊急連絡先届）等を活用し、引受人や連絡先を把握しておく
--

◎引渡し手順

	災害対策本部	生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（生徒等待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 引渡しカード準備 ② 生徒を待機場所へ移動
引渡し		③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない生徒の保護	⑥ 引渡しが完了していない生徒の保護
	【学校待機の留意点】 ☐ 長時間の待機又は宿泊施設の確保 ☐ 食料・寝具の確保 ☐ 生徒の身体的・精神的ケア	

【参考】 緊急時引渡しカード

緊急時引渡しカード			
学年・組・氏名	年 組 番 氏名 (男 女)		
住所	〒		
上記住所における 避難所等	(避難場所)		
	(避難所)		
本校在学兄弟等	年 組 番 氏名		(男 女)
	年 組 番 氏名		(男 女)
緊急時の引受人（実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む）			
順位	引受人	本人との関係	連絡先
1			(自宅)
			(携帯)
			(メール)
			(その他・職場等)
2			(自宅)
			(携帯)
			(メール)
			(その他・職場等)
3			(自宅)
			(携帯)
			(メール)
			(その他・職場等)
太枠内は引受人が署名			
引受人署名		引渡し日時	引渡した教職員
		月 日 時 分	
引渡し後の連絡先（ ☐ 自宅 ☐ 自宅以外 ）			

(3) 校外活動における危機未然防止対策

◎事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	● 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない生徒への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関係する活動※ （食物アレルギー対応）	● 食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ● 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ➢ エピペン®等持参薬の使用法の再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（生徒同士の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルギーとなる食品の清掃 等

◎校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 生徒名簿（緊急連絡先を含む） |
| ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 携帯電話・スマートフォン |
| ☐ モバイルバッテリー | ☐ 携帯ラジオ端末 |
| ☐ 笛（危険を知らせるため） | |

◎校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - （食物アレルギーを持つ生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の北側掲示場所に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－サンプル編（文部科学省）より

(4) 学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

各学校は「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月30日 文部科学省 国土交通省）」に基づき、以下の対策を徹底する。

●移動の安全確保の対策

ガバナンスの徹底	● 管理職は、安全管理の責任者として、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための生徒の<u>引率計画や教職員の出張等</u>について、<u>書面等による事前確認を徹底</u>する。 ● 学校は、生徒の校外活動の計画について、書面等により保護者に対して事前に連絡する。
適切な事業者選定と契約の透明化・文書化	● 学校は、<u>法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認</u>するとともに、貸切バス安全性評価認定制度を参考にするなど<u>適切に交通事業者等を選定</u>する。 ● 学校及び交通事業者等は、<u>自動車の利用前</u>に見積書、契約書等の書面により、<u>契約内容（契約主体、内容等）を明確化</u>する。 ● <u>契約に関する書類については整理して保存</u>する。
レンタカーでの契約の在り方	● 学校がレンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行する。 ● レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性のある全ての者を貸渡契約に運転者として明記する。 ● 運行区間、行先、利用者人数、使用目的を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請する。
安全管理チェックシートの活用	● 教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、学校所有バス等（学校後援会所有バス、保護者会所有バス等）やレンタカーを使用する場合、「<u>安全管理チェックシート</u>」を参考に、以下について確認を行う。 ① <u>引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認（事前確認）</u> ② <u>引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認（当日出発前確認）</u> ● <u>管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底</u>する。
運転者の手配の在り方	● 学校は、学校所有バス等やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等に直接依頼事業者等に直接依頼し適切に契約する。 ● 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認する。
教職員の同乗について	● 学校は、<u>生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置</u>する。
学校所有等バスの管理	● 学校は、学校所有等バスが有効な車検証を備えているか、適切な保険に加入しているか、年1回以上確認する。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00061.htm

● 安全管理項目

- ・「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」で示された以下の項目を確認する。
- ・各学校の状況（学校後援会や保護者会等のバスの所有の有無や、長距離の遠征の頻度等）に応じて、参考様式を適宜修正する。

（事前確認）

項目	確認内容										
引率の計画	☐ 引率計画（下記項目を含む）について、書面等により管理職の承認を得ている。 <table border="0"> <tr> <td>◆ 日程、行程</td><td>◆ 使用する自動車（定員数、管理者）</td></tr> <tr> <td>◆ 引率する生徒（人数、氏名）</td><td>◆ 生徒が乗車する車両への同乗者</td></tr> <tr> <td>◆ 引率者、運転者</td><td>◆ 緊急時の対応・体制・連絡先 等</td></tr> </table> ☐ 運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案した、無理のない移動計画である。 （参考）貸切バス等乗務者の場合 ・ 運転時間（1日9時間以内《2日平均》） ・ 連続運転時間（4時間以内《概ね2時間以内に努める》） ・ 運転中断は10分以上／回、合計30分以上 等 ☐ 校外活動等の計画（下記項目を含む）を書面等により保護者に連絡している。 <table border="0"> <tr> <td>◆ 日程、行程</td><td>◆ 費用負担</td></tr> <tr> <td>◆ 引率者、運転者</td><td>◆ 緊急時の対応方針、体制・連絡先等</td></tr> </table>	◆ 日程、行程	◆ 使用する自動車（定員数、管理者）	◆ 引率する生徒（人数、氏名）	◆ 生徒が乗車する車両への同乗者	◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応・体制・連絡先 等	◆ 日程、行程	◆ 費用負担	◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応方針、体制・連絡先等
◆ 日程、行程	◆ 使用する自動車（定員数、管理者）										
◆ 引率する生徒（人数、氏名）	◆ 生徒が乗車する車両への同乗者										
◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応・体制・連絡先 等										
◆ 日程、行程	◆ 費用負担										
◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応方針、体制・連絡先等										
運転者	☐ 運転者は有効な運転免許証を保有している。 ☐ 運転者に事故歴や交通違反歴等の懸念事項はない。 （参考：乗合バスやタクシー運転者の場合） ・ 事故惹起運転者（死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者）は、特別な指導及び適性診断を受診 （参考：公共ライドシェアの運転者の場合） ・ 2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。 ☐ （レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記している。										
自動車（学校等所有バスの場合）	☐ 使用する自動車は定期点検で異常はない。 ☐ 使用する自動車は有効な車検証を備え付けている。 ☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入している。										

(当日確認)

項目	確認内容
引率の実施	☐ 警報等の発令等、移動を中止すべき状況ではない。 ※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて適切に判断する。
	☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案した、無理のない移動計画となっている。 ※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行う。
	☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認した。
	☐ 引率する生徒の体調等に異常がない。 ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し乗車時に指導を行った。
運転者の状況	☐ 疾病、疲労、睡眠不足等、健康状態について安全な運転に支障はない。 ☐ 酒気を帯びた状態にない。 ☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯している。 ☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合) 有効な運転免許の保有や交通違反歴等の懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者である。
自動車の状況	(学校等所有バスの場合) ☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はない。 ☐ 使用する自動車は有効な車検証を備え付けている。 (レンタカーの場合) ☐ 貸渡証を携行している。

(文科省 国交省作成チェックリスト)

交通安全！ 自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

※必ずこのチェックシートを、出発前と目的地に着いた後、両方にチェックしてください。

1. 出発前

☐ 道路状況(渋滞や工事等)について、事前に確認し、無理のない移動計画を立てましたか？

※ 渋滞や工事等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて適切に判断する。

☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認した。

☐ 引率する生徒の体調等に異常がない。

☐ シートベルトの着用について、生徒に対し乗車時に指導を行った。

2. 運転者の状況

☐ 疾病、疲労、睡眠不足等、健康状態について安全な運転に支障はない。

☐ 酒気を帯びた状態にない。

☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯している。

☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合) 有効な運転免許の保有や交通違反歴等の懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者である。

3. 自動車の状況

(学校等所有バスの場合)

☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はない。

☐ 使用する自動車は有効な車検証を備え付けている。

(レンタカーの場合)

☐ 貸渡証を携行している。

交通安全！ 自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

※必ずこのチェックシートを、出発前と目的地に着いた後、両方にチェックしてください。

1. 出発前

☐ 道路状況(渋滞や工事等)について、事前に確認し、無理のない移動計画を立てましたか？

※ 渋滞や工事等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて適切に判断する。

☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認した。

☐ 引率する生徒の体調等に異常がない。

☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行った。

2. 運転者の状況

☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？

☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？

☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？

☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合) 有効な運転免許の保有や交通違反歴等の懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者である。

3. 自動車の状況

(学校等所有バスの場合)

☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？

☐ 使用する自動車は有効な車検証を備え付けていますか？

(レンタカーの場合)

☐ 貸渡証を携行していますか？

〈記入例〉

安全管理チェックシート

● 事前確認項目

用 務 内 容	東海大会（テニス）				
用 務 先 （ 宿 泊 先 ）	① 東山公園テニスセンター				
	② 岐阜●●ホテル				
	③ 岐阜県立岐阜商業高校				
引 率 者 職 氏 名 （ 連 絡 先 ） （ 同 乗 確 認 ）	教諭 静岡太郎	090-1111-2222	同乗しない		
	部活動指導員 駿河花子	090-3333-4444	同乗しない		
引 率 生 徒	16 人（別添名簿のとおり）				
行 程 等	月・日	行程	運転時間	休憩	●運転時間 1日9時間以内（2日平均） ●連続運転時間 4時間以内 ※概ね2時間までに努める。 ※運転中断は10分以上／回 ※合計30分以上
	8月1日 土	旅行命令登録のとおり	4.0	要	
	8月2日 日	旅行命令登録のとおり	6.0	要	
使 用 自 動 車 及 び 運 転 者	使用自動車		運転者	有効な免許	事故歴等
	運転手付借上バス				
	学校所有バス		葵次郎（保護者）	有	無
	レンタカーバス				
	その他				

- ☐ 上記の計画書面等により保護者に連絡した。
- ☐ 上記運転者が手配できない場合は以下により対応する。
- 中止
- ☐ 教職員が引率車両に同乗しない場合、以下の者が同乗する。
- 浜松静子（保護者）

● 当日確認項目	確認者職氏名	
引 率 の 実 施	☐ 警報の発令等、移動を中止すべき状況ではない。 ☐ 事前確認項目から変更がない（軽微なものを除く）。 ☐ 引率する生徒の体調等に異常はない。 ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し乗車時に指導を行った。	
運 転 者 の 状 況	☐ 疾病、疲労、睡眠不足等、健康状態に支障が無い。 ☐ 酒気を帯びた状態にない。 ☐ 有効な運転免許証を携帯している。	
自 動 車 の 状 況	☐ 学校所有バスを利用する場合、日常点検表を記入する。	
(日常点検表)		
ブ レ ー キ	☐ ブレーキ・ペダル踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分である ☐ ブレーキの液量が十分である ☐ 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが十分である	
タ イ ヤ	☐ タイヤの空気圧が適当である ☐ 亀裂及び損傷がない ☐ 異常な摩耗がない ☐ 溝の深さが十分である	
バ ッ テ リ ー	☐ 液量が適当である	
原 動 機	☐ 冷却水の量が適当である ☐ エンジン・オイルの量が適当である ☐ 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ異音がない ☐ 定速及び加速の状態が適当である	
灯 火 装 置	☐ 点灯が不良でなく、汚れ及び損傷がない	
方 向 指 示 器	☐ 点滅が不良でなく、汚れ及び損傷がない	
ウ オ ッ シ ャ ー 液	☐ 液量が適当であり、噴射状態が不良でない	
ワ イ バ ー	☐ 払拭状態が不良でない	

(5) クマ出没時における学校の対応

近頃、全国のような地域において、市街地や集落などの人の生活圏でのクマの被害が発生しており、クマ出没に対する学校生活や登下校の安全確保や不安解消について、これまであまりクマの出没が見られなかった地域も含め、対応が求められているところです。

については、文部科学省事務連絡（令和7年10月30日）を参照し、必要に応じて、通学路の点検や変更、クマの出没時の安全対策や連絡体制の確認を行いましょう。

文部科学省事務連絡（ https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00048.htm ）

●参考

県くらし・環境部自然保護課ホームページに、「クマ出没マップ」が掲載されていますので、学校近隣におけるクマの出没状況の確認に御活用ください。

（ <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/shizenkankyo/wild/1017680.html> ）

(6) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し）を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記(1)①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外学習の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・教務主任・学校安全担当)	○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
引率責任者、 引率教員	○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備） ○児童の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童の保護

3

事後の危機管理

I 避難所対応

避難所運営に関する避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりとする（詳細は市町や施設により異なる）。

組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	・ 避難所の運営主体 ・ 地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	・ 避難所立ち上げを主導する（適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する）。 ・ 避難所や地域住民への情報伝達 ・ 在宅避難者の把握及び支援 ・ 地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	・ 市町職員と連携し、施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・ 施設管理 ・ 避難所の運営支援（主に施設、備品）
市町職員	・ 施設管理者と協力した避難所の開設・解消（閉鎖） ・ 市町本部との連絡調整 ・ 避難所の運営支援

※「避難所運営マニュアル」（静岡県危機管理部）

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/manual/1029982.html>

◎避難所の施設管理者として確認すべきこと

- ☐ 自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
- ☐ 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
- ☐ 避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
- ☐ 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先
- ☐ 避難所施設の耐震性や避難者来所時における対応

◎市町から発令される避難情報について

区分	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・ 避難行動に時間を要する者(乳幼児や特別支援学校の生徒)は立ち退き避難する。 ・ 上記以外の住民等は立ち退き避難の準備を整える。 ・ 状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害においては、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ避難することが望ましい。
避難勧告	・ 立ち退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保措置をとる。
避難指示 (緊急)	・ 立ち退き避難中の人は確実に避難を完了する。 ・ 避難勧告の対象地域でまだ立ち退き避難をしていない人は速やかに避難を開始する。 ・ 市町からの避難情報は一定の範囲で発令されるため、状況によっては屋内での安全確保の方が適切な場合もあることに留意する。

◎岸町及び阿知ヶ谷・東光寺地区避難所運営会議

本校は、岸町及び阿知ヶ谷・東光寺地区の避難所となる。地区防災委員、市役所地区防災担当者、本校職員合同による避難所運営会議を本校生活館で年５回実施する。

◎避難所運営における施設管理者となる学校の役割

「避難生活の手引き」（静岡県危機管理部）	
●避難所運営の主な役割分担 避難所運営に関する、避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりです。詳細は市町や施設により異なります。	
組 織 等	役 割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	・避難所の運営主体 ・地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	・避難所の立ち上げを主導する (適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する) ・避難所や地域住民への情報伝達 ・在宅避難者の把握及び支援 ・地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	・市町職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・施設管理 ・避難所の運営支援(おもに施設、備品)
市町職員	・施設管理者と協力した避難所の開設・解消(閉鎖) ・市町本部との連絡調整 ・避難所の運営支援

【参考】施設（学校）管理者用

１ 施設について

避難所となる 施設（学校）	名称	静岡県立島田工業高等学校			
	住所	島田市阿知ヶ谷 201 番地			
	連絡先	TEL:0547-39-4194 FAX:0547-37-1177			
	避難所利用者の 居住地区名	六合地区（うち岸町及び阿知ヶ谷・東光寺地区） 六合地区（男 8073 女 8204 計 16277）	想定避難者数	400 人	

２ 関係者連絡先

	担当者氏名	連絡先
施設管理者①	島田工業高校 教頭	0547-37-4194
施設管理者②	島田工業高校 事務長	0547-37-4194
市町防災担当課	島田市役所 危機管理課	0547-36-7143
避難所派遣職員	島田工業高校 総務部長	0547-37-4194
阿知ヶ谷・東光寺地区	避難所運営委員会 副部長	
岸地区	避難所運営委員会 部長	

3 避難者生活スペース、備蓄品、機材について（施設管理者として提供できるものを記載）

避難者生活スペース （トイレ等も含む）	体育館、錬武館、卓球場、生活館
避難者へ提供できる機材等	防災倉庫内全般
備蓄品・資機材保管場所 （備蓄品・資機材は市町準備）	防災倉庫内全般

4 避難所開設について（体育館・錬武館・卓球場・生活館）及び防災倉庫の鍵の管理

			氏名	連絡先
避難所を 開設する 担当者	勤務時間内 勤務時間外	施設管理者		0547-37-4194
		市町担当者		0547-36-7143
		地域住民		

【参考】避難所運営に関する話し合い確認事項（施設（学校）管理者用）

体育館・錬武館・卓球場・生活館・災害時救援自販機 の鍵の管理票

施設名	鍵番号	管理者	備考
体育館	1	岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区避難所運営 会議 部長	体育館・ステージ下倉庫・プール門扉
	2	島田市危機管理部危機管理課	体育館北入口・西入口・ステージ下倉庫
	3	本校 事務室	
錬武館	1	岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区避難所運営 会議 部長	東側柔道場入口
	2	島田市危機管理部危機管理課	錬武館入口
	3	本校 事務室	
卓球場	1	岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区避難所運営 会議 部長	卓球場西入口
	2	本校 事務室	
生活館	1	岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区避難所運営 会議 部長	生活館玄関・食堂
	2	本校 事務室	
災害時救援 自販機	1	岸町・阿知ヶ谷・東光寺地区避難所運営 会議 部長	自販機 1・2・3
	2	本校 事務室	

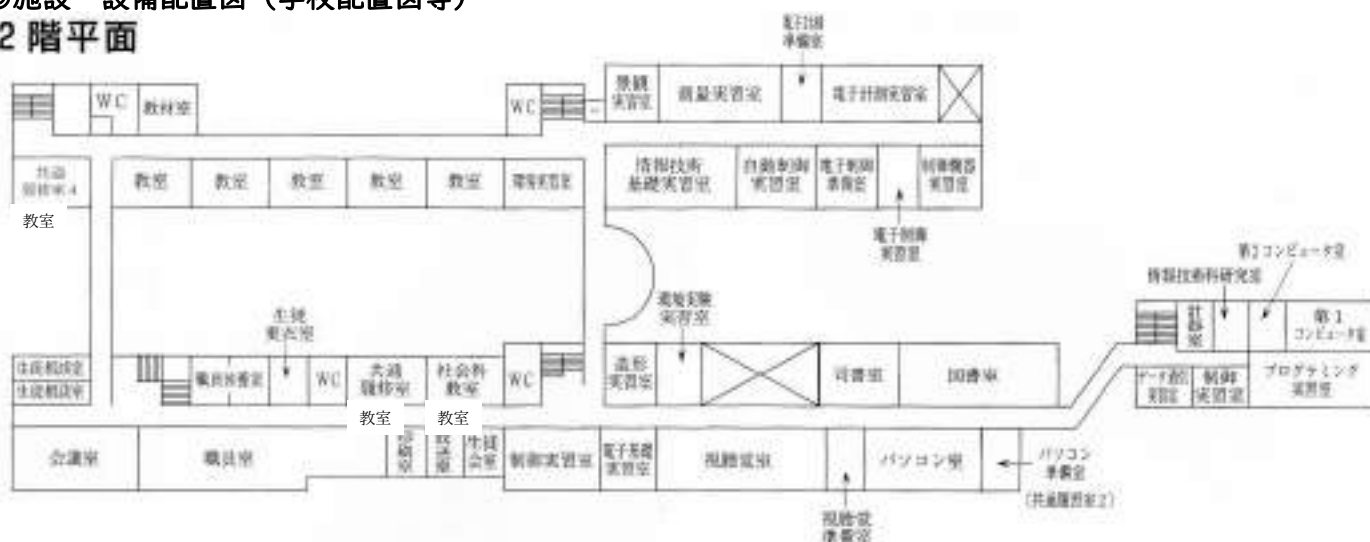
校内の非開放区域

非開放区域	非開放の理由
北館各教室・南館各教室	個人情報管理、機器管理のため
第1実習棟・第2実習棟	個人情報管理、機器管理のため
弓道場・部室棟	機器管理のため

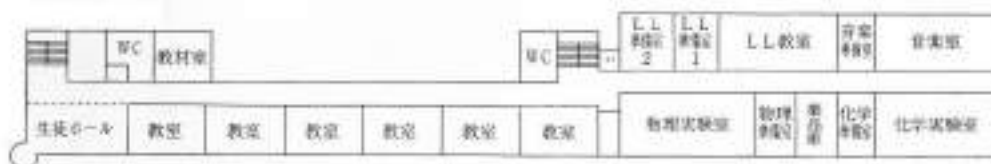
学校構内図（避難所対応）

◎施設・設備配置図（学校配置図等）

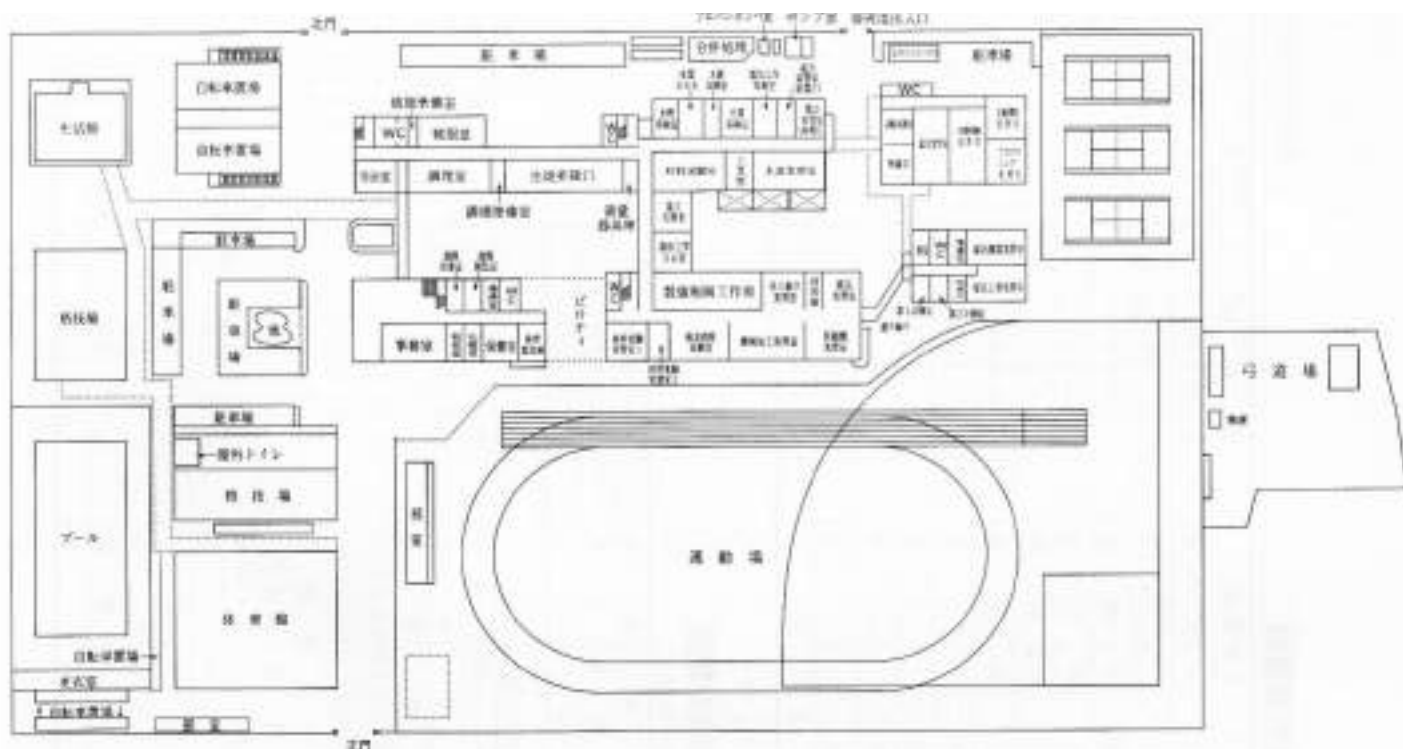
2 階平面



3 階平面



4 階平面



2 教育活動の再開に向けた流れ

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化（学校再開）のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

◎教育活動の再開に向けて必要な取組

I 教育環境の維持と整備	
① 災害対策本部の立ち上げ	⑤ 教育活動再開についての検討、決定
② 教育活動再開に必要な教室の確保	⑥ 遺族対応
③ 非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理	⑦ 報道対応
④ 避難所開設及び運営支援	
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	
① 災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等）	④ ライフラインの状況確認
② 飲料水、食料、寝具等の調達、管理	⑤ 破損箇所の修繕の申請、依頼
③ 救援物資の受け取り、仕分け、保管 等	
III 傷病者の対応と生徒の心のケア	
① 組織体制、役割分担	④ 職員研修の実施
② 生徒の健康チェック	⑤ ストレス反応が出ている生徒への対応
③ 心のケア委員会の設置	
IV 生徒の安否確認と被災状況確認	
① 生徒が避難予定の避難所を把握	③ 安否不明生徒の搜索、救助
② 生徒の状況と健康状態の把握	④ 保護者への引渡し
V 教職員の安否確認と被災状況確認	
① 教職員が避難予定の避難所を把握	
② 教職員の健康チェック	
VI 外部機関との調整	
① 教育委員会との連絡、調整	
② 給食再開に向けての準備、献立等の検討	
③ スクールバスの手配	

●学校再開に向けた校内組織対応

- ☐ 発災直後の応急体制（本マニュアル2章参照）と教育活動の早期正常化（学校再開）を両立できるような流れを意識すること。
- ☐ 以下に示した日数は、発生から1か月程度で学校を再開するための目安であり、出来る限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
災害対策本部	☐ 災害に関する情報収集 ☐ 通信手段の確保(防災無線等) ☐ 情報の発信（学校HP、一斉メール等） ・ 学校の被害情報、休校情報 等 ☐ 市町災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 ☐ 生徒及び教職員の被害状況の集約 ☐ 関係機関との協力体制の確立 ☐ 危険箇所の集約、応急危険度判定依頼 ☐ 報道対応 ☐ 遺族対応 「住民等対応」 ☐ 避難所運営支援 ・ 市町職員、自主防災組織との連携	☐ 災害に関する情報収集※ ☐ 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・ 学校の被害情報、休校情報等 ☐ 教育委員会と復旧方針と再開場所の調整 ☐ 学校再開日の検討 ☐ 応急教育、カリキュラムの検討・作成 ☐ 給食再開の検討 ☐ スクールバス運行の検討 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ ☐ ボランティアの受け入れ、配置 「住民等対応」 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議	☐ 災害に関する情報収集※ ☐ 情報の発信(学校HP、一斉メール等)※ ・ 学校再開関係 ☐ 学校再開場所、再開日の決定 ☐ 応急教育計画の作成(教材等の確保・手配) ☐ 給食再開計画の作成 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ 「住民等対応」 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議※	☐ 学校再開に関する保護者説明会 ☐ 教育活動再開の連絡（学校HP、一斉メール、連絡網等） ☐ 災害対策本部閉鎖 ☐ 避難所縮小・解消閉鎖 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ 「住民等対応」 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議※
生徒・保護者対応班	☐ 家庭訪問、避難所巡回 ・ 安否確認、居場所（難先 等）の確認 ☐ 引渡し完了していない生徒の避難生活支援 ☐ 保護者等への引渡し ☐ 生徒の被災状況の把握	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・ 健康観察・怪我の有無 ・ 生徒の心身の状態把握 ・ 被災状況の把握（家族を含む）	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・ 生徒の配慮事項の確認 ・ 生徒の心身の状態把握※	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・ 生徒の心身の状態把握※

		～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
施設管理班	搬入・搬出	☐ 非常持出品、重要書類等の管理 ☐ 鍵の管理 ☐ 必要な学用品、教材の調査 ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保 ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保※ ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保※ ☐ 物資（学用品等）の整備
	安全点検・消火	☐ 被害状況、危険箇所の調査(含写真撮影) ☐ ライフラインの状況確認	☐ 被害状況、危険箇所の調査※ ☐ 学校周辺、通学路の安全点検	☐ 被害状況、危険箇所の調査※ ☐ 学校周辺・通学路の安全点検※ ☐ 通学路の決定	☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ☐ 校舎内外、避難所巡視
	応急復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等・トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ☐ ガラス等の飛散物撤去、転倒備品の復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ ☐ ライフラインの復旧状況の確認 ☐ スクールバス運行ルート of 検討	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ ☐ 給食再開に向けての準備献立等の検討 ☐ ライフラインの復旧状況の確認※	☐ スクールバスの手配・確保 ☐ 給食再開に向けての準備献立等の検討
救護班		☐ 負傷者の応急手当（容態に応じて搬送） ☐ 急病人、体調不良者の対応 ☐ 学校医、関係医療機関との連携 ☐ 心のケア班との連携	☐ 教職員の健康状態の確認 ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※	☐ 教職員の健康状態の確認※ ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※	☐ 教職員の健康状態の確認※ ☐ 水質管理 ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※
心のケア班		☐ 心のケアに向けての組織体制・役割分担 ☐ スクールカウンセラー派遣のための調査 ☐ 生徒及び教職員の健康チェック ☐ 生徒への対応	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 生徒への対応※ ☐ 心のケアに関する資料の作成、配布	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 生徒への対応※ ☐ 職員研修	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 保健師や心のケアチームの巡回に関する情報収集

3 心のケア

●生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。

小学生の特徴

- 親にまわりつくなど子どもがえりが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 現実でないことを言うことがある。



中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、**ストレス反応の表れ方は人それぞれ**です。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れると言われています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

●日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。

状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。



●心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（ＳＣ）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声かけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は専門家や医療機関に相談しましょう。



支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて**積極的な休息**をとりましょう。



- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 独りで抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）

災害時の心のケアに関する実施事項（参考）（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

担当		役割	発災前		在校避難生活～引渡し	避難生活～学校再開
			危機管理に対する啓発		安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立	
心のケア委員会	管理職・その他の職員	判断・方針の把握／指示	☐ 心のケアに対する対応の検討・マニュアルの作成 ☐ 危機管理に対する啓発 ・生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 ☐ 心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備	災害発生	☐ 心のケア委員会の開催 ☐ 生徒の心身健康状態の把握と情報の共有 ☐ 心のケアについて対応方針の決定と共通理解 ☐ 生徒が安心できる生活環境の整備 ☐ 校舎内の被災状況や衛生状況の確認 ☐ 心のケアに向けて組織・体制・役割分担確認	☐ 心のケア委員会の開催 ☐ 学校再開後の方針立案 ・活動内容 ・安心できる環境整備など ☐ 地域の関係機関との協力体制の確立 ・県教育委員会 ・医療機関 ・民生委員 ・保健師
		のケアへ			☐ 教職員被災状況確認	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
	保健主事・養護教諭	研修職員	☐ 心のケアに関する研修の実施			☐ 学校再開後の心のケアを目的とした生徒の活動の準備
		生徒へのケア	☐ 学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り		☐ 体調不良、怪我等への対応 ☐ 生徒の健康チェック担任サポート ☐ 学校医、スクールカウンセラーとの情報共有	☐ 個別のケースについて、担任へのアドバイス ☐ 学級担任からの情報の集約、心のケア委員会への報告
	学校医SC等	専門的対応			☐ 学校の被災状況、対応、生徒の状況の確認	☐ 学校再開に向けて、職員へのアドバイス等
学級担任	生徒の心のケア	☐ 心のケアに関する理解	☐ 生徒の健康・行動の観察 ☐ 生徒の健康管理 ☐ 養護教諭との連携 ☐ 安心できる環境作り	☐ 電話連絡・家庭訪問等 ☐ 生徒の生活状況の把握 ☐ 健康状態の把握 <健康チェックシート>		

役割	学校再開から1週間まで		学校再開から1ヶ月まで	再開1ヶ月から6ヶ月まで
	心身の健康状態の把握と支援活動		心身の健康状態と中心的な心のケア	中・長期的な心のケア
状況の把握／指示判断・方針の指示	☐ 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・家庭での様子の調査 ・相談希望調査 ・教職員間の情報共有 ☐ 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配布 ☐ 心のケアに関する講話 ☐ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり		☐ 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・心身に支障をきたした生徒への対応 ☐ 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配布 ・医療機関等との連携 ☐ 二次的被害防止への対応 ☐ 学年等で取り組む心のケアの企画	☐ 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・中長期的な支援計画の作成 ・状況の再確認 ☐ 保護者懇談会の実施と保護者への支援 ☐ 市町社会福祉課、相談支援事業所等への協力依頼 ☐ 学年等で取り組む心のケアの企画
の職員へ	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介		☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
研修職員	☐ 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備		☐ 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備	☐ 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備
生徒へのケア	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携		☐ 心身の健康状態の把握 ・生徒への質問紙調査 ・個別面談希望調査 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携	☐ 心身の健康状態の把握 ・個別面談希望調査 ☐ 心のケアの継続支援 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携

専門的 対応	☐ 職員へのアドバイス等 ☐ 生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関へ紹介	☐ 職員へのアドバイス等 ☐ 生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介	☐ 職員へのアドバイス等 ☐ 生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介
生徒の心の ケア	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の教科 ・個別面談希望調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の教科 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の教科 ・個別面談希望調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有 ☐ 心のケアを図る学級経営

●生徒の健康チェック

「健康チェックシート」(参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル)

健康チェックシート		年	組	番	男・女	名前
No	健康状態 (健康チェック項目に相当)	/	/	/	/	対応
1	食欲がない					・無理をしないで、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに取る。
2	眠れない					・苦痛を和らげる手当てをしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
3	眠気が強い、うとうとする					・症状が1週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
4	体の痛み(頭痛、腰痛など)					・発災前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れ てあわてることがないように早めの受診を勧める。
5	吐き気がする					・ (平常時の症状より悪化する場合がありますので、注意深く観察)
6	下痢をしている					
7	皮膚がかゆい					
8	発作の回数が増える					
9	体重減少あるいは急激な体重増加					
10	家に帰りたくない					・叱咤激励は禁物。気持ちを受け止めることで、素直な気持ちを表せるようにする。
11	学校に行きたくない					・時間を割いて相手をする、話を聴くなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
12	怖いこと心配事がある					
13	落ち着きがない					
14	ぼんやりすることが多い					・症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療 機関に相談する。 (急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する)
15	イライラしている					↓ 下記参照
16	元気がなく、意欲が低下している					最初には症状が目立たなかったり、2、3ヵ月後に現れるケースもある。 被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい。
17	ハイテンションである					
18	あまり話さなくなった					
19	物音に敏感になる					
20	人が遠ったように見えることがある					
21	こだわりが強くなる					
22	パニックの回数が増える					
23	薬の服用ができていない					

●急性ストレス障害 (ASD) と外傷後ストレス障害 (PTSD) の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	☐ 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする ☐ 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック) 等
体験を連想されるものからの回避症状	☐ 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする ☐ 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される ☐ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	☐ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない ☐ 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

●災害時の心のケアに関する実施事項（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

担当		役割	災害発災前 (危機管理に対する啓発)	災害発生後 (安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立)	
				在校避難生活～引渡し	避難生活～学校再開
心のケア委員会	管理職・その他の職員	状況の把握／判断・方針の指示	☐ 心のケアに対する対応の検討、マニュアルの作成 ☐ 危機管理に対する啓発 ・生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 ・心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備	☐ 心のケア委員会の開催 ☐ 生徒の心身健康状態の把握と情報の共有 ☐ 心のケアについて対応方針の決定と共通理解 ☐ 生徒が安心できる生活環境の整備 ☐ 校舎内の被災状況や衛生状況の確認 ☐ 心のケアに向けて組織・体制・役割分担確認	☐ 心のケア委員会の開催 ☐ 学校再開後の方針立案 ・活動内容 ・安心できる環境整備 等 ☐ 地域の関係機関との協力体制の確立 ・県教育委員会 ・医療機関 ・民生委員 ・保健師
		職員へのケア		☐ 教職員被災状況確認	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
	保健主事・養護教諭	職員研修	☐ 心のケアに関する研修の実施		☐ 学校再開後の心のケアを目的とした生徒の活動の準備
		生徒へのケア	☐ 学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り	☐ 体調不良、怪我等への対応 ☐ 生徒の健康チェック担任サポート ☐ 学校医、スクールカウンセラーとの情報共有	☐ 個別のケースについて、担任へのアドバイス ☐ 学級担任からの情報集約、心のケア委員会への報告
学校医 S C等		専門的対応		☐ 学校の被災状況、対応、生徒生徒の状況の確認	☐ 学校再開に向けて職員へのアドバイス 等
学級担任		生徒の心のケア	☐ 心のケアに関する理解	☐ 生徒の健康・行動の観察 ☐ 生徒の健康管理 ☐ 養護教諭との連携 ☐ 安心できる環境づくり	☐ 電話連絡・家庭訪問 等 ☐ 生徒の生活状況の把握 ☐ 健康状態の把握 〈健康チェックシート〉

	学校再開から1週間まで	学校再開から1ヶ月まで	再開1ヶ月から6ヶ月まで
	心身の健康状態の把握と 支援活動	心身の健康状態と 中心的な心のケア	中・長期的な心のケア
状況の把握／判断・方針の指示	☐ 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・家庭での様子の調査 ・相談希望調査 ・教職員間の情報共有 ☐ 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 ☐ 心のケアに関する講話 ☐ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	☐ 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・心身に支障をきたした生徒への対応 ☐ 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 ・医療機関等との連携 ☐ 二次的被害防止への対応 ☐ 学年等で取り組む心のケアの企画	☐ 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・中長期的な支援計画の作成 ・状況の再確認 ☐ 保護者懇談会の実施と保護者への支援 ☐ 市町社会福祉課、相談支援事業所等への協力依頼 ☐ 学年等で取り組む心のケアの企画
職員へのケア	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
職員研修	☐ 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備	☐ 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備	☐ 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備
生徒へのケア	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携	☐ 心身の健康状態の把握 ・生徒への質問紙調査 ・個別面談希望調査 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携	☐ 心身の健康状態の把握 ・個別面談希望調査 ☐ 心のケアの継続支援 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携
専門的対応	☐ 職員へのアドバイス 等 ☐ 生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介	☐ 職員へのアドバイス 等 ☐ 生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介	☐ 職員へのアドバイス 等 ☐ 生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介
生徒の心のケア	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有 ☐ 心のケアを図る学級経営

心のケア関係機関一覧

- ① 教育委員会
問題行動の認知に際しては、日頃から学校と教育委員会が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。学校において重大な事件・事故等が発生した場合には、教育委員会がチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。
連絡先：静岡県教育委員会 高校教育課 054-221-3110
- ② 静岡県こころの緊急支援チーム（CRT：クライシス・レスポンス・チーム）
活動：重大な事案発生後、学校が落ち着きを取り戻す流れを作る役目（場のケア）を果たす。事案発生直後に現地に入り、体制整備の支援を中心に活動する。
メンバー：職種は、精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等である。
- ③ 警察署
学校警察連携制度、スクールサポーター制度を活用し、日頃から情報交換を行って連携関係を築き、犯罪行為として取り扱うべきと認められるいじめ事案が発生した場合には迅速に協力を求めることが必要である。
連絡先：島田警察署 生活安全課 0547-37-0110（内線 261）
少年サポートセンター志太榛原地区の窓口を兼ねる。
- ④ 少年サポートセンター
非行、いじめ等の被害などの少年問題について少年警察補導員や警察官が相談に応じ、非行防止教室等の開催により非行や犯罪被害の未然防止を図る。
連絡先：志太榛原地区（藤枝署 3 階）054-641-0110（内線 281）080-1605-0786
- ⑤ 生徒相談所
いじめや非行についての相談など、専門の相談員や心理学、医師などの専門家が 18 歳未満の子どもに関する様々な相談に応じている。
- ⑥ 静岡県中央相談所
家庭生徒相談（生徒のしつけや養育、家庭の人間関係、家庭や学校での生徒福祉に関すること）
（ア）中部健康福祉センター 住所：藤枝市瀬戸新屋 362-1 054-646-3570
（イ）島田市福祉事務所（こども家庭室） 住所：島田市中心町 1-1 0547-36-7253
（ウ）焼津市こども相談センター 住所：焼津市本町 5-6-1 アトレ庁舎 054-626-1165
（エ）藤枝市子ども若者支援課 住所：藤枝市岡出山 1-11-1 054-643-7227
（オ）⑤牧之原市福祉事務所（家庭生徒相談室）
住所：牧之原市静波 991-1 総合健康福祉センターさざんか内 0548-23-0083
（カ）吉田町、本川根町 中部健康福祉センター（福祉課）
住所：藤枝市瀬戸新屋 362-1 054-644-9276
- ⑦ 教育相談
いじめ、非行、不登校、学校生活の悩み等に関すること。
（ア）島田市 島田市教育センター教育相談室 月～金 9:00～16:00
住所：島田市相賀 2510 0547-34-2255
（イ）焼津市 青少年教育相談センター 月～金 8:30～17:00
住所：焼津市本町 5 丁目 6-1（焼津市役所アトレ庁舎 2 階） 054-631-4356
（ウ）藤枝市 藤枝市教育相談室（勤労少年ホーム） 月～金 13:00～16:30
住所：藤枝市田中 3-7-45 054-644-7867
（エ）牧之原市 牧之原教育支援センター「フルール」 月～金 9:00～17:00
住所：牧之原市静波 447-1 0548-23-0093
（オ）吉田町 子どもの相談室 月・水・金 8:30～16:30 住所：吉田町住吉 87 0548-33-2151
（カ）川根本町 教育相談 8:15～17:15 住所：川根本町千頭 1183-1 0547-59-3111
- ⑧ こども家庭 110 番
子どもの性格・行動、しつけ、不登校、非行に関する電話相談。
中部地区 月～金 9:00～20:00、土・日 9:00～17:00 連絡先：054-273-4152
- ⑨ ハロー電話「ともしび」
月～金 9:00～17:00、土・日・祝 9:00～17:00（年末年始を除く） 連絡先：054-289-8686
- ⑩ 24 時間子供 SOS ダイヤル 連絡先：0120-0-78310
- ⑪ 静岡県総合教育センター面接相談（申し込み：0537-24-9768）
非行・不登校など子どもの心と教育全般に関する相談、発達が気になる子供、障がいのある子どもに関する教育相談・就学相談
県総合教育センター（掛川市） 月～金 9:00～17:00
- ⑫ 静岡少年鑑別所相談室
非行問題を扱う専門機関として、臨床心理の専門家が相談に応じる。
連絡先：054-281-3208 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00

< 県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成24年度以降） >

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル」及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。 なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し、基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、東日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の視点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
RI	静岡県学校安全教育目標 命を守る力を育てる ～学校安全計画推進のために～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の視点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
RI	静岡県危機管理マニュアル 作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各学校の危機管理マニュアル作成の一助となるよう手引き形式で内容を再編集した。

<参考文献（リーフレット等を含む・順不同）>

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）
- ・緊急地震速報－地震による強い揺れを事前にお知らせ－（気象庁）
- ・津波防災（気象庁）
- ・津波から命を守るために（気象庁）
- ・命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・雨と風（気象庁）
- ・噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡大学防災総合センター）
- ・静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・原子力防災のしおり 平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）
- ・伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・はまどくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）
- ・南海トラフ地震－その時の備え－ 令和元年6月（気象庁）
- ・防災気象情報と警戒レベルについて 令和元年6月（気象庁）
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）

<参考ウェブサイト>

- ・文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）
- ・内閣官房国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）
- ・総務省消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）
- ・気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/>）